

令和7年度 第4回名古屋市男女平等参画推進協議会

令和8年2月26日(木)
(書面開催)

(議 題)

1 「名古屋市男女平等参画基本計画2030(案)」について

資料 1-1 市民意見及び市の考え方(暫定版)

資料 1-2 計画(案)(暫定版)

2 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(案)」について

資料 2-1 市民意見及び市の考え方(暫定版)

資料 2-2 計画変更(案)(暫定版)

資料 2-3 計画(案)(暫定版)

(スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課 内 2234)

名古屋市男女平等参画基本計画 2030（案）に対する
市民意見及び市の考え方
（暫定版）

名古屋市男女平等参画基本計画 2030（案）に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。
いただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表します。
なお、ご意見の内容は、原文を一部要約または分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

令和 8 年 3 月

名古屋市

1 名古屋市男女平等参画基本計画 2030（案）に対する市民意見の概要

(1) 募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月4日（水）

(2) 意見提出状況

提出方法	郵送	ファックス	電子メール	Logo フォーム	合 計
提出者数	0人	1人	3人	2人	6人
意見数	0件	5件	18件	7件	30件

(3) 意見の内訳

項 目	意見数
第1章 基本計画の策定にあたって	0件
第2章 計画策定の背景	0件
第3章 計画の概要	0件
第4章 施策の展開	
分野Ⅰ 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現	
方針1 性別にかかわる人権の尊重	4件
方針2 性別にかかわる人権侵害の解消	9件
分野Ⅱ 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現	
方針3 方針決定過程への女性の参画拡大	3件
方針4 働き方改革と女性活躍の推進	4件
方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大	3件
方針6 地域における男女平等参画の促進	4件
分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現	
方針7 男女平等参画のための意識変革	2件
第5章 計画の推進体制	0件
その他	1件
合 計	30件

2 名古屋市男女平等参画基本計画 2030（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方

（1）第4章 施策の展開

分野Ⅰ 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現

方針1 性別にかかわる人権の尊重について（4件）

【市民意見】

- ▶ 名古屋市男性相談は電話と面接のみであり、女性相談に比べて規模や周知が限定的である。男性特有の悩み（離婚による子との引き離し、養育費の負担、孤独感など）に寄り添う専門的な相談体制を抜本的に強化し、男性の生存権を守る視点を盛り込んでほしい。

【市の考え方】

男性においては相談につながりにくい傾向がみられることから、悩みを打ち明けることへの抵抗感をなくす啓発やカード等を活用した相談窓口の周知に取り組むとともに、相談状況やニーズを踏まえながら、相談体制の充実に取り組んでまいります。

【市民意見】

- ▶ 性差を考慮した生涯にわたる健康支援について賛同するが、学校での保健体育における性教育の推進にあたっては、行き過ぎた性教育となったり、セクシュアル・ハラスメントとなったりしないよう、慎重にすべき。

【市の考え方】

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しているところです。引き続き子どもの発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図ることや保護者の理解を得ることなどに配慮しながら、指導を実施してまいります。

【市民意見】

- ▶ 名古屋では多くのスポーツ大会が開催されているが、世界中で起きている自認女性選手が女性大会に出場してトラブルが起きるリスクがある。「あくまでも生物学的な男女で分ける」「トランスジェンダーだけのカテゴリーの新設」などの方針も整理する必要があると思う。

【市の考え方】

競技大会の方針については、各競技団体において整理されるものと認識しております。

【市民意見】

- ▶ 風俗業界に関して実質「黙認」状態にしていることで女性の権利や賃金が改善されていない部分もある。改善を考えるのであれば、性風俗を合法化・公営化してでも管理する覚悟が必要である。

【市の考え方】

風俗営業等に関する制度については国の法制度に関わるものであり、ご意見として承ります。

方針2 性別にかかわる人権侵害の解消について（9件）

【市民意見】

- ▶ 男性が被害者、女性が加害者のDV・セクハラに対して軽視、黙殺されるケースが多い。「男性への逆差別」を生まない取り組みが必要である。
- ▶ DV防止啓発において、「配偶者の同意なく子どもを連れ去る行為」や「正当な理由なく親子交流を遮断する行為」もまた、配偶者に対する支配的なDVであり、子どもに対する虐待であることを明確に定義してほしい。これらは親としての権利を侵害する重大な人権侵害であり、男女平等参画社会において決して容認されるべきではない。

【市の考え方】

DVやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、性別にかかわらず、被害者の尊厳を損なう重大な人権侵害であり、誰もが安心して相談・支援につながれるよう取組を進めてまいります。また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等が被害の見えにくさにつながることから、こうした意識の解消にも努めてまいります。

配偶者からの暴力及び、児童虐待の定義については、それぞれ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「児童虐待の防止に関する法律」において示されています。DV防止啓発においては、DV被害者だけでなく、被害者の子どもも被害や影響を受けるという視点をもって適切な理解の促進に取り組んでまいります。

【市民意見】

- ▶ 夜の栄に集まってくる若年女性を性暴力から守る実効的な活動が必要。また、買春者こそ罰せられ、売春者へは経済的・社会的支援を、が当たり前になるように啓発をお願いしたい。

【市の考え方】

相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街やSNS上での見回りや初期相談を実施する、若年女性へのアウトリーチモデル事業を令和7年度より開始したところです。引き続き、周知啓発に努めてまいります。

【市民意見】

- ▶ 性犯罪について、未成年が被害者となるケースだと約半分は家族・親族・知り合いが加害者となっている。その事実を認識した上で対策や方針を検討する必要がある。
- ▶ 痴漢や盗撮加害者にさせない対策を考えてほしい。性犯罪者の多くは性刺激への依存が見られ、そのきっかけは早いと幼稚園や小学校低学年に始まり、小学生から犯罪を始めて、より強い刺激を求めて犯罪をエスカレートさせていくそうであるため、子どもに強い性刺激を与える環境を変える方策、性犯罪者と予備軍（捕まっていなくても既に依存症になっている者）への治療プログラムの実施も専門家の皆さんと考えてほしい。

【市の考え方】

子どもの性犯罪や性暴力の防止については、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」において、子どもの権利や性に関するルール等に加えて、身近な人からの性加害が多く、誰でも性被害に遭うリスクがあることについても教育・啓発することが有効とされています。これらを踏まえて、子どもへの教育・啓発を実施してまいります。

また、子どもの権利や性に関するルール等について、子どもの発達段階に応じて教育・啓発することが重要とされています。「相手が嫌がることをしないこと」「人と人との間の安心・安全な距離（境界線）があること」なども含め、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発を実施してまいります。

性犯罪・性暴力など性別に起因する暴力は重大な人権侵害です。子どもは、性被害への認識が十分でないことや、親族関係等身近な者からの被害は潜在化・深刻化しやすいこと等に留意し、予防啓発及び被害者支援に取り組んでまいります。

【市民意見】

- ▶ 施策6について、様々な困難（人権課題）が交差している場合は、対応する機関や支援者においても単独では対応できない場合があり、これからの相談事業では、こうした視点が必要である。「様々な困難を抱える人々への支援」とあるが、「様々な困難を抱える人々（略）およびそれらの困難の課題が交差している人々への支援」とした方が適切である。
- ▶ 様々な困難を抱える人々への支援について、外国人等への支援は男女平等参画とは関係ないものとする。もし必要であれば、男女平等参画とは別の財源を充当すべき。また、ひとり親への支援ですが、不正防止にも取り組んでいただくことを期待する。
- ▶ 「ひとり親家庭への支援」が重点施策とされているが、事後的な対処療法にすぎない。民法改正により令和8年までに導入される「共同親権」を見据え、安易にひとり親家庭とならないための「離婚前の関係調整支援」や「共同養育の推進」を明記すべき。ひとり親を支援する以前に、「子どもが両親から養育を受ける権利」を保障し、ひとり親化を防ぐことこそが、女性の貧困対策としても、子どもの福祉としても最も効果的な施策である。

- ▶ 人権擁護委員と連携した人権相談の実施とあるが、人権擁護委員への部落女性に係る人権研修がまず必要である。

【市の考え方】

貧困や差別・偏見などさまざまな社会的困難が交差し、さらに性別に起因する生きづらさも加わることで、複合的な課題を抱える人々があり、こうした方々が安心して暮らせるよう、それぞれの困難に関する理解の促進を図るとともに、関係機関が連携し、個々の状況に応じた支援に取り組んでまいります。

ひとり親家庭となる事由には、離婚だけでなく、死別や未婚での出産などそれぞれの事情があります。また、男女の就労形態の違いや賃金格差等の社会構造を背景として、ひとり親家庭の相対的貧困率が高い状況にあるなど、こういった課題に対応し、ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、ひとり親家庭への支援をすすめていく必要があると考えております。また、ひとり親家庭への支援事業につきましては、適正受給となるよう努めております。令和8年4月1日に施行される民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関するルール）につきましては、子どもの利益を最優先に考えた視点が重要であるということの周知啓発を引き続き取り組んでまいります。

人権擁護委員と連携した人権相談の実施については、関係機関と共有し、性別ゆえの生きづらさと部落差別との交差性を踏まえ、引き続き連携して相談事業に取り組んでまいります。

分野Ⅱ 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

方針3 方針決定過程への女性の参画拡大について（3件）

【市民意見】

- ▶ 能力があって、管理職となりたい人を管理職に登用すれば良く、無理やり女性の登用促進をしたり、管理職の男女比の目標値を設定したりすることに反対する。
- ▶ 女性職員の管理職登用にあたって、入庁時からの研修とともに、妊娠・出産時における配慮やシングルマザーへの配慮も必要である。
- ▶ 学区における区政協力委員長の女性比率を高めるためには、男性の意識変革をどのようにしていくのか、具体的に考えていかなければならない。

【市の考え方】

管理職登用をはじめとする女性の活躍推進にあたっては、本人の意思が尊重されるべきものとされており、本市としても、この考え方に基づき取組を進めています。一方で、固定的な性別役割分担意識や社会慣行等により、能力を発揮しにくい状況が生じてきたとの指摘もあります。こうした課題を踏まえ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

市役所女性職員の活躍推進については、新規採用者研修や女性職員を対象とした研修などの実施、出産・育児等の事情がある職員の受験延期制度（課長補佐昇任選考の第2次試験の受験を一定期間延長）等を実施しております。引き続きこれらの取組を実施することで、女性職員の活躍を推進してまいります。

区政協力委員長の女性比率については、区政協力委員における女性委員の登用についての理解と周知を図るために、区政協力委員に対し「男女平等参画」に関する啓発資料の配布等を実施しており、引き続き啓発に取り組んでまいります。

方針4 働き方改革と女性活躍の推進について（4件）

【市民意見】

- ▶ 企業規模や業種により対応可能な内容や取り組みのスピードに差が生じやすく、施策の推進にあたっては、画一的な取組の要請とならないよう、企業の実態や負担感に十分配慮した制度設計となることを期待する。
- ▶ 人材やノウハウに制約のある中小企業にとっては、制度導入や職場環境整備が課題となる場合も少なくなく、こうした点を踏まえ、取組の方向性に加え、企業が参考としやすい具体例や支援策を分かりやすく示すことが望ましい。

【市の考え方】

企業の実態に即した取り組みとなるよう、令和6年度に実施した「名古屋市女性の活躍実態調査」における産業分類別・従業員規模別で把握した課題等も踏まえ、企業の取り組みの促進を図ってまいります。

また、中小企業における課題を踏まえ、取組を検討する際の参考となるよう、企業の好事例を広く発信するとともに、セミナーの実施などを通じて、企業の取組を支援してまいります。

【市民意見】

- ▶ 男性も育児に参画するには、相応の期間育休を取得する必要があるとあり、育休取得率に加え、育休取得日数の中央値および平均値等についても、目標として設定すべき。
- ▶ 育休を取得する上で、法令上原則として子が1歳に達するまでという短い期間しか取れないことや、育児休業給付金が少なく経済上の理由から仕事に復帰せざるを得ないという事例もある。育休を取りたい人が十分に取れる制度設計も必要であると考えている。

【市の考え方】

企業における男性の育児参画の取組みを促進するため、子育て支援企業認定・表彰制度において、男性の育休取得率が50%を超えていることや、男性の育児参画を促進する制度があることを評価項目の一つに位置づけております。

加えて、法定を超えて育児休業を取得できることのほか、妊娠・出産・育児に関する手当等の経済的支援、復職やキャリアアップへの支援制度等があることも評価項目に位置づけています。従業員が希望する働き方を選択できる環境を、企業が提供していくことが大切であると考えております。

方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大について（3件）

【市民意見】

- ▶ 多様な子育て事業として、多くの保育事業が含まれているが、必要性を十分に再検討する必要があると考える。保育士不足の現代にあっては、保育士の負担を軽減することが重要であり、これらの施策はそれに逆行する。親が、子供を保育所に預けなくても済む社会づくりをすることが先決である。
- ▶ 男性の育児の参画については、出産前からの教育（パパ教室など）についても充実させることで、育休が「ただの休み」ではなく、育児へ参画する機会となるよう、取り組んでほしい。
- ▶ 男性の育児参画を促進しているが、一方で離婚等により別居親となった途端に、育児を行いたくても法制度や運用の不備により遮断される男性が多数存在する。男性の育児参画を真に推進するのであれば、婚姻中のみならず、離婚後・別居後においても父親が育児に関わり続けられる環境整備（面会交流の拡充、共同養育の支援）を、男女平等参画の重要課題として位置づけてほしい。

【市の考え方】

多様な子育て支援事業として、延長保育や一時預かり事業など、多様な保育サービスを提供しておりますが、それらは子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要量を見込んだうえで適切に実施しております。

また、保育士の負担軽減は重要な課題であり、本市としても様々な負担軽減策に取り組んでおります。

男性の育児参画については、共働きカップルのためのパパママ教室や保健センターでの両親学級のなかで、育児に関する保健知識や働きながらの子育てに関する知識の普及、抱っこ・沐浴などの体験に加えて、参加者同士の交流など父親も育児のイメージを持てるような内容を行っています。出産前から夫婦で育児のイメージを持てるよう、今後こうした取組を継続していきます。

また、子どもが安心して生活し、健やかに成長できるよう、父母の親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの人権が尊重されることが必要です。親子交流は子どもの健やかな成長のために大切なことであると認識しており、子どもの最善の利益を最優先とし、子どもの視点に立って、十分に協議していただくことが必要であると考えております。

方針6 地域における男女平等参画の促進について（4件）

【市民意見】

▶ 防災や災害救助について肉体的な性差を埋められる部分としてはドローンや無人機による活動がある。女性の操縦者の育成を促進することで、災害時に女性の活躍できる範囲を増やせると考えます。特にドローンについては法的な規制緩和も並行して進める必要があります。

【市の考え方】

ドローンは女性を含む多様な人材が活躍できる分野であるとともに、災害時に限らず様々な活用のあると考えております。

現在でも災害活動において、ドローンを活用しており、今後は、いただいた意見を参考に国の動向を注視しつつ適切に検討してまいります。

【市民意見】

▶ 避難所運営にあたって女性や障がい者、高齢者等 当事者が入ることが必要
▶ 防災時のベッドやパーティション、簡易授乳室などについて「段ボール製」という文字だけで実際の耐久性や機能面を無視して「女性軽視」とクレームをつけられるケースも起きている。導入時には耐久性や機能面の丁寧な説明をすることでクレームを予防できると良いと思う。

▶ 災害時の避難所運営において、「別居親」の視点が欠落している。災害時、子どもと同居していない親（別居親）は、わが子の安否確認すら困難になるケースがある。男女平等参画の視点から、災害時においても親子が分断されないよう、また安否情報が双方の親に確実に伝わるような仕組みづくり（避難所名簿の運用改善など）を明記してほしい。

【市の考え方】

要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりに取り組むことが、避難所運営の基本的な考え方となっています。

そのため、本市の避難所運営マニュアルには、男女のニーズの違いなどに対応できるよう、避難所管理組織への参画が、男性、女性とも、できる限り4割以上になるよう記載しております。障がい者や高齢者等の要配慮者につきましても、それぞれの特性に応じた個別の配慮が必要であり、当事者の意思などを確認しながら必要な配慮を行うよう記載しております。

また、本市が備蓄しているベッドやパーティション等の耐久性や機能面については、粗悪品等が導入されないよう、避難者の性別によるニーズの違いに配慮したうえで、十分に精査検討し、調達に係る仕様において定めております。備蓄物資・資機材の耐久性や機能面等について、市民の皆様にご理解いただけるよう、訓練等で活用するなど丁寧な説明に努めてまいります。

避難者の名簿については、各避難所ごとに取りまとめており、直接避難所に問い合わせいただくこととしております。ただし、名前の公表に同意いただいていない方につきましては、問い合わせに対応できませんので、ご了承をお願いいたします。また、災害時に家族や知人との間で安否確認や避難場所の連絡等をスムーズで行うための「災害用伝言板」や「災害用伝言ダイヤル」などのサービスのご利用もご検討ください。

分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現

方針7 男女平等参画推進のための意識変革について（2件）

【市民意見】

- ▶ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に30%強が賛成している。方針7の「意識変革」が、この人達を「間違っている」と否定・誹謗中傷する風潮の流れにならないか危惧している。「本人の意思でどちらも選べること」があるべき姿である。
- ▶ 男女平等に関する広報・啓発・教育の推進には反対する。国や市が「かくあるべし」と啓発・教育することは、それ以外の多様な価値観を封殺することにつながる。

【市の考え方】

本市では、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、男女平等参画基本計画に基づき総合的かつ計画的に施策を推進しております。男女間の賃金格差や女性の管理職割合が低いことなど、課題の解消に向けて取り組みを進めておりますが、個人の意思により、それぞれのライフスタイルを選択することは尊重されるべきものであると考えております。

(2) その他（1件）

【市民意見】

- ▶ 男女共同参画の取り組みにNPOへの公金注入というイメージがついている。取り組みの中でNPOと連携する場合には連携する目的や事業内容、金額などはしっかり公表することが炎上やクレームを防ぐことになる。

【市の考え方】

透明性の高い市政の推進のため、民間団体との連携に際し、法令や補助金要綱等に基づき、適切に情報の公開をしております。

**名古屋市男女平等参画基本計画 2030(案)
に対する市民意見及び市の考え方**

令和 8 年 3月

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

電話 (052)972-2234

FAX (052)972-4206

電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

名古屋市男女平等参画基本計画 2030(案)

— 性別にかかわらず、
個性と能力を発揮できる なごやへ —

計画期間:令和 8 年度～令和 12 年度

名古屋市

目次

第1章 基本計画の策定にあたって	1
1 策定の経緯	1
2 目的及び基本理念	2
3 計画の位置付け.....	2
4 計画期間	4
第2章 計画策定の背景	5
1 法律等の国の動き	5
2 社会の状況	7
第3章 計画の概要	18
1 計画の構成	18
2 重点的に取り組むテーマ.....	20
3 数値目標	22
第4章 施策の展開.....	24
分野Ⅰ 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現	24
方針1 性別にかかわる人権の尊重	26
方針2 性別にかかわる人権侵害の解消	31
分野Ⅱ 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現	42
方針3 方針決定過程への女性の参画拡大	46
方針4 働き方改革と女性活躍の推進.....	50
方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大	56
方針6 地域における男女平等参画の促進	62
分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現	66
方針7 男女平等参画推進のための意識変革	68
第5章 計画の推進体制	76
1 計画の推進体制.....	76

「男女共同参画社会」と「男女平等参画」の表記について

男女共同参画社会 … 男女共同参画社会基本法に定める、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと

男女平等参画 … 男女平等参画推進なごや条例に定める、男女共同参画社会の実現のために女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進すること

第1章 基本計画の策定にあたって

1 策定の経緯

名古屋市では、平成7（1995）年3月に「男女共同参画プランなごや」を策定し、その後も後継計画により男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

平成14（2002）年3月には、男女平等参画の推進に関する基本理念や市の施策の基本となる事項を定めた「男女平等参画推進なごや条例」を制定しました。

令和3（2021）年3月に策定した「名古屋市男女平等参画基本計画2025」の計画期間が令和7（2025）年度末で終了することから、令和6（2024）年度には、市民の男女平等に関する意識や生活実態などの経年変化を総合的にとらえ、新たな計画策定の基礎資料とするため「第10回男女平等参画に関する基礎調査」を実施し、また、市内の企業における女性活躍推進の取組の現状と課題を把握するため「名古屋市女性の活躍実態調査」を実施しました。

令和7（2025）年4月に名古屋市男女平等参画審議会に次期男女平等参画基本計画の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問し、同年11月に同審議会から答申を受けました。

この答申や基礎調査等を踏まえ、「名古屋市男女平等参画基本計画2030」を策定します。

■これまでの名古屋市における男女平等参画に関する計画等

策定年	計画等名称	計画期間
平成7（1995）年	男女共同参画プランなごや	平成8～平成12年度 （1996～2000年度）
平成13（2001）年	男女共同参画プランなごや21	平成13～平成22年度 （2001～2010年度）
平成23（2011）年	名古屋市男女平等参画基本計画2015	平成23～平成27年度 （2011～2015年度）
平成28（2016）年	名古屋市男女平等参画基本計画2020	平成28～令和2年度 （2016～2020年度）
令和3（2021）年	名古屋市男女平等参画基本計画2025	令和3～令和7年度 （2021～2025年度）

2 目的及び基本理念

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11（1999）年施行）に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成 14（2002）年施行）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める 6 つの基本理念（概要）

- (1) 女性と男性の人権を尊重すること
- (2) 職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野での方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画する機会が確保されること
- (3) 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- (4) 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- (5) 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- (6) 国際的な取組を理解し、協調を図ること

3 計画の位置付け

(1) 法令上の位置付け

- ・男女平等参画推進なごや条例第 8 条において、定めなければならないと規定されている「基本計画」
- ・男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」

(2) 他の計画との関連

本計画は、名古屋市の総合計画である「名古屋市総合計画 2028」（計画期間：令和 10（2028）年度まで）や、以下の個別計画等との整合性を図りながら、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための施策としてまとめたものです。

- ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（令和 8～12（2026～2030）年度）
- ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」（令和 7～11（2025～2029）年度）
- ・「なごや人権施策基本方針」（令和元（2019）年度策定）
- ・「第 5 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」（令和 7～11（2025～2029）年度）
- ・「名古屋市産業振興ビジョン 2028」（令和 4～10（2022～2028）年度）
- ・「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プランなごや 2026」（令和 6～8（2024～2026）年度）
- ・「名古屋市障害者基本計画（第 5 次）」（令和 6～10（2024～2028）年度）
- ・「名古屋市 SDGs 未来都市計画」（令和 7～9（2025～2027）年度）

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連について

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された、持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の 17 の目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、令和 12（2030）年までの世界共通の目標として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

SDGs は「ジェンダー平等を実現しよう」を目標 5 として掲げ、ジェンダー平等を SDGs のいずれの目標の達成のためにも不可欠なものとして位置付けています。

本計画においては、目標 5 をはじめとする全ての SDGs の達成に向けて、男女平等参画を推進していきます。



4 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度まで（5 年間）

第2章 計画策定の背景

1 法律等の国の動き

国においては、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法を制定し、21世紀の我が国が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくために女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することを、最重要課題と位置づけました。

男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12（2000）年にはじめて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。「第6次男女共同参画基本計画」では、計画の体系として2つの政策領域「Ⅰ男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」、「Ⅱ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」が示されています。

その他、令和3（2021）年以降の関連した法律等の動きは次のとおりです。

➤政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

令和3（2021）年の改正では、政治分野への女性の参画が諸外国と比べ大きく遅れていることから、政党や政治団体の取組促進や、国や地方公共団体の施策の強化として、セクハラ・マタハラ等への対応などが規定されました。

➤性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5（2023）年に、性的指向及びジェンダーアイデンティティ¹の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、国民の理解の増進に関する施策の推進に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が規定されました。

¹ 性的指向及びジェンダーアイデンティティ：性的指向とは、どのような性別の人を恋愛・性的対象とするのかを示す概念。ジェンダーアイデンティティとは、自分自身の性別をどのようにとらえているかといった、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものとされている。性的指向（Sexual Orientation）及びジェンダー（Gender Identity）の頭文字をとって、SOGI（ソジ、ソギと読む。）と表現することがあり、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）だけが持っているというものではなく、誰もが持つ性のあり方を総称する概念である。

➤ **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**

令和 6（2024）年に、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することを目的として、発見、相談、心身の健康回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとなりました。

➤ **育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 改正**

令和 3（2021）年の改正では、育児休業の申出・取得を円滑にするための、雇用環境整備や妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知や休業の取得意向の確認のための措置が事業者に対して義務付けられたほか、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設などが規定されました。

また、令和 6（2024）年の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、育児休業取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等がされました。

➤ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 改正**

令和 7（2025）年の改正で、女性活躍推進法の有効期限が令和 18（2036）年までの 10 年間に延長され、令和 8（2026）年 4 月から男女間の賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が、常時雇用する労働者の数が 101 人以上の一般事業主等に義務付けられました。また、女性活躍の推進にあたり、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が明確化されました。

➤ **男女共同参画社会基本法 改正**

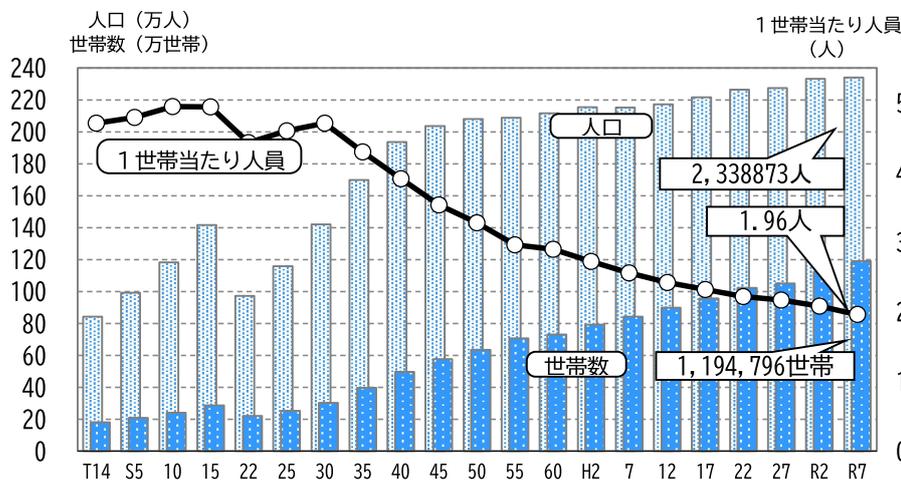
令和 7（2025）年の改正で、国及び地方公共団体の基本的施策を強化するとともに、男女共同参画センターが法的に位置づけられました。また、独立行政法人男女共同参画機構法の制定により、独立行政法人国立女性教育会館の機能を強化した独立行政法人男女共同参画機構を新設し、「センターオブセンターズ」として全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援し女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとなりました。

2 社会の状況

(1) 人口構造、世帯構成の変化

- ・本市の常住人口は、令和7（2025）年10月1日現在で2,338,873人となっており、増加傾向が続いていますが、世帯数も増加傾向にあるため1世帯当たりの人員は1.96人と減っています【図表1, 2】。
- ・人口構造は、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、65歳以上の高齢人口が増加し、特に75歳以上の人口は令和10（2028）年頃にかけて大きく増加すると推計しています。【図表3】。
- ・世帯構成は、国勢調査では単独世帯の割合は平成22（2010）年に40.7%でしたが、令和2（2022）年には45.3%と増加しています。【図表4】。

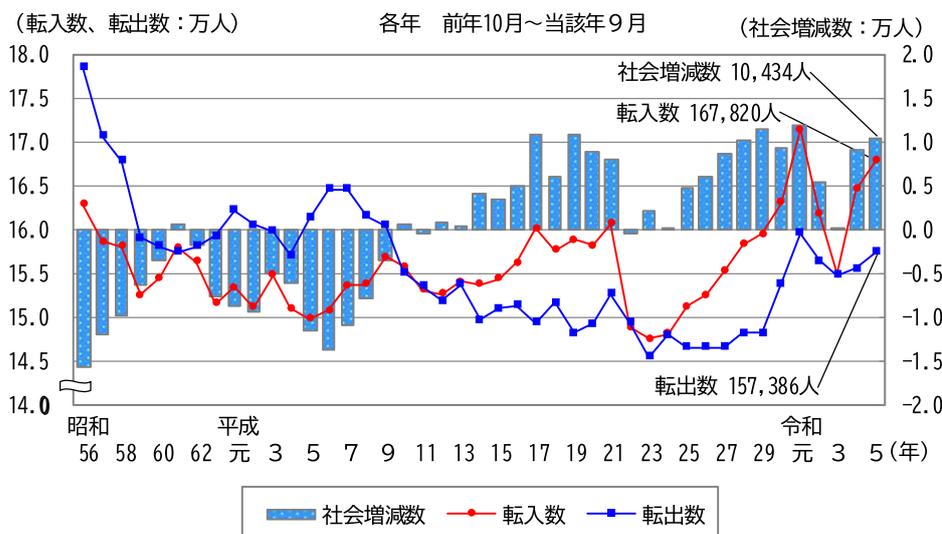
【図表1】人口と世帯数の推移(名古屋市)



※各年10月1日現在の数値

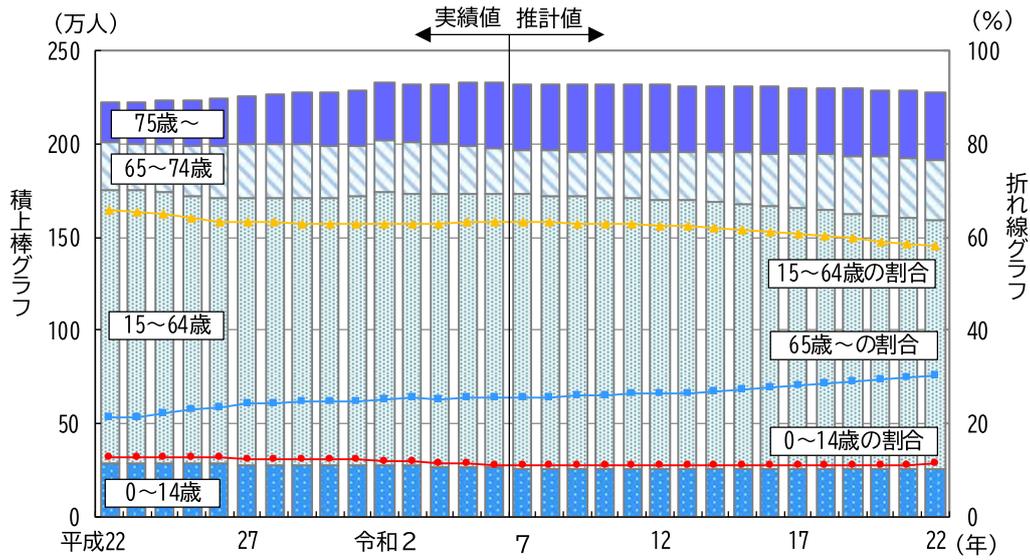
統計なごやweb版

【図表2】転入数、転出数及び社会増減数の推移(名古屋市)



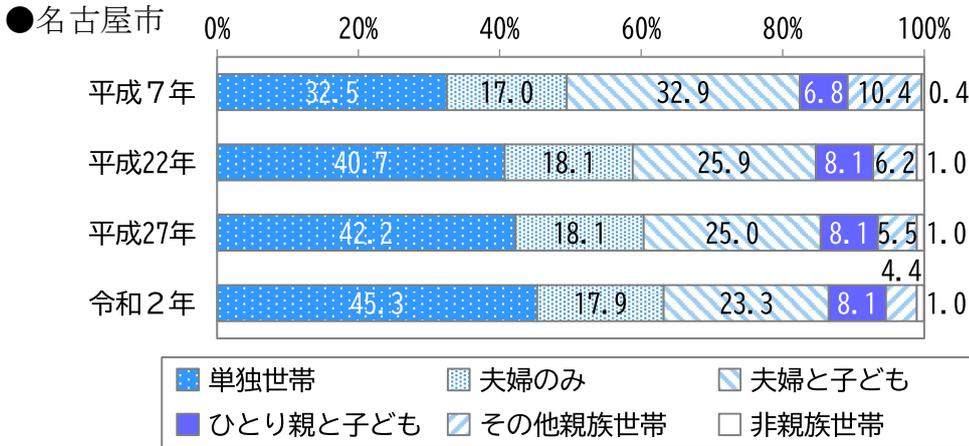
名古屋市「統計なごやWeb版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）

【図表 3】年齢構成別人口の推移と推計(名古屋市)

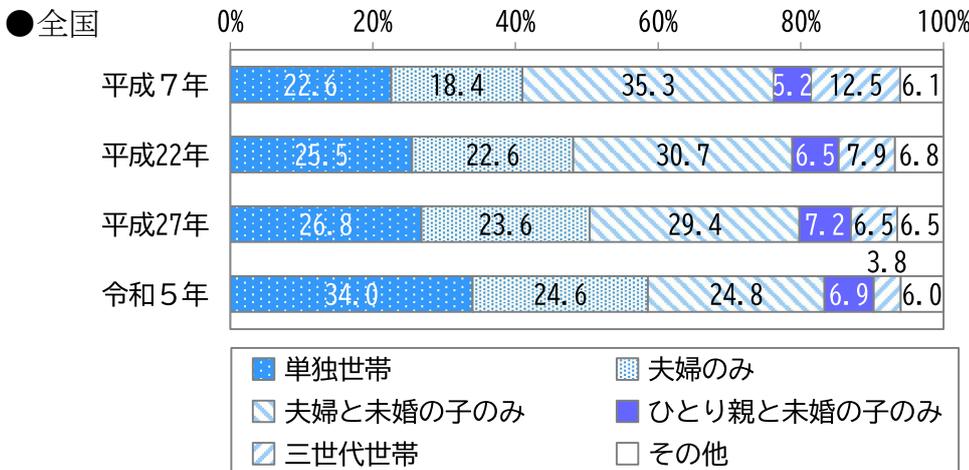


実績値 名古屋市「統計なごやWeb版」愛知県人口動向調査結果(名古屋市分)
推計値 名古屋市推計(令和5年10月1日現在)

【図表 4】世帯構造別構成割合の推移(名古屋市と全国)



令和2年 国勢調査

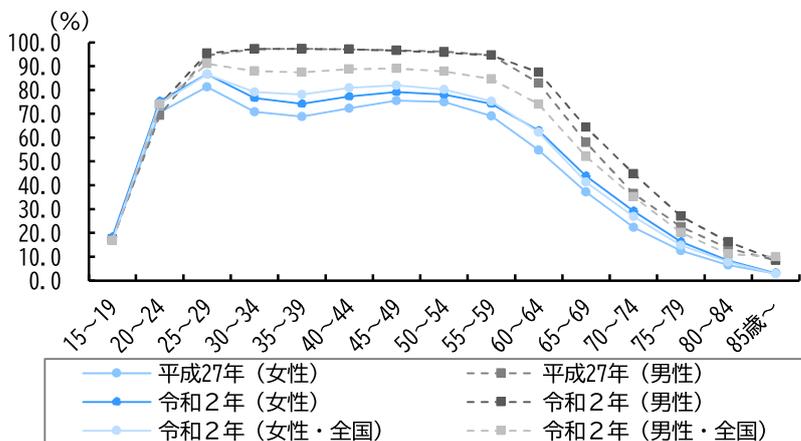


令和5年 国民生活基礎調査(厚生労働省)

(2) 就業・生活様式の変化

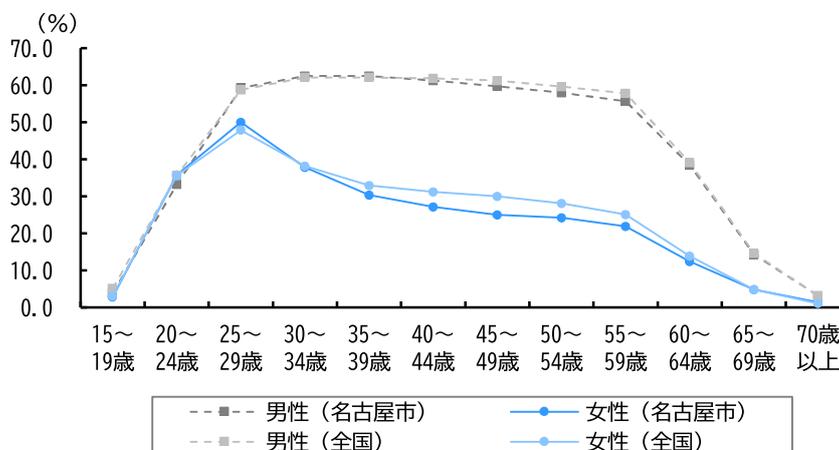
- ・女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30～40代に低下する「M字カーブ」となっており、M字の谷は徐々に小さくなっていますが、正規雇用率は20代後半をピークに低下する「L字カーブ」となっています【図表5,6】。
- ・令和6（2024）年時点で、全国の共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にあります【図表7,8】。
- ・また、有職女性が1日のうち家事に要する時間は、3時間以上が43.4%（令和6（2024）年）であり有職男性と比べて家事の負担感がうかがえます【図表9】。
- ・一方、有職男性が1日のうち家事に要する時間は、1時間未満が、平成26（2014）年の71.7%と比較すると令和6（2024）年には66.4%と減少していますが、男性の家事への参画はあまり進んでいません【図表9】。

【図表5】男女別 年齢5歳階級別労働力率(名古屋市)



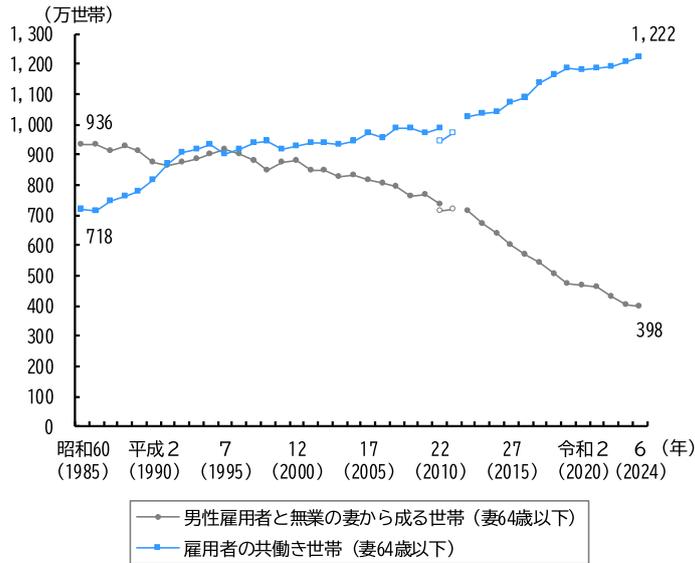
平成27年、令和2年 国勢調査

【図表6】男女別、年齢5歳階級別正規雇用率(名古屋市と全国)



令和2年 国勢調査

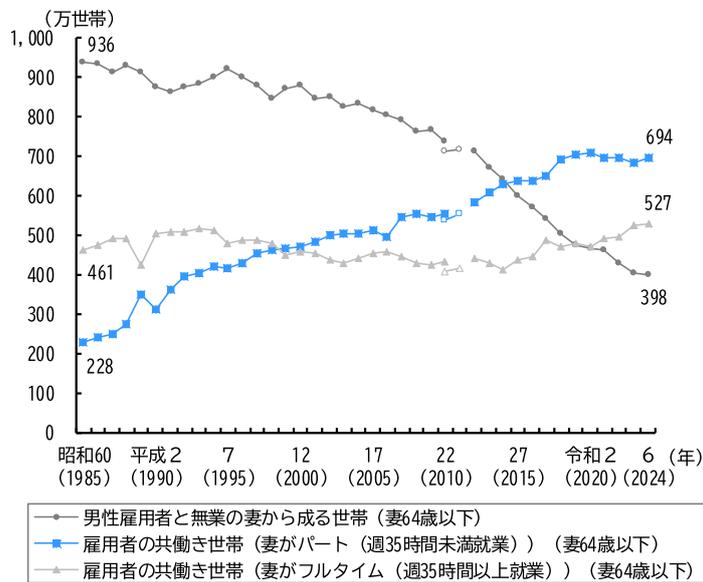
【図表 7】共働き等世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が 64 歳以下の世帯)(全国)



- (備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。労働力調査特別調査と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用の共働き世帯(妻64歳以下)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 平成23 (2011) 年、25 (2013) 年から28 (2016) 年、30 (2018) 年から令和3 (2021) 年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

令和 7 年版男女共同参画白書

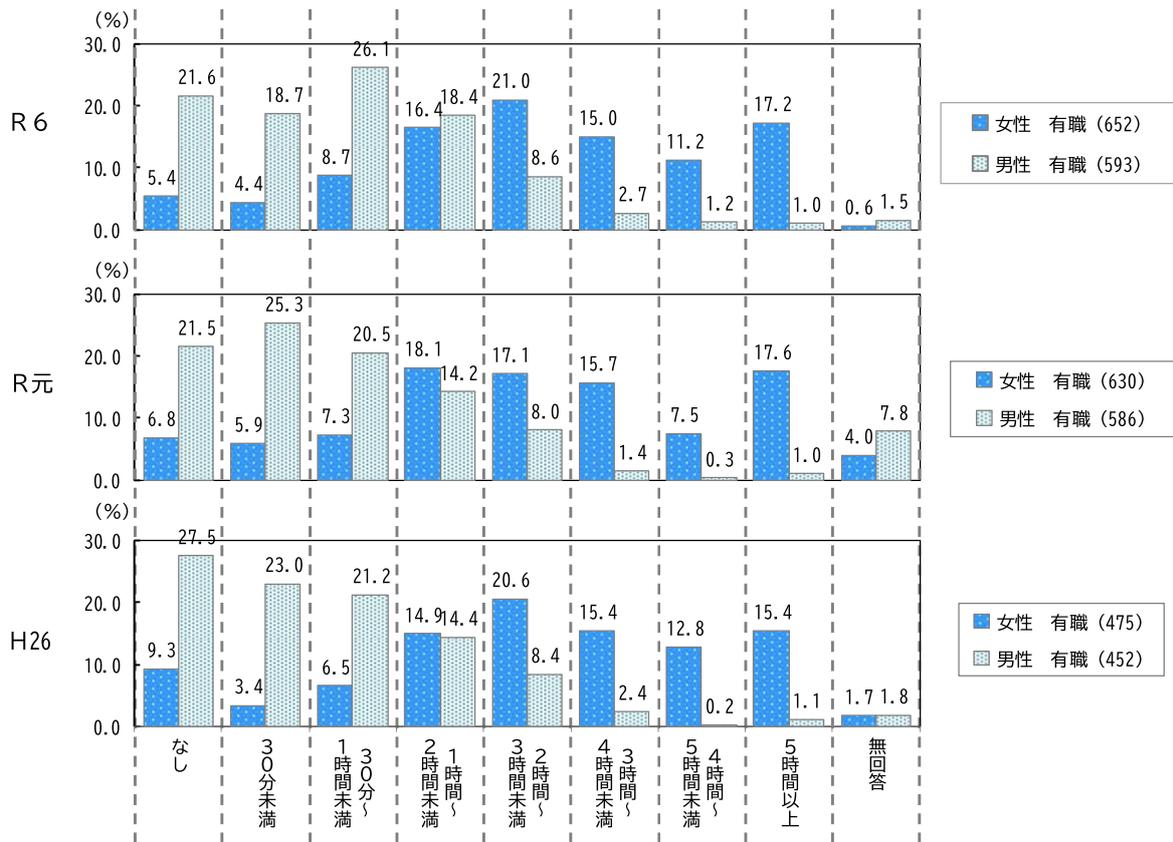
【図表 8】妻の就業時間別共働き世帯数の推移(妻が 64 歳以下の世帯)(全国)



- (備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。労働力調査特別調査と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用の共働き世帯(妻64歳以下)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 平成23 (2011) 年、25 (2013) 年から28 (2016) 年、30 (2018) 年から令和3 (2021) 年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

令和 7 年版男女共同参画白書

【図表 9】1日のうち家事全般(子育て・介護を含む)に要する時間(有職)(名古屋市)

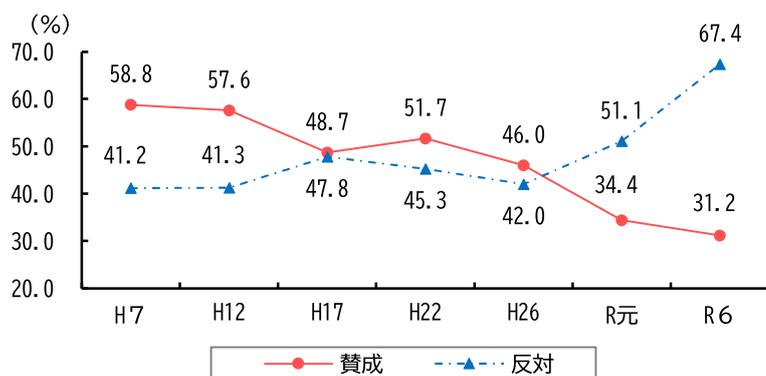


第8～10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

(3) 意識・価値観の変化と動向

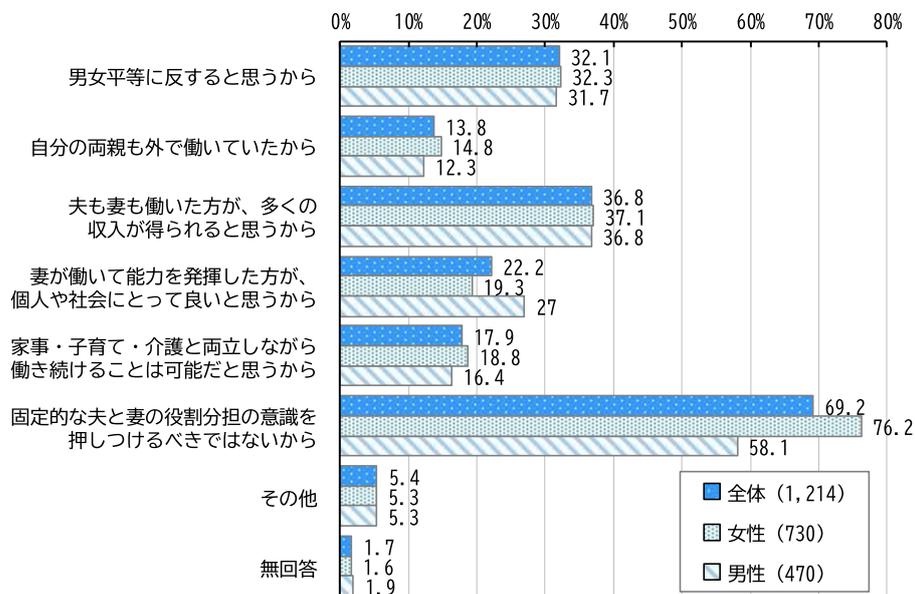
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は67.4%で、その理由として「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」が全体で69.2%となっています【図表 10, 11】。
- ・家事・子育て・介護の役割分担について、男女ともに約半数(女性 52.2%、男性 42.7%)が「自分と配偶者等とで5割ずつ分担」を希望しているのに対して、実際の分担は女性に偏っています【図表 12】。
- ・男性の育児休業取得について、男女ともに8割以上が推進すべきと回答しています【図表 13】。
- ・また、未婚女性の理想も未婚男性の将来のパートナーに対する期待も「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける(両立コース)」が令和3(2021)年では最も高くなっており、若年層が理想とする生き方は変化しています【図表 14】。

【図表 10】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方(経年)(名古屋市)



第4～10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

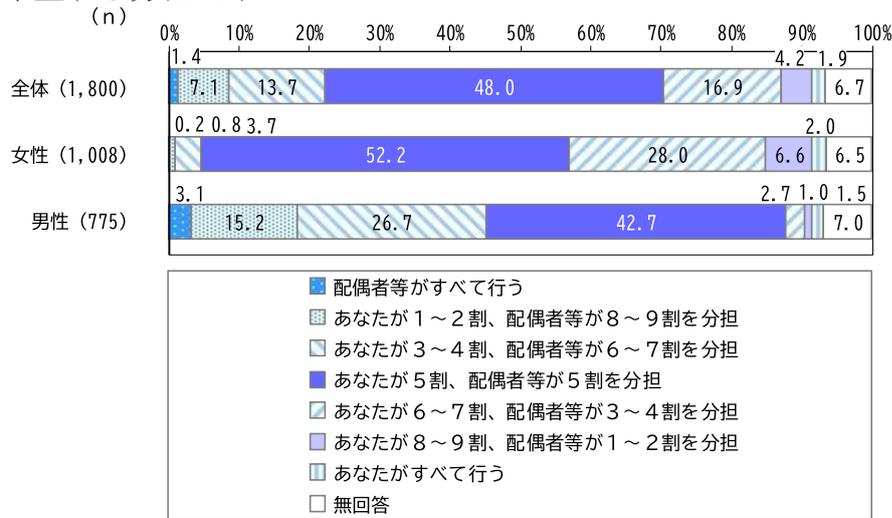
【図表 11】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する反対意見(名古屋市)



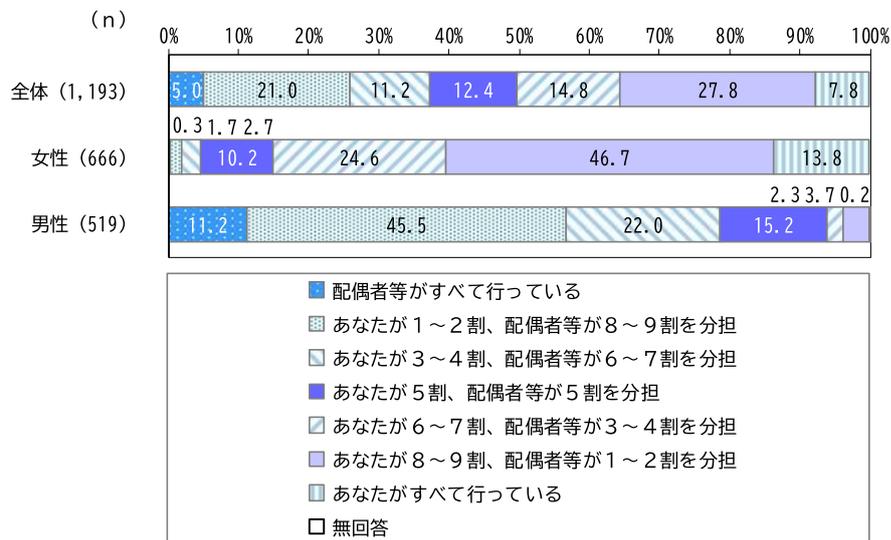
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

【図表 12】家事・子育て・介護の役割分担(名古屋市)

●希望する分担比率

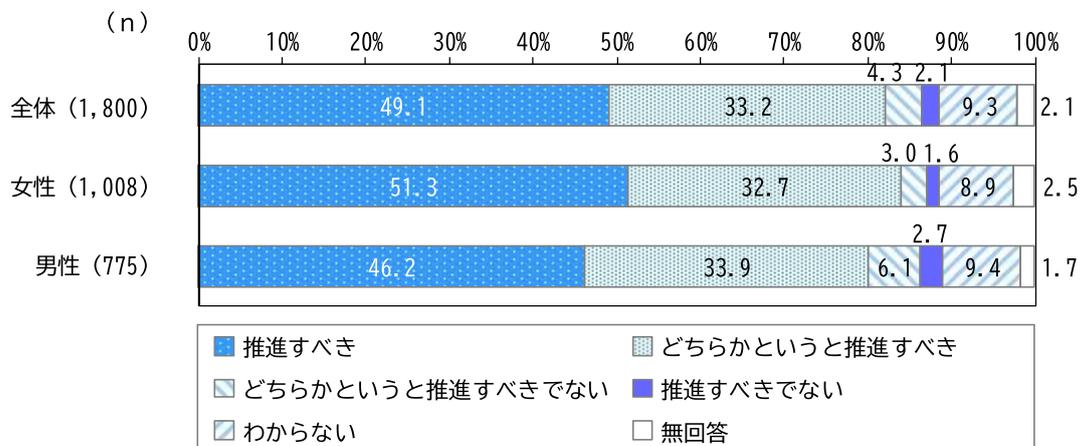


●実際の分担比率 (配偶者等と同居している方)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

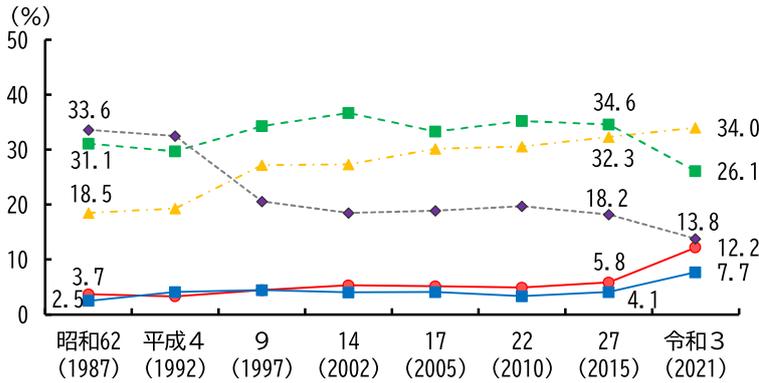
【図表 13】男性の育児休業取得についての考え(名古屋市)



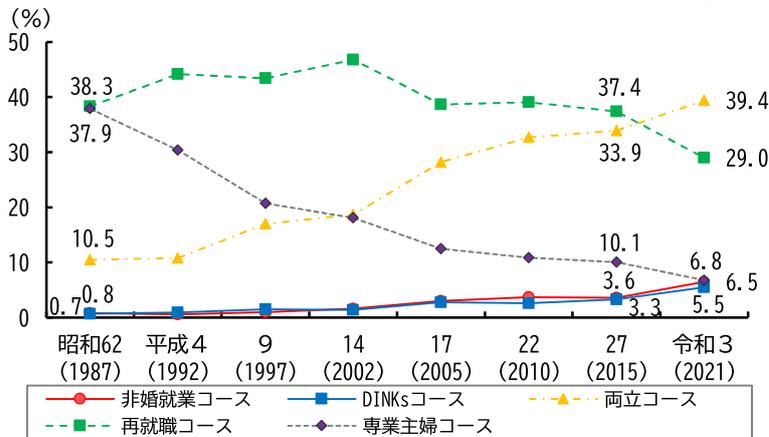
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 14】若年層のライフコースの希望の推移(全国)

●未婚女性（18～34 歳）の理想



●将来のパートナーに対する未婚男性（18～34 歳）の期待



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(独身者調査)」より作成。
 2. 対象は18～34歳の未婚者。「その他」及び「不詳」の割合は割愛。
 3. 設問(1)女性の理想ライフコース:(第9回(昭和62(1987)年)～10回(平成4(1992)年)調査)「現実の人生と切りはなして、あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」、(第11回(平成9(1997)年)～16回(令和3(2021)年)調査)「あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」、(2)男性がパートナー(女性)に望むライフコース:(第9回(昭和62(1987)年)～12回(平成14(2002)年)調査)「女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」、(第13回(平成17(2005)年)～16回(令和3(2021)年)調査)「パートナー(あるいは妻)となる女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」。
 4. 選択肢に示されたライフコース像は次のとおり。「結婚せず、仕事を続ける」(非婚就業コース)、「結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける」(DINKsコース)、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」(両立コース)、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」(再就職コース)、「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない」(専業主婦コース)。

令和7年版男女共同参画白書

(4) 安心・安全に関わる様々な状況

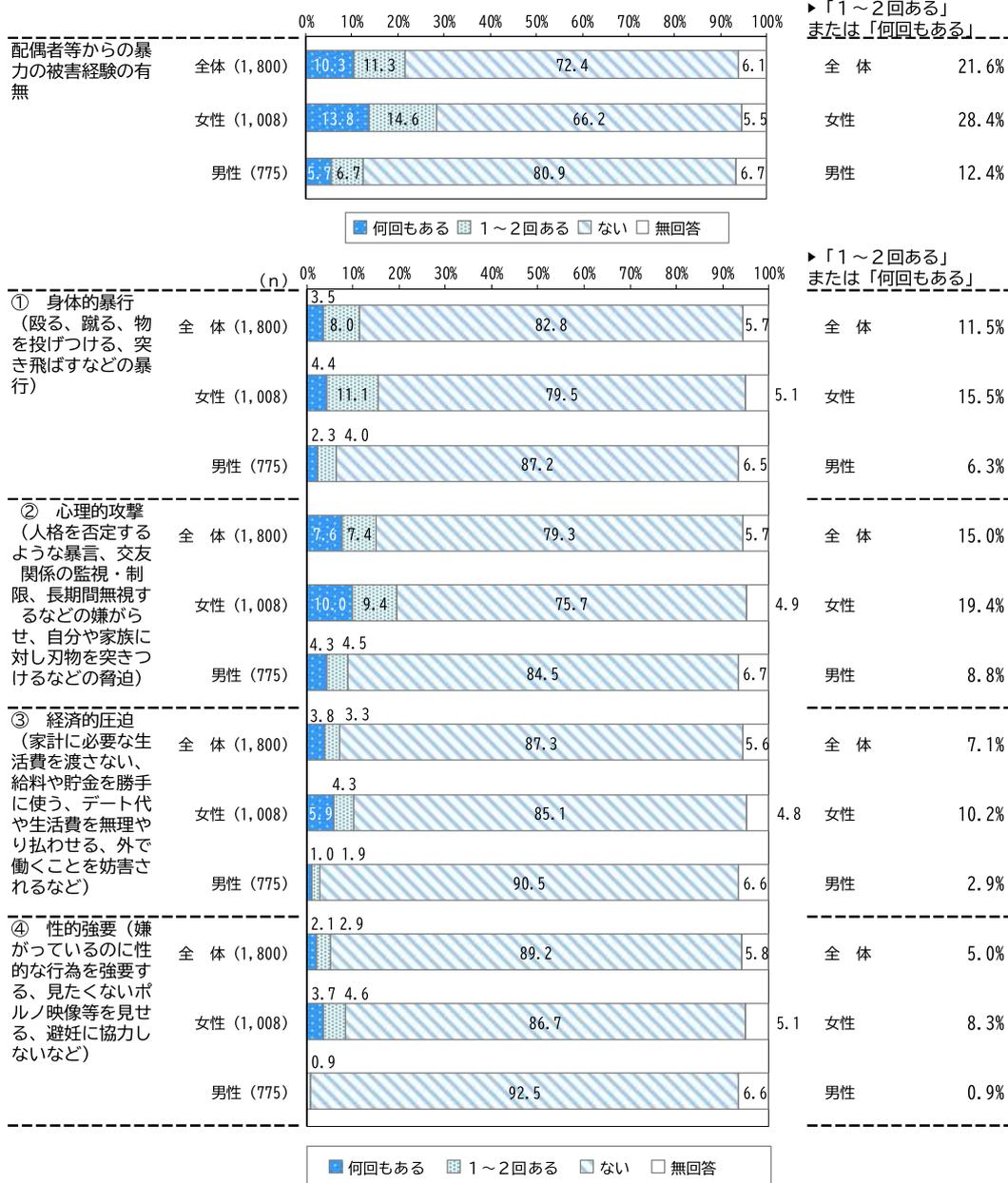
- ・女性の28.4%(約4人に1人)、男性の12.4%(約8人に1人)は、配偶者等や交際相手からの暴力(DV²)の被害経験があると回答しています【図表15】。
- ・令和4(2022)年以降、不同意わいせつ及び不同意性交等の認知件数はともに増加しています【図表16】。
- ・本市の自殺者数は、平成10(1998)年に急増し、毎年400人を超える水準で推移してきましたが、平成27(2015)年以降には300人台になるなど減少傾向にありました。

² DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者(事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手を含む。性別を問わない)からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあってか、令和2（2020）年から自殺者数が増加傾向となっていましたでしたが令和6（2024）年は減少に転じました【図表17】。

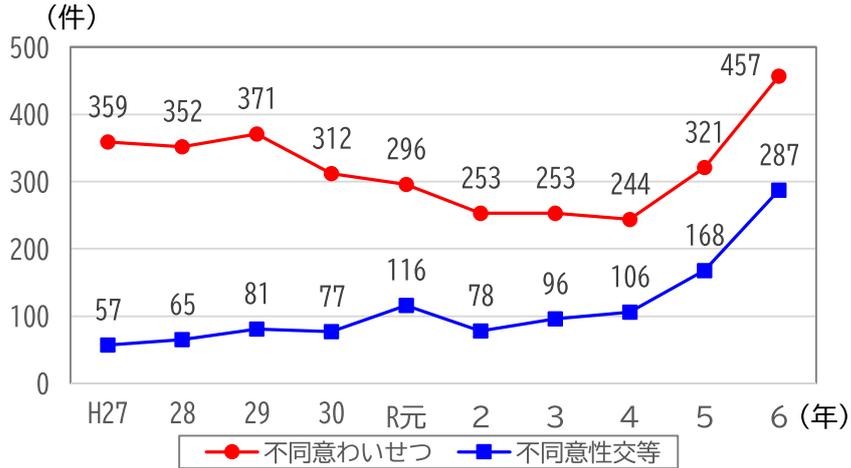
- また、自殺死亡率は全年齢階級において女性より男性の方が高く、女性では20～29歳が13.2%で最も高くなっています【図表18】。
- 防災に関して、災害発生時の避難所運営において、女性の86.1%、男性の73.9%が「避難者の性別によるニーズの違いに配慮が必要」と回答しました。次に回答割合が多いのは、「避難所運営、方針決定への男女の参画」、「性別により異なる悩みや問題の相談窓口の設置」で、「女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消」については女性の35.6%、男性の36.4%が必要と回答しました【図表19】。

【図表15】配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率(名古屋市)



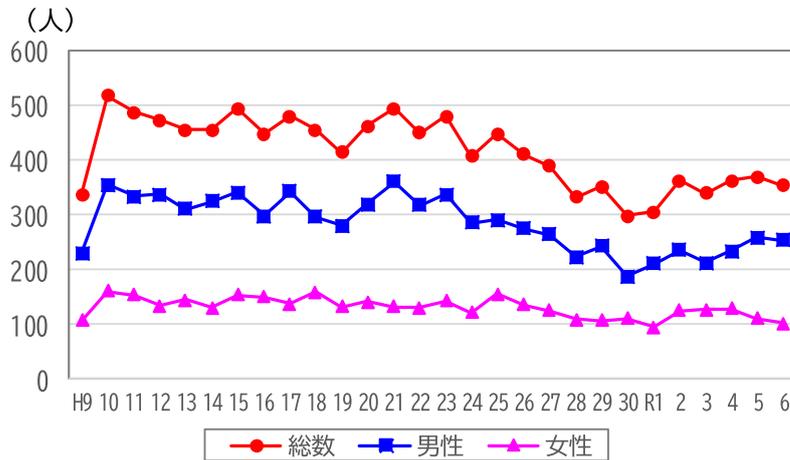
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 16】愛知県内の性犯罪認知件数の推移



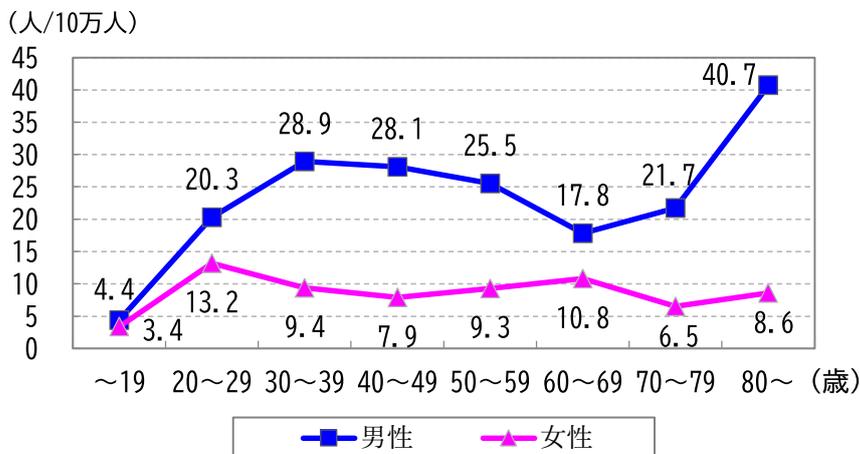
※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の令和5年7月施行に伴い、罪名について「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計
令和6年度中の犯罪概況（愛知県警察本部）

【図表 17】自殺者数の年次推移(名古屋市)



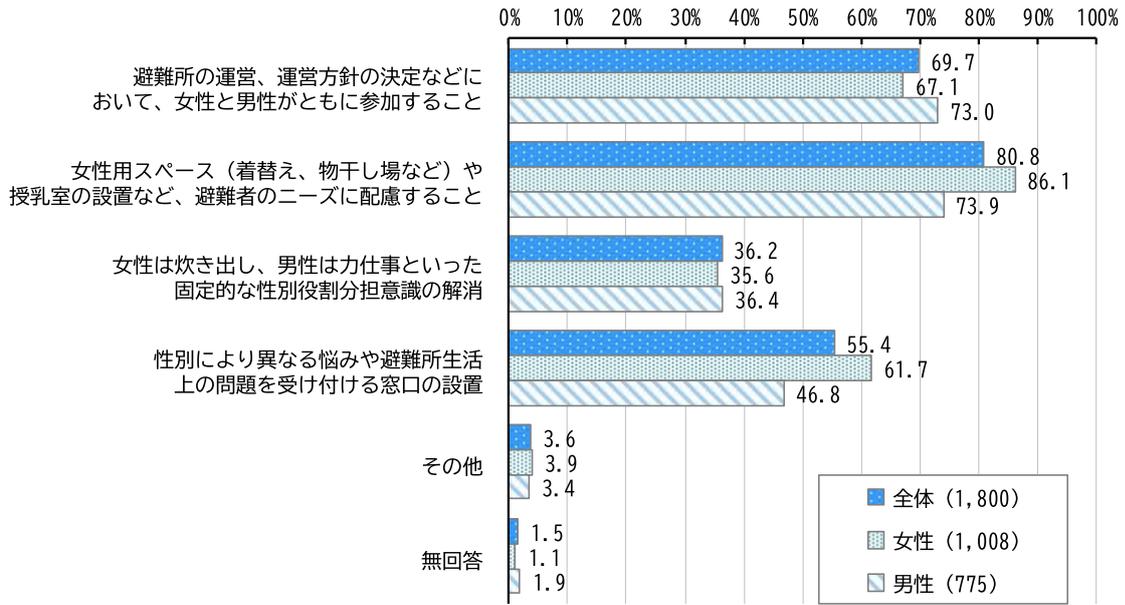
令和6年人口動態統計（厚生労働省）より健康福祉局作成（名古屋市）

【図表 18】性、年齢別自殺死亡率(名古屋市)



令和6年人口動態統計（厚生労働省）よりスポーツ市民局作成（名古屋市）

【図表 19】災害時の避難所運営で必要なこと(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

第3章 計画の概要

1 計画の構成

名古屋市では、平成7（1995）年に策定された「男女共同参画プランなごや」から基本計画2025まで、男女平等参画推進なごや条例に規定する目的及び理念を踏まえた目標を掲げ、その下に目標を達成するための方針・施策や成果指標を設定し進捗管理をしてきました。

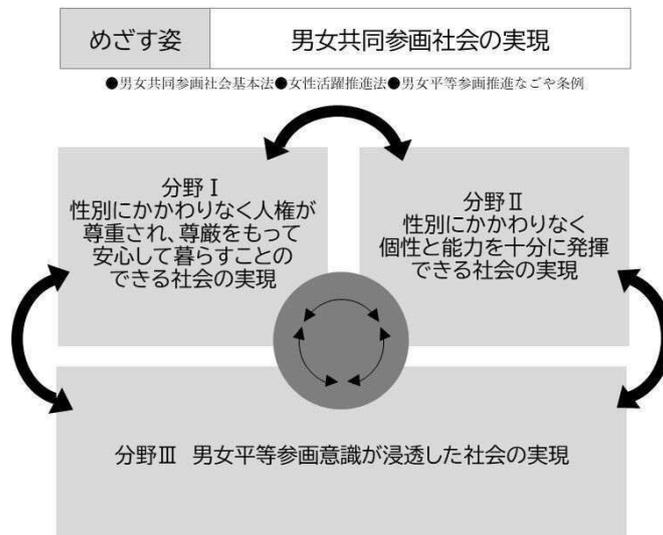
これまでの取組により、女性活躍の推進や子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業数は増加し、男性の育児休業取得率は上昇傾向にある一方で、男女の地位の平等感や、仕事と生活のバランスが希望どおりであると感じている人の割合は後退しており、法律や制度は整えられつつあっても、個人の実感が伴っていない状況が見受けられます。

こうした状況に鑑み、本計画においては、市民の皆さまへのわかりやすさを第一に、これまでの計画の継続性を考慮しつつ、以下の3分野を新設し、体系を見直しました。

男女共同参画社会を実現するためにめざすべき社会像を分野別に具体的にし、これらの分野が互いに補完し合い、連携して機能することで、男女平等参画を推進します。

分野Ⅰ	性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現
分野Ⅱ	性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現
分野Ⅲ	男女平等参画意識が浸透した社会の実現

<概念図>



<計画の体系>

分野 Ⅰ	性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現	方針 1	性別にかかわる人権の尊重
		方針 2	性別にかかわる人権侵害の解消
分野 Ⅱ	性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現	方針 3	方針決定過程への女性の参画拡大
		方針 4	働き方改革と女性活躍の推進
		方針 5	ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大
		方針 6	地域における男女平等参画の促進
分野 Ⅲ	男女平等参画意識が浸透した社会の実現	方針 7	男女平等参画推進のための意識変革

2 重点的に取り組むテーマ

「名古屋市総合計画 2028」では、長期的展望に立ったまちづくりを進める上での基本方針において「誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」を一つの視点としています。

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現は、**女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)**につながります。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、職場や家庭、地域など幅広い分野に及び、さらには、人生のあらゆる場面において必要とされるため、分野や方針に沿って総合的かつ計画的にすすめていく必要があります。

本計画では、こうした多岐にわたる総合的な取組の推進と併せ、効果的に取組を展開するため、社会の動向や本市の取組状況、横断的な視点等を踏まえ、次の4つのテーマについて、重点的に取り組みます。

テーマ① 男女で異なる健康課題への支援(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ)

平均寿命の延伸や年齢構成の変化に加え、女性の就業率の上昇やライフイベント時の年齢の変化などがみられます。人生100年時代を迎える中、生涯にわたり、家庭でも仕事でも個性と能力を十分に発揮できるようにするために、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解を深めることや、こうした健康課題に対して支援をしていくことの重要性が高まっています。また、働く女性の月経、更年期等、健康課題に起因する望まない離職等を防ぐことも重要です。

男女で異なる健康課題に着目し、健康維持や健康増進等に向けて性別や年齢に応じた支援に取り組みます。

テーマ② 社会構造に起因する貧困等困難を抱える女性への支援(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ)

令和6(2024)年に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されましたが、女性であることにより直面する様々な困難な問題の中でも、貧困は自立を阻む大きな要因です。賃金格差や非正規雇用化、キャリアの中断などの社会構造に起因する女性の貧困に対して取り組むことは、個人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせることにもつながります。また、DVや虐待の被害等の複合的な困難を抱える女性にとって、経済的困窮は問題解決への大きな障壁となります。

貧困等困難な問題を抱える女性への支援や、貧困の次世代への連鎖を断ち切るための支援に取り組みます。

テーマ③ 性別にかかわらず活躍できるキャリア形成支援(関連分野:分野Ⅱ、Ⅲ)

結婚・出産・介護などのライフイベントにおいて、女性の非正規雇用化やキャリア中断が依然として課題となっているほか、家事や育児の多くを女性が担っていることが、女性の活躍が進まない要因の一つとなっています。

男性の家事・育児への参画促進や、若年層が性別にとらわれず自分らしい生き方や働き方を考える機会の提供、さらにキャリア形成支援や働きやすい職場づくり等を推進し、性別にかかわらず、自らの希望に応じ、仕事と子育て・介護・社会生活等の生活と両立しながら、キャリアを形成できるよう支援に取り組めます。

テーマ④ 防災における男女平等参画の推進(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子どもなど脆弱な状況にある人が多くの影響を受けます。南海トラフ巨大地震の発生が想定される本市において、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を進めていく必要があります。

避難所運営における女性のニーズへの対応や女性・子どもに対する性暴力等、炊き出しや育児・介護等のケア労働の女性への偏りなど、令和6年能登半島地震や過去の災害で顕在化した課題に対する取り組みをすすめます。また、災害時に女性の意見を反映するためにも、平常時から地域における男女平等参画の促進に取り組めます。

※テーマ①から④に該当する施策には **重点施策** マークがついています。

3 計画の進行管理

本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、「成果目標」と「成果指標」の2つの指標を設定します。5か年で達成すべき目標値を掲げ、可能な限り毎年度成果目標及び成果指標の達成状況を把握します。

また、男女平等参画推進なごや条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況及び推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画全体に対して設定 ・本計画を推進することにより生み出される複合的な効果を測るため、男女平等参画推進に関する市民意識の変化や社会の状況から象徴的な3つの成果目標を本計画全体に対して設定 				
	<p>○男女の地位が平等だと感じる人の割合(社会全体)</p> <p>この成果目標は、制度や環境の整備等だけでなく市民が実感として「平等である」と感じているかという意識の変化を表します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">15.6%(令和7年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">23%(令和12年度)</td> </tr> </table>	現状値	15.6%(令和7年度)	目標値	23%(令和12年度)
	現状値	15.6%(令和7年度)	目標値	23%(令和12年度)	
	<p>○市内企業の女性管理職の割合(課長級以上)</p> <p>この成果目標は、本市の働く場における女性の方針決定過程への参画が十分でないという現状を踏まえ、女性の参画状況を評価する代表的な指標として設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">13.4%(令和6年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度)</td> </tr> </table>	現状値	13.4%(令和6年度)	目標値	国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度)
現状値	13.4%(令和6年度)	目標値	国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度)		
<p>○1日のうち、仕事に要する時間が9時間以上である有職男性の割合</p> <p>この成果目標は、本市の有職男性の約半数が、1日のうちで仕事に要する時間が9時間以上であるという現状を踏まえ、長時間労働の減少を評価することで、男性の家事・育児等への参画を促進する指標として設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">48.1%(令和6年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">46%(令和11年度)</td> </tr> </table>	現状値	48.1%(令和6年度)	目標値	46%(令和11年度)	
現状値	48.1%(令和6年度)	目標値	46%(令和11年度)		
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各方針に対して設定 ・方針に基づく施策の進捗や事業量など推進状況を把握・評価するための目標値 				

分野Ⅰ

性別にかかわらず人権が尊重され、 尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現

- 性別にかかわらず人権が尊重されることにより、すべての人が安心して暮らせることは、社会全体の活力と調和を生み出す力となります。
- 誰もが自分らしく生きられるよう、固定的な性別役割分担意識等を背景とした悩みや生きづらさへの対応をすすめるとともに、健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差を考慮した生涯にわたる健康支援を行います。さらに、多様な生き方や、性のあり方への理解を深め、多様性を尊重する意識を育むことで、一人ひとりの人権を尊重し、性別にかかわる差別や偏見のない社会を目指します。
- DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪³・性暴力⁴などの性別にかかわるあらゆる暴力に対しては、予防のための啓発と被害者支援により人権侵害の解消を目指します。また、性別ゆえの生きづらさに加え、貧困や孤独・孤立、障害、部落差別、外国籍等の複合的な要因によって困難を抱える人々を支援します。

方針1 性別にかかわる人権の尊重

方針2 性別にかかわる人権侵害の解消

³ 性犯罪：犯罪のうち「不同意性交等、不同意わいせつ」等の性的な犯罪をいう。

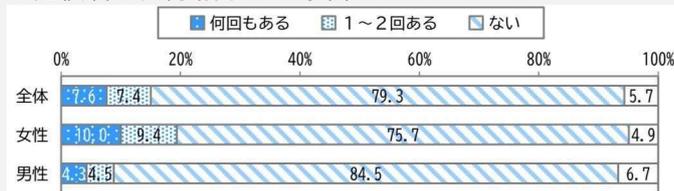
⁴ 性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。

現状と課題

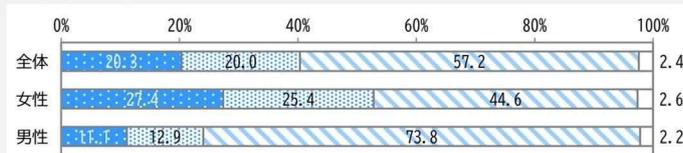
- DV、セクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する人権侵害は依然として発生しています。
- 女性のための総合相談、女性福祉相談の件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に関連する相談の影響で相談件数が増加した後、令和3年度は元の水準に戻ったもののそれ以降増加傾向にあります。
- また、DVに関する相談件数は高止まりの状況で、内容も複雑で深刻なものが多くなっています。
- 令和5(2023)年に刑法改正等による性犯罪規定が変更されました。愛知県内の性犯罪認知件数は大幅に増加しています。

【図表 20】人権にかかわる被害経験(名古屋市)

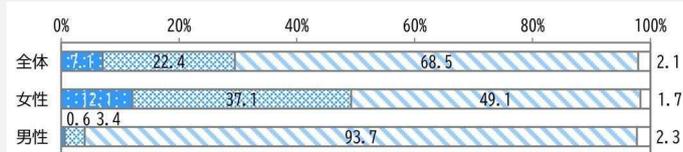
●配偶者や交際相手から暴言を吐かれること



●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと

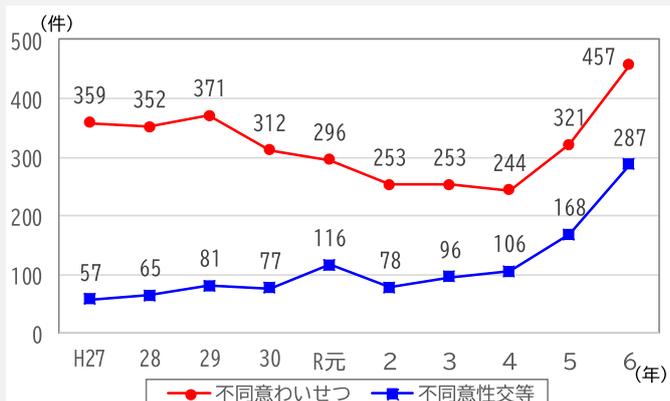


●痴漢行為

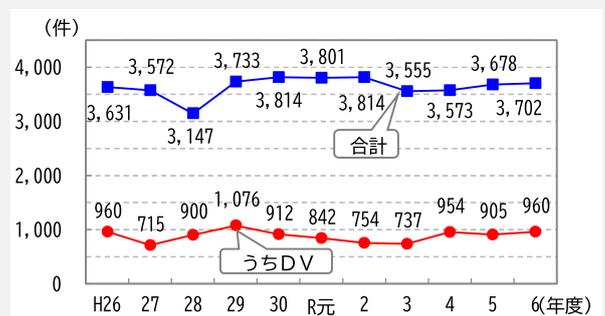


令和6年度 第10回男女平等参画基礎調査(名古屋市)

【図表 23】愛知県内の性犯罪認知件数の推移



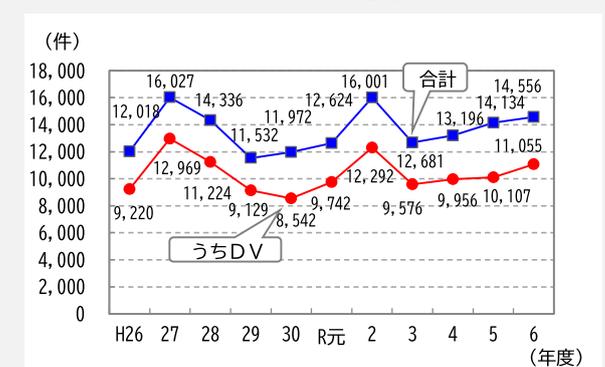
【図表 21】女性のための総合相談(名古屋市)



※相談件数は個別相談(電話・LINE・面接・専門)の件数

令和7年度 名古屋市スポーツ市民局調べ(名古屋市)

【図表 22】女性福祉相談件数(配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)(名古屋市)



※相談件数には、男性からのDV相談件数を含む

令和7年度 子ども青少年局調べ(名古屋市)

※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)の令和5年7月施行に伴い、罪名について「強制的性交等」を「不同意性交等」、「強制的わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計

令和6年度の犯罪概況(愛知県警察本部)

方針1 性別にかかわる人権の尊重

職場、家庭、地域社会など様々な場面で表出する固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、誰もが自由に自己決定できる男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわる人権が尊重され、個人としての尊厳を保ちながら安心して暮らせることが重要です。

そのためには、家庭や職場などにおける性別役割の固定化、意思決定過程における女性の参画の遅れや働く場における男女格差など、置かれた状況の違い等を背景に生み出される、性別に起因する生きづらさや直面する様々な問題について、悩みを抱える人が男女平等参画の視点から主体的に解決をめざすことができるよう相談事業の充実に取り組みます。

また、生涯にわたり安心して暮らしていくためには、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解の促進を図るとともに、年齢や性別に応じた支援に取り組んでいきます。

さらに、世帯構成や就業・生活様式の変化や、ライフスタイル、結婚観、家族観の多様化を前提として、これまでの固定的な家族イメージにとらわれることなく、ひとり親や事実婚・非婚など多様な生き方への理解促進に取り組んでいきます。性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）などについても、当事者の性のあり方を考慮し実質的な理解を促進します。

施策①	男女平等参画に係る相談体制の充実
施策②	性差を考慮した生涯にわたる健康支援
施策③	多様な生き方や、性のあり方(性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標1	DVの相談窓口の認知度	71.2% (令和6年度)	75% (令和11年度)
指標2	がん検診受診率 (①子宮がん・②乳がん)	①66.6% ②53.3% (令和6年度)	①70% ②60% (令和12年度)
指標3	「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)」という言葉と内容を知っている人の割合	67.1% (令和6年度)	78% (令和11年度)

施策① 男女平等参画に係る相談体制の充実

家庭や職場などで直面する性別にかかわる様々な悩みを受けとめるとともに、相談者自らが解決に向け力を発揮していけるよう自己決定を支援する相談事業の充実に取り組みます。また、広報・啓発等により相談をしやすい環境づくりに取り組むとともに、多様化・複雑化する悩みに対応できるよう相談員の育成に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
1	イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」	相談(電話・SNS・面接・専門相談等)の実施 相談員研修の実施	スポーツ市民局
2	名古屋市男性相談	相談(電話・面接)の実施 相談員研修の実施	スポーツ市民局
3	名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談)	相談(電話・SNS)の実施	スポーツ市民局

施策② 性差を考慮した生涯にわたる健康支援

重点施策

男女が互いの性を理解し、生涯を通じて直面する年齢や性別に応じたさまざまな健康課題について、正しい知識・情報を得て主体的に行動し自己管理できるようにするための情報提供や健康教育をすすめます。

また、性差に応じたがん対策や女性を対象とした健康相談などにより健康支援に取り組むとともに、女性の運動・スポーツ習慣者の割合が男性に比べて低いことを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために女性の運動・スポーツ参加を促進します。

特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期で大きく変化するという特性があることから、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）⁵の視点に留意し、取組をすすめます。

主な取組		事業内容	所管局
4	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の学習・啓発	男女平等参画推進センターや女性会館等における、講座等の実施	スポーツ市民局 教育委員会
		生理に関する理解を促進するため、区役所・支所、市民利用施設等及び市立学校に生理用品を配備	各局
5	性に関する適切な教育等	市内小中学校・高校・特別支援学校における、体育・保健体育の授業等を通じた性に関する指導の実施	教育委員会
		妊娠・出産のライフプランを考え適切な行動がとれるよう、性や妊娠、健康に関する正しい知識の普及啓発により、プレコンセプションケアを推進	子ども青少年局
		思春期の子どもの心身両面の健康づくりのための総合的な知識の普及・相談等（思春期保健事業）の実施	

⁵ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出生間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

主な取組		事業内容	所管局
6	性感染症等への対策	HIV/エイズ、梅毒等の予防啓発の実施	健康福祉局
7	妊娠・出産等に関する健康支援	妊娠・出産・育児に関する健康教育・制度の普及啓発、相談、支援の実施 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・両親学級 ・共働きカップルのためのパパママ教室 ・産前・産後ヘルプ事業 ・なごや妊娠 SOS	子ども青少年局
8	性差に応じたがん対策	性差に応じたがんの早期発見・早期治療促進のため、がん検診・健康教育等を実施 がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・前立腺がん検診 ブレスト・アウェアネス啓発事業	健康福祉局
9	生涯にわたる健康教育・健康支援	女性の健康相談窓口の設置	健康福祉局
		女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業の実施	スポーツ市民局

施策③ 多様な生き方や、性のあり方(性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進

ライフスタイル、結婚観、家族観は多様化しており、これまでの固定的な家族イメージにとらわれない生き方が広がっています。また、LGBTQ⁶をはじめとする性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)に関する社会的な認知は高まってきています。しかし、依然として偏見や無理解により、困難を抱える当事者は少なくないことから、個人の様々な生き方の選択が社会への参画の障壁にならないように、また、多様な生き方や性のあり方が尊重されるように理解促進に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
10	多様な生き方や性のあり方への理解促進に向けた意識啓発	男女平等参画推進センターにおける、講座の実施	スポーツ市民局
		なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における講座や展示等による啓発の実施	
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座等の実施	教育委員会
		市内小中学校における、人権教育推進校による研究活動の実施	
		事業者や職員等に対する、性の多様性の理解促進のための研修等の実施	スポーツ市民局
		性の多様性への理解促進を深めるための職員ハンドブックの活用	
(3)	名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談)	相談(電話・SNS)の実施	スポーツ市民局
11	名古屋市ファミリーシップ制度	名古屋市ファミリーシップ制度の運用	スポーツ市民局

⁶ LGBTQ: 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称のひとつで、Lesbian(レズビアン)性自認が女性で恋愛・性的対象が女性の人、Gay(ゲイ)性自認が男性で恋愛・性的対象が男性の人、Bisexual(バイセクシュアル)恋愛・性的対象が男性と女性の両方の人、Transgender(トランスジェンダー)出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、Questioning(クエスチョニング)性自認や性的指向が定まっていない人、の頭文字を取ったもの。

方針2 性別にかかわる人権侵害の解消

男女共同参画社会の実現を妨げる性別に起因するあらゆる人権侵害を解消することは、極めて重要です。

DVや、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力など、性別にかかわる暴力は深刻な人権侵害であり、被害者の尊厳を著しく損なうということ、そして「暴力を許さない」ということが社会全体で共有されるよう、学校・職場・地域などあらゆる場面で広く啓発に取り組みます。

暴力による被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った、切れ目のない支援を行います。特にDVにおいては、DV被害者だけでなく、被害者の子どもも被害や影響を受けるという視点をもって関係機関との連携を強化します。また、子どもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にあり、家族や身近な者からの被害は潜在化・深刻化しやすいことや、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないこと等に留意し取り組みの強化を図ります。

性別にかかわる人権侵害は、社会構造に起因する貧困や孤独・孤立といった問題とも密接に関係しており、特に女性は、非正規雇用や賃金格差などにより、経済的困難に陥りやすい状況にあります。また、ひとり親家庭や障害、部落差別、外国人や外国にルーツがあることなどにより社会的困難を抱えている場合、性別ゆえの生きづらさが相まって更に複合的な困難を抱えることがあります。こうした様々な困難を抱える人々に対する理解の促進と一層の支援をすすめます。

施策④	性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の予防啓発
施策⑤	性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の被害者支援
施策⑥	様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)を抱える人々への支援

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標4	DVを人権侵害と認識する人の割合	93.5% (令和6年度)	95% (令和12年度)
指標5	「デートDV」という言葉の認知度	53.4% (令和6年度)	65% (令和11年度)

施策④ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の予防啓発

DV やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの性別にかかわる暴力が、重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識が社会全体で共有されるよう、性別にかかわるあらゆる暴力を許さない社会的機運を醸成するための啓発に取り組むとともに、こうした暴力の防止に向けた対策をすすめます。

また、若年層への予防啓発においては、相談窓口の周知だけでなく、デートDV⁷の防止や性的同意の重要性について、保護者など相談相手となる幅広い層も含め、SNSなどの身近で利用しやすい媒体を活用し啓発に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
12	DV、性暴力等防止に向けた啓発	女性に対する暴力をなくす運動(パールリボンキャンペーン)の実施	スポーツ市民局
		児童虐待対策と連携した「Stop DV & 児童虐待」コラボ事業の実施 DV 等防止啓発カードの配布 DV 根絶のための意識啓発事業	子ども青少年局
13	若年層向けデート DV、性暴力等防止に向けた啓発事業	デート DV ハンドブック等を活用した啓発	スポーツ市民局
		高校等へ出張講座の実施 男女平等参画推進センターにおける講演会、セミナーの実施	教育委員会 スポーツ市民局
14	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策	男女平等参画推進センターによる企業向け研修の実施	スポーツ市民局
		職員向け意識啓発の実施 市立大学における防止対策	総務局

⁷ デートDV：婚姻関係にない交際相手との間に起こるさまざまな暴力をいう。

主な取組		事業内容	所管局
15	性犯罪・性暴力の防止対策	防犯機器電気料の補助	スポーツ市民局
		街頭犯罪抑止環境整備事業(防犯カメラ、防犯灯 LED 化の補助)	
		地下鉄における痴漢等迷惑行為防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・東山線及び名城線・名港線での女性専用車両の運行 ・東山線の既存車両や名城・名港線の新型車両への車内カメラの設置 ・駅のホームやトイレ出入口など安全対策上必要な箇所へのカメラの設置 ・車内駅構内における、痴漢等迷惑行為防止に向けた啓発の実施 	交通局
		学校等における子どもの性暴力防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等向け研修の実施 ・保護者・児童等への周知・啓発 ・早期発見のための措置 ・環境整備 	教育委員会 子ども青少年局

施策⑤ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクハラ、性暴力等)の被害者支援

DV など性別にかかわる暴力の被害者の相談・支援にあたっては、民間団体も含め関係機関との連携協力のもと、被害者の保護から自立支援までの各段階にわたり、安心と安全に配慮した切れ目のない支援を実施します。また、子どもや若者の被害を早期に発見し、支援するため、体制の強化や支援の充実などに取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
16	DV 被害者等への相談・支援	配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所における、切れ目のない相談及び支援の実施	子ども青少年局
17	子ども・若者を虐待や性暴力等から守るための支援	児童虐待防止における関係機関との連携 ・なごやこどもサポート連絡協議会、なごやこどもサポート区連絡会議の開催 児童相談所の体制強化 社会福祉事務所における児童虐待等の機能強化 相談(「なごやっ子SOS」)の実施 児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等の実施	子ども青少年局
		子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等の学校現場への配置(「なごや子ども応援委員会」の運営)	教育委員会
		教育と福祉の連携による支援の充実 ・スクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 ・スクリーニングの実施 ・児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	子ども青少年局 教育委員会
		若年女性へのアウトリーチ事業の実施	子ども青少年局
		こども・若者シェルター設置に向けた検討	子ども青少年局
		ワンストップ支援センター等関係機関との連携	スポーツ市民局 子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
(1)	イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」	女性の自立のためのグループプログラム等の実施	スポーツ市民局
18	犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の運営や経済的・精神的支援、二次的被害の防止に向けた広報啓発・人材育成の実施	スポーツ市民局
19	職員研修・支援者育成	女性に対する暴力防止に関する職員研修の実施	スポーツ市民局
		職員及び民間支援者の研修(DV 被害支援者スキルアップ研修)の実施	
		職務関係者研修	子ども青少年局
20	庁内及び関係機関・民間団体との連携	DV 被害者支援協議会 兼 女性支援調整会議の開催	スポーツ市民局
		庁内連絡会議の開催	子ども青少年局

()は再掲

施策⑥ 様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)

を抱える人々への支援 **重点施策**

貧困や差別・偏見など生活上の困難に直面している人々は、それぞれが抱える困難に加え、性別ゆえの生きづらさが重なり、複合的に困難な状況に置かれています。これらの様々な困難を抱える人々が、安心して暮らすことができるよう、男女平等参画と人権尊重の視点に立って、貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等への理解促進とそれぞれの状況に応じた支援をすすめます。

主な取組		事業内容	所管局
21	経済的自立に向けた支援等	男女平等参画推進センターにおける、女性の就労支援に関する講座、セミナー等の実施	スポーツ市民局
		なごやジョブサポートセンターにおける、求職者への就職準備セミナー等の実施	経済局
		仕事・暮らし自立サポートセンターにおける、生活困窮者の自立を支援するための総合的な支援の実施 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援 ・就労訓練 ・家計改善支援 ホームレスや住まいを失った方への宿所及び食事の提供、生活相談、職業相談などの自立を支援するための支援の実施	健康福祉局
		社会的自立に困難を有する若者に相談から就職、職場定着まで一貫した総合的な支援を実施するため、子ども・若者総合相談センターにおいて伴走型支援を行うほか、若者・企業リンクサポート事業による支援等を実施	子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
22	孤独・孤立に対する支援	孤独・孤立で困難や不安を抱える女性のためのつながりサポート事業の実施	スポーツ市民局
		孤独・孤立対策事業 ・孤独・孤立対策に関するポータルサイトの運営 ・分野を超えた連携や協働を図る官民連携プラットフォームの設置 ・広報啓発の実施	健康福祉局
23	ひとり親家庭への精神的な支援	ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施 ジョイナス、ナゴヤにおける心理カウンセリングや、セミナー等の実施	子ども青少年局
24	ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援	愛知母子・父子福祉センター及びひとり親家庭就業自立センター(ジョイナス、ナゴヤ)における就業支援の実施	子ども青少年局
		養育費相談等の実施 養育費・親子交流等に関するセミナーの実施 公正証書作成費用補助事業の実施 養育費保証料補助事業の実施	子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
24	ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援	自立支援給付金事業の実施	子ども青少年局
		児童扶養手当の支給	子ども青少年局
		母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付/ 名古屋市寡夫福祉資金貸付金の貸付	子ども青少年局
		ひとり親家庭手当	子ども青少年局
		ひとり親家庭等医療費助成	
		生活支援事業の実施	子ども青少年局
		ひとり親家庭等への大学受験料等補助 ・大学受験料等補助 ・模試費用補助	子ども青少年局
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子ども青少年局
中学生の学習支援事業	子ども青少年局 健康福祉局		

	主な取組	事業内容	所管局
25	障害者等への支援	市立大学における、ユニバーサルデザインの教育・研究の実施	総務局
		意識のバリアフリーを推進するための広報・啓発事業の実施	健康福祉局
		障害者差別解消の推進に係る事業の実施	健康福祉局
		障害者虐待相談支援事業の実施	健康福祉局
		障害種別に関わらず、すべての障害に対してワンストップで対応するための障害者基幹相談支援センターの運営(各区1か所)	健康福祉局
		障害者就労支援センター等への運営補助	健康福祉局
		地域生活支援拠点事業の実施	健康福祉局
		発達障害者支援センターの運営等の支援	子ども青少年局
		意識啓発を図る講座等の実施	教育委員会
		障害への偏見や差別をなくすための理解啓発活動や体験を重視した交流活動などの実施	教育委員会

主な取組		事業内容	所管局
26	部落差別の解決に向けた支援	文化センターにおける、相談事業(生活相談、健康相談、法律相談等)の実施	スポーツ市民局
		なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、人権擁護委員と連携した人権相談の実施	スポーツ市民局
		部落差別の解決に向けた市民の自主的活動や取組支援及び意見交換の実施	スポーツ市民局
		教育集会所における、生活相談や健康相談の実施	教育委員会
27	外国人や外国にルーツを持つ方への支援	国際センターにおける、外国人への情報提供	観光文化交流局
		外国人のための相談事業(行政相談、法律相談、税務相談等)の実施	観光文化交流局
		外国籍のDV被害者及び児童相談所における外国人の子どもに対する、通訳派遣による支援の実施	子ども青少年局

分野Ⅱ

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

- すべての人が、あらゆる分野で、性別にかかわらず自分らしい生き方や働き方を選択できることは、多様性が尊重され、生きがいを感じられる社会の実現のために不可欠であるとともに、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できることで、社会全体の活力と多様性の向上につながります。
- あらゆる分野において、男女が対等な関係性を構築するためには、女性が方針決定過程に参画することが何よりも重要です。
- 仕事と育児・介護等の両立だけでなく、健康上の課題を抱えながら働く人が仕事を続けられるようになることなど、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境を整えることは、女性の活躍を後押しすることにつながります。
- また、家庭生活への育児・介護支援の充実や、女性に偏りがちな家事・育児・介護等への男性の参画を促進することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- 地域活動や防災の分野においても男女平等参画を促進することで、多様化する地域課題・ニーズへの対応とともに地域の活性化につなげます。

方針3 方針決定過程への女性の参画拡大

方針4 働き方改革と女性活躍の推進

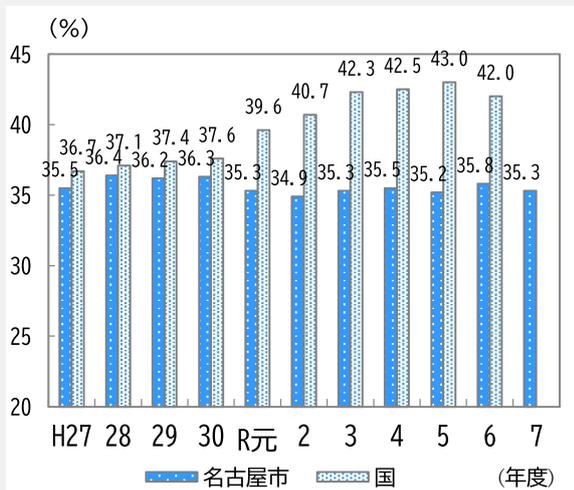
方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大

方針6 地域における男女平等参画の促進

現状と課題

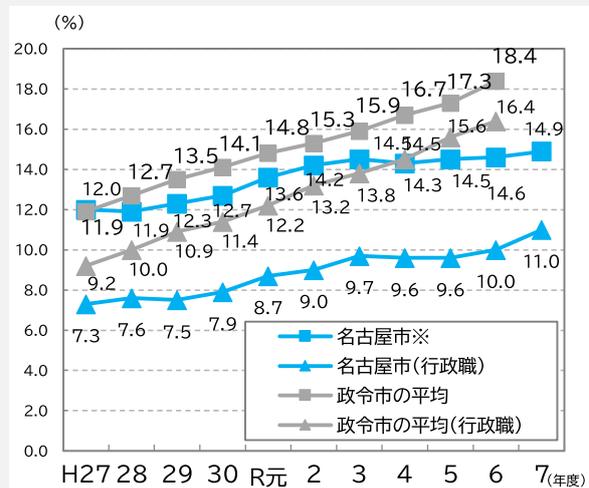
- 市の審議会等は、市政の政策形成に多様な視点を取り入れるために設置されていますが、審議会等における女性比率は長期にわたり横ばい傾向にあり、2025（令和7）年4月時点で35.3%に留まっています。
- 市職員の女性の管理職比率は徐々に上昇してきましたが、2024（令和6）年度は14.6%であり、政令市の平均を下回っています。
- 就業構造基本調査（2022(令和4)年）によれば、名古屋市では非正規就業者の割合が、男性21.4%に対して、女性は53.0%と高くなっています。
- また、国の賃金構造基本統計調査（2024(令和6)年）では、男女の賃金格差について、男性一般労働者の給与水準を100とした時、女性一般労働者は75.8に留まっている状況です。

【図表 24】審議会等への女性の登用状況の推移
(名古屋市と全国)



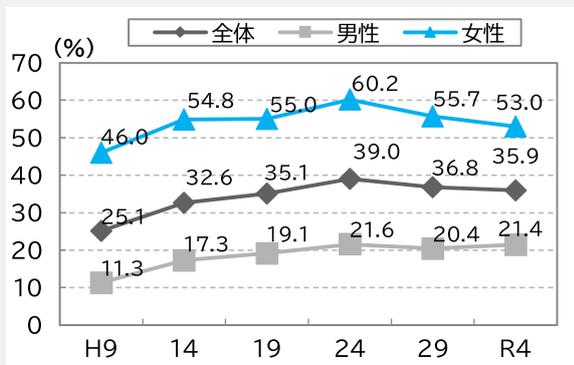
令和7年度 スポーツ市民局調べ(名古屋市)

【図表 25】市職員における管理職女性比率
(名古屋市と政令市)



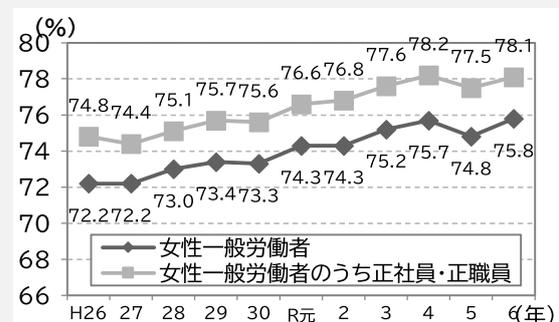
※教員・消防職を除く全職種(消防長は含む) 令和7年度 総務局調べ(名古屋市)
令和6年度 地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)

【図表 26】男女別非正規就業者割合の推移
(名古屋市)



令和4年 就業構造基本調査 名古屋の就業構造(名古屋市)

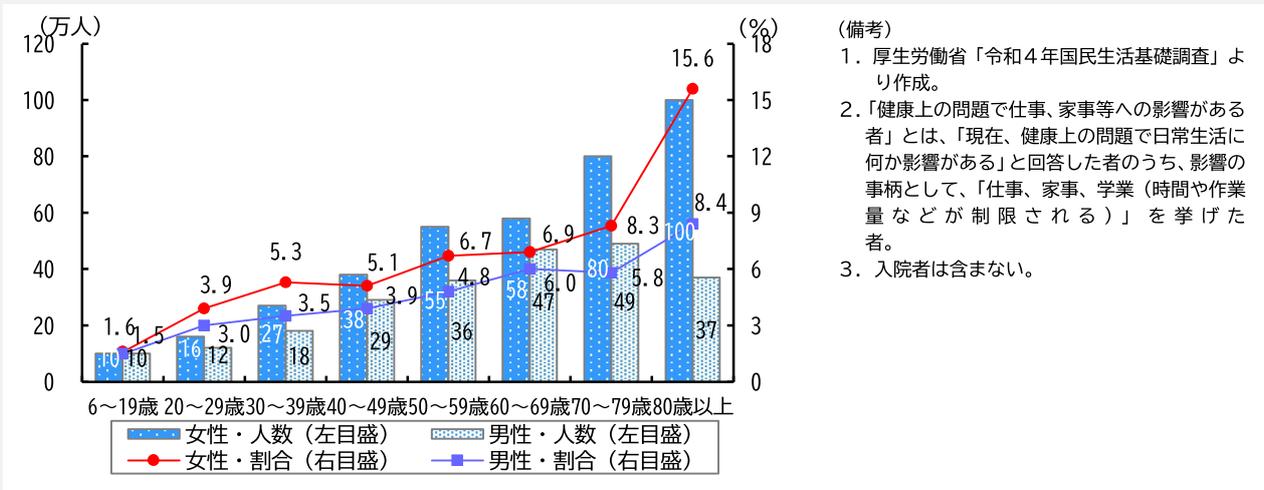
【図表27】男女間所定内給与格差の推移
(男性の所定内給与=100)(全国)



※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。
※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、一般の労働者よりも1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。
※「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。
令和6年 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

- 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある人は、2022（令和4）年時点で621万人となっており、このうち女性が384万人（61.8%）となっています。年代別にみると、30代、50代及び70代以上で男女差が大きくなっています。
- 長時間労働について、基礎調査では子育て期と思われる30～40代の男性で1日9時間以上働いている割合は、30歳代が56.1%（女性は23.2%）、40歳代が65.2%（女性は33.5%）と長時間労働をする人の割合が高い状況です。
- 「家事・子育て・介護の役割分担」について、希望する分担は男女ともに「自分と配偶者等とで5割ずつ分担」が最も多くなっていますが（女性52.2%、男性42.7%）、実際の分担は女性に偏っている状況です。

【図表 28】健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数および割合の推移(全国)



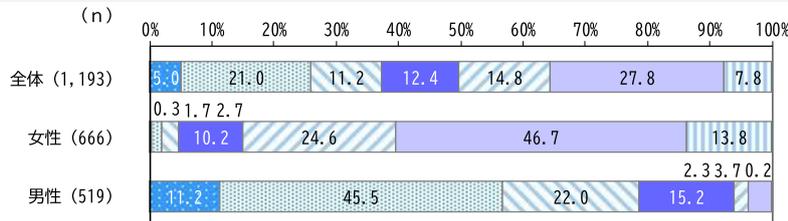
令和6年度版 男女共同参画白書

【図表 29】家事・子育て・介護の役割分担(名古屋市)

●希望する分担比率



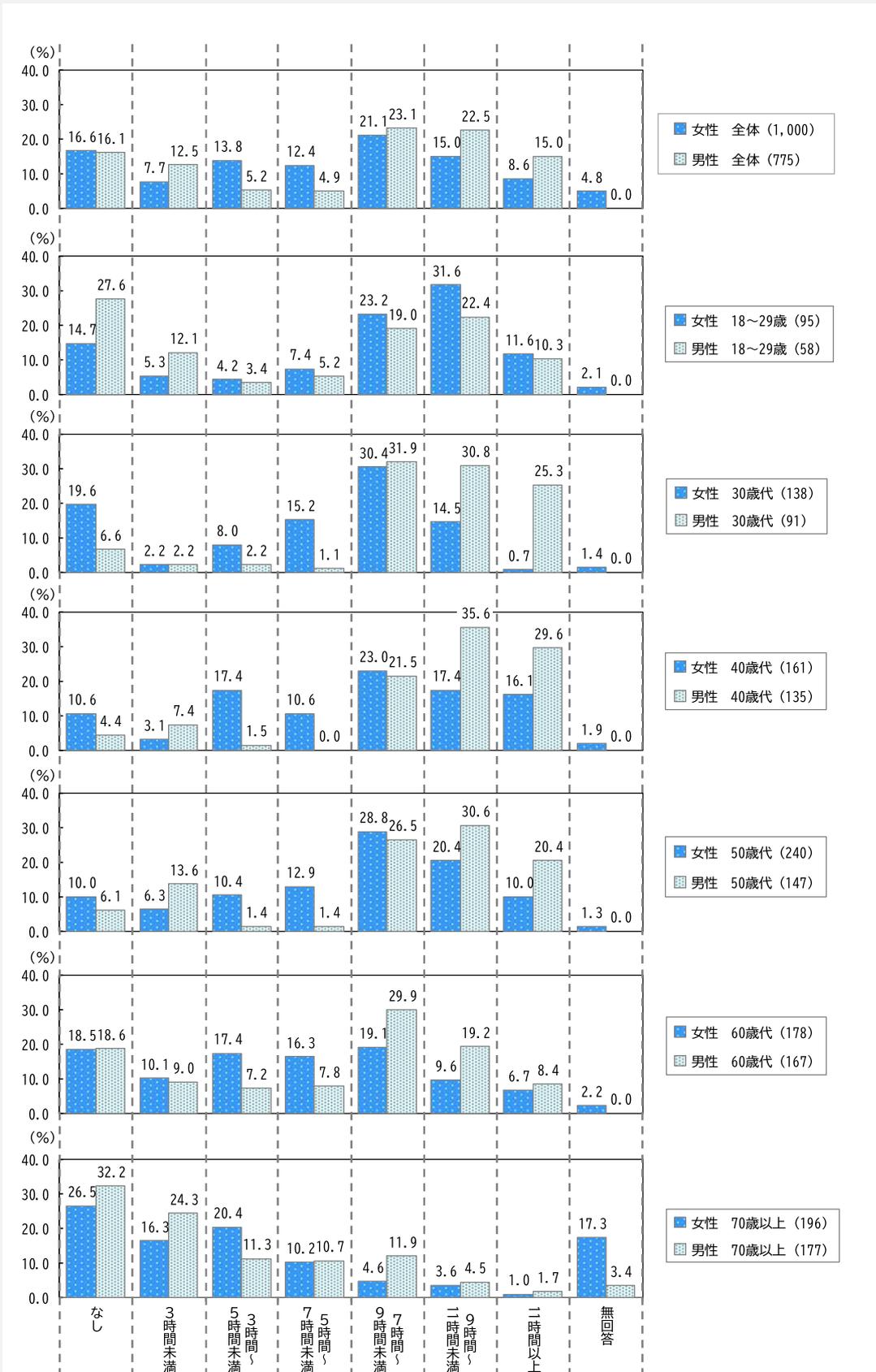
●実際の分担比率(配偶者等と同居している方)



- 配偶者等がすべて行う
- あなたが1～2割、配偶者等が8～9割を分担
- あなたが3～4割、配偶者等が6～7割を分担
- あなたが5割、配偶者等が5割を分担
- あなたが6～7割、配偶者等が3～4割を分担
- あなたが8～9割、配偶者等が1～2割を分担
- あなたがすべて行う
- 無回答

令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

【図表 30】1日のうちで仕事に要する時間(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画基礎調査(名古屋市)

方針3 方針決定過程への女性の参画拡大

地域社会や企業など、社会におけるあらゆる場面の方針決定過程に男女が対等に参画することは、人権を尊重する上で必要であるとともに、多様な視点の確保や新たな発想をもたらし、すべての人が暮らしやすく、働きやすい社会の実現や持続的な発展にもつながります。

しかしながら、各分野の方針決定過程において女性の数は徐々に増えてはいるものの、依然として男女の対等な参画には至っていない状況です。

地域社会や企業などに対して方針決定過程への女性の参画に向けた情報提供や学習機会を確保するとともに、女性が方針決定過程への参画に意欲がもてるよう支援します。こうした取組をとおして、さまざまな場面において方針決定過程への女性の参画の拡大を進めます。

また、社会の構成員の半分を占める女性の意見が十分に反映されるよう、社会的にも影響の大きい市役所自らが率先して、審議会等への女性委員の登用や方針決定過程への女性職員の参画に、より一層取り組んでいきます。

施策⑦	市政等における女性の方針決定過程への登用推進
施策⑧	地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大
施策⑨	企業等における女性の方針決定過程への参画拡大

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標6	市の審議会等への女性委員の登用率	35.3% (令和7年4月)	40%以上 60%以下 (令和12年度)
指標7	市職員の女性管理職員の割合 ※消防職・教員を除く	14.9% (令和7年4月)	20% (令和12年4月)
指標8	市立学校園の校(園)長・教頭に占める女性の割合	21.2% (令和7年4月)	22% (令和12年4月)

施策⑦ 市政等における女性の方針決定過程への登用推進

名古屋市域において、さまざまな場面での方針決定過程に女性の参画を進めていくためには、市役所自らが率先して取り組み、その取組を発信していくことが必要です。

市民生活に大きな影響を与える市の施策や、男女平等参画意識の醸成の基盤である学校教育等に多様な視点を取り込まれるよう、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供などにより市職員の女性管理職への登用を推進します。

また、市政の政策形成に多様な視点を取り入れるために設置されている審議会等への女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。

主な取組		事業内容	所管局
28	審議会等への女性委員の登用促進	審議会等への女性委員の登用促進(目標値 40%以上 60%以下) ・登用率 35.3%(令和 7 年 4 月) 女性委員ゼロ審議会の解消 ・3 審議会(令和 7 年 4 月)	スポーツ市民局
29	市職員の管理職等への女性の登用促進	職域の拡大や積極的な登用を推進する取組みの実施 ・管理職に占める女性職員の割合(消防職・教員除く)14.9%(令和 7 年 4 月) ・課長補佐級職員に占める女性の割合(消防職・教員除く)20.1%(令和 7 年 4 月) ・市立学校園の校(園)長・教頭に占める女性の割合 21.2%(令和 7 年 4 月) ・女性の課長補佐昇任選考受験率(消防職・教員除く全職種・コース I)2.2%(令和6年度) ・「第2次試験受験延期制度」、「昇任延期制度」及び「一時降任制度」の実施	総務局 人事委員会 教育委員会
30	市立大学における女性活躍の促進	市立大学における女性教員比率向上のためのポジティブ・アクションの推進 ・女性教員比率 27.9%(令和 7 年 4 月)	総務局
31	市女性職員の能力開発・活用推進	キャリア形成支援やサポート体制の充実 キャリアアップ推進研修 ・女性職員のキャリアデザイン研修 ・女性職員のキャリアアップ支援研修 ・メンター養成研修	総務局

施策⑧ 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大

重点施策

地域活動の担い手不足や参加者の減少が深刻化する一方で、地域社会の直面する課題やニーズは複雑かつ多様になっています。地域活動の活性化を図るためにも、男女平等参画の視点を取り入れ、さまざまな人材や主体が携わることの必要性について理解促進を図ります。

また、そうした学習機会を広く提供することにより、地域活動における方針決定過程への女性の参画を促進します。

主な取組		事業内容	所管局
32	地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進	女性委員の方針決定過程への参画についての理解と周知を図るため、男女平等参画に関する啓発の実施 ・学区委員長女性比率 7.9%(令和6年度) ・学区民生委員・児童委員協議会会長女性比率 62.2%(令和6年度) ・保健環境委員学区会長の女性比率 47.0%(令和6年度)	スポーツ市民局 健康福祉局 健康福祉局
33	地域活動における女性リーダー育成のための学習機会の提供	団体・グループの女性のリーダーや指導者、指導者候補を対象にした研修等の実施 ・女性国内研修の実施 ・女性学習団体リーダー研修会の実施 ・女性団体指導者研修会の実施 ・女性学習活動研究の促進 ・女性団体への支援(事業共催、事業補助)	教育委員会

施策⑨ 企業等における女性の方針決定過程への参画拡大

企業等における女性管理職比率については、業種や従業員規模等により差がみられます。こうした状況を踏まえ、女性の方針決定過程への参画拡大を、主体的、積極的にすすめる企業が市域全体に広がるよう、啓発や支援に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
34	女性の活躍推進企業認定・表彰制度	女性の活躍推進に取り組む企業の認定・表彰等 ロールモデルや職域拡大の先駆者となっている女性の表彰	スポーツ市民局
35	企業向け意識啓発	企業を対象とした女性の活躍推進セミナー等の実施	スポーツ市民局

方針4 働き方改革と女性活躍の推進

育児や介護をはじめとするライフイベントや健康上の課題等を理由に不本意に離職することなく、仕事と育児・介護・社会活動等を含む生活とを両立しながら、キャリアを形成し、能力を十分に発揮できるよう、すべての人にとって働きやすい環境づくりが求められています。

しかしながら、出産等を契機とした女性の非正規雇用化がみられるなど、特に女性において両立のしづらさや着実なキャリア形成が困難となる状況があります。

そのため、長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方の実現といった、誰もが働きやすい職場づくりに向け取り組むとともに、キャリア形成や就業、起業など働く場における女性活躍の支援に向け取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、ハラスメントのない職場風土の醸成等に関し、雇用主や管理職等への意識啓発をすすめるとともに、働く人に必要な情報を提供します。

施策⑩	雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発
施策⑪	働く場における女性活躍に向けた支援
施策⑫	仕事と健康課題との両立の支援
施策⑬	仕事と育児・介護との両立支援等に向けた事業者への支援

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標9	女性の活躍推進企業認定・認証数	258社 (令和6年度)	385社 (令和12年度)
指標10	子育て支援企業認定数	273社 (令和6年度)	359社 (令和12年度)
指標11	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数	296社 (令和6年度)	385社 (令和12年度)
指標12	市男性職員の育児休業取得率 ※消防局・教員委員会を除く	77.3% (令和6年度)	100% (令和11年度)

施策⑩ 雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発

重点施策

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む企業を認定・表彰するとともに、こうした取組が中小企業を含めた企業において促進されるよう、好事例等を積極的に発信します。また、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて企業における意識啓発に取り組むとともに、法令や社会保障制度等、労働者が安心して働くために必要な情報や働きやすい職場環境づくりに向けて企業等へ情報を提供します。

主な取組		事業内容	所管局
(34)	女性の活躍推進企業認定・表彰制度	女性の活躍推進に取り組む企業の認定・表彰等 ロールモデルや職域拡大の先駆者となっている女性の表彰	スポーツ市民局
(35)	企業向け意識啓発	企業を対象とした女性の活躍推進セミナー等の実施	スポーツ市民局
36	女性活躍・両立支援に関する好事例の発信	女性活躍に取り組む企業の好事例を女性活躍応援企業見える化サイトで発信	スポーツ市民局
		子育て支援に取り組む企業の好事例を市公式ウェブサイトで発信	子ども青少年局
37	労働等に関する相談事業	労働条件や労働福祉などの労働問題に関する、労働相談の実施	経済局
38	労働等に関する情報の提供	市公式ウェブサイト等における、労働に関する最新の諸法令や制度等の提供	経済局

施策⑪ 働く場における女性活躍に向けた支援

重点施策

働くことを希望する女性へのキャリア形成や就業能力開発の機会の提供、就業に向けた情報を提供します。また、起業等の多様な働き方を選択する女性に対する支援を行うとともに、働く女性のネットワークの形成が促進されるよう取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
39	女性のキャリア形成に関する意識啓発	女性若手・中堅社員向けのキャリア形成に関するセミナーの実施	スポーツ市民局
40	女性の職業能力開発・再就職支援	男女平等参画推進センターにおける、講座の実施	スポーツ市民局
		なごやジョブサポートセンターにおける、求職者への就職準備セミナー等の実施	経済局
		市立大学における、職場復帰等のためのリカレント講座の実施	総務局
41	女性の起業支援	男女平等参画推進センターにおける、講座等の実施	スポーツ市民局
		新事業支援センターにおける、中小企業診断士等専門家による創業に関する相談等の実施	経済局
42	自営業等に従事する女性への支援	愛知県農村生活アドバイザー認定事業 女性の農業への主体的参画と職業能力の向上を図るため、認定農業者へ家族協定締結を推進	緑政土木局

施策⑫ 仕事と健康課題との両立の支援 重点施策

性別や年齢に応じて男女が抱えるさまざまな心身に関わる健康課題について、望まない離職を避け、安心して働くことができるよう、仕事と健康課題の両立に向けた企業の取組を促進するとともに、働く人の健康を支援します。

主な取組		事業内容	所管局
43	企業への健康経営に向けた啓発事業	仕事と女性の健康課題の両立に取り組む企業の好事例を女性活躍応援企業見える化サイトで発信	スポーツ市民局
		なごや健康経営推進事業 ・中小企業への健康経営導入支援 ・民間事業者と連携した企業等への健康経営に関するメニューの提供	健康福祉局
(8)	性差に応じたがん対策	性差に応じたがんの早期発見・早期治療促進のため、がん検診・健康教育等を実施 がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・前立腺がん検診 ブレスト・アウェアネス啓発事業	健康福祉局
(9)	生涯にわたる健康教育・健康支援	女性の健康相談窓口の設置	健康福祉局
		女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業の実施	スポーツ市民局

()は再掲

施策⑬ 仕事と育児・介護との両立支援等に向けた事業者への支援

女性も男性も、仕事と育児・介護・社会活動等を含む生活との両立に大きな困難をきたすことなく働き続けることができるよう、両立支援や長時間労働の改善、多様で柔軟な働き方などに関する情報提供を行うとともに、企業等における取組みを促進します。また、「共働き・共育て」推進の観点から、男性の育児休業の取得率向上など、企業等における男性の育児参画の取組みを促進します。

市役所においては、企業等の取組を率先する立場となるべく、職員の両立支援等に向けた取組とともに、「男性育休は当たり前」を前提とし、短期的な育児のための休暇取得ではなく、男性の長期の育児休業取得を推進します。

主な取組		事業内容	所管局
44	子育て支援企業認定・表彰制度	子育て支援企業認定・表彰制度	子ども青少年局
45	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度	経済局
46	企業への両立支援等に向けた啓発事業	男女平等参画推進センターによる、企業向け講座の実施 なごや人材サポートデスクによる、働きやすい職場環境づくり等に関する企業向け相談の実施 なごや人材サポートデスクによる、働きやすい職場環境づくり等に関する企業向けセミナーの実施 中小企業等を対象とした労働に関する出前講座の実施	スポーツ市民局 経済局

主な取組		事業内容	所管局
47	市役所における両立支援の推進	<p>子育て支援制度や取組の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職員子育て支援ハンドブック」の改訂・配布 ・職員研修の実施 ・イクボス宣言、イクボス宣言職場の実施 <p>安心して出産・育児をするための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のびのび子育てマイプランの活用、面談の実施 ・職員をサポートする体制の整備 <p>男性職員に対する子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児に対する意識向上 ・育児経験のある男性職員のロールモデルの発信 <p>働きやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得時等の代替措置の充実 ・ICT を活用したワークスタイルへの変革 ・長時間労働の是正に向けた取組の実施 ・介護休暇 ・旧姓使用の実施 	総務局

方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大

ライフステージに応じて仕事と生活の調和を図りながら働き、家事・育児・介護などに主体的にかかわることや、地域などの様々な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。

性別にかかわらず希望する働き方が選択できるよう、子育て支援や介護支援の充実に取り組むことにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

特に、女性の両立のしづらさやキャリア形成が困難となる要因には、女性への家事・育児等の負担の偏りがあることから、誰もが家庭生活において主体的な役割を果たせるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するための取組を進めます。

また、生涯にわたる自立した生活の維持や社会的孤立の防止、そしてこれまで培ってきた経験や知識を社会に活かすという観点から、高齢期における就業や社会参画を支援します。

施策⑭	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援
施策⑮	男性の家事・育児・介護等への参画促進
施策⑯	高齢期における男女の就業・社会参画支援

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標 13	平日 1 時間以上家事を行う有職男性の割合	32.0% (令和 6 年度)	40% (令和 11 年度)
指標 14	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	36.3% (令和 6 年度)	43% (令和 12 年度)

施策⑭ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援

誰もが安心して働き続けられるよう、子育て支援の充実に加え、高齢化の進展に伴い重要性が高まる介護支援についても、利用者やその家族のニーズにあった介護サービスが受けられるよう、サービスの充実や周知に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
48	職場復帰準備セミナー	男女平等参画推進センターにおける職場復帰準備セミナーの実施	スポーツ市民局
49	保育所等利用待機児童対策	保育所等の整備	子ども青少年局
50	多様な子育て支援事業	子ども・子育て支援センターの運営 のびのび子育てサポート事業 休日保育事業 延長保育事業 夜間保育事業 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業 一時預かり事業 ・一時保育事業 ・リフレッシュ預かり保育事業(公立保育所) ・24時間緊急一時保育事業 病児・病後児デイケア事業 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) エリア支援保育所事業 母子健康手帳の交付(「母性健康管理指導事項連絡カード」、「父親の育児参加」等の普及啓発内容を掲載)	子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
50	多様な子育て支援事業	市立幼稚園における幼児教育の質向上	教育委員会
51	放課後児童健全育成事業の推進	留守家庭児童健全育成事業 トワイライトルームの実施	子ども青少年局
52	介護を必要とする方とその家族への支援	施設・居住系サービスの整備や、在宅サービスの充実による、介護サービスの提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護保険に関する幅広い情報や、介護保険サービス事業者を適切に選択できるよう事業者情報などを「NAGOYA かいごネット」により提供	健康福祉局

施策⑮ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

重点施策

共働き世帯の増加や、世帯構造の変化等に伴い男性介護者が増加する中で、男性が生涯を通じて家事・育児・介護等に参画することの重要性はますます高まっています。

男性の参画を促進するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発や、家事、育児や介護等に関する知識や技術を習得するための学習機会の提供に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
53	男性の家事・育児への参画支援	男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発	スポーツ市民局
		家庭における家事、育児等の男女平等参画促進のためパパママ教室を実施	子ども青少年局
		妊婦とその夫等を対象に、妊娠、出産、育児に関する保健知識の普及、相談及び地域の仲間づくりを推進するため両親学級を実施	
		父親の育児への参画意識を高めるための講座や父親と子どものふれあいを目的とした講座やイベントの実施	
		市内各所で開催する父親向け講座への講師派遣	
		各区生涯学習センターにおける、家庭・地域での男性の参画を促進する講座の実施	教育委員会
		企業から保護者である従業員へ「親学」にふれる機会を提供する、親学推進協力企業制度の実施	
54	男性の介護への参画支援	男女平等参画推進センターにおける、講座の実施	スポーツ市民局
		介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための家族介護者教室の実施	健康福祉局

主な取組		事業内容	所管局
54	男性の介護への参画支援	認知症の方を介護する家族への支援事業の実施 ・家族教室 ・家族サロン ・医師の専門相談 ・認知症サポーター養成講座 認知症の方を介護する家族ピアサポート推進事業の実施 ・家族支援プログラム ・家族交流会	健康福祉局

施策⑯ 高齢期における男女の就業・社会参画支援

重点施策

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、社会の担い手として生きがいをもって活躍できるよう、高齢期のニーズに応じた多様な就業機会の提供や、仲間づくりを含む地域社会への参画を支援します。

主な取組		事業内容	所管局
55	高齢者の就業支援	男女平等参画推進センターにおける講座の実施	スポーツ市民局
		<p>高齢者就業支援センターにおいて、就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、就業を支援</p> <p>シルバー人材センターにおいて、高齢者に適した臨時的・短期的な仕事を会員に提供</p>	健康福祉局
56	高齢者の社会参画支援	老人クラブ活動の促進	健康福祉局
		<p>鯨城学園において高齢者の生きがいを高め、地域活動の推進的役割を果たすことのできる人材を育成するため、学習の場を提供</p> <p>福祉会館において地域における高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場等を提供</p> <p>学区において、困りごとを抱えた高齢者とボランティアとして地域の中で手助けする元気な高齢者等をつなぐ仕組みづくりを推進</p> <p>・地域支えあい事業の実施</p>	
57	高齢者に対する相談事業	いきいき支援センターや高齢者虐待相談センター等において、相談事業を実施	健康福祉局

方針6 地域における男女平等参画の促進

活力ある持続可能な地域づくりのためには、多様な人材が参画し、一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍できることが重要です。男女平等参画の視点は、働く場や家庭だけでなく、地域活動においても欠かせないものです。一方で、地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっており、地域課題やニーズも多様化しています。こうした状況を踏まえ、地域活動における男女平等参画の促進に取り組みます。

また、大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。過去の大規模災害では、男女平等参画の視点が十分に取入れられていなかったことから、避難所等において性別による役割の固定化や、性別等によるニーズの違いへの配慮不足、さらには性暴力などにより安全・安心が確保されないといった様々な課題が生じました。本市では、こうした課題に対応するため、地域防災計画等に対策を盛り込むなど、男女平等参画の視点を踏まえた防災における取り組みを進めてきました。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害への対応が求められるなか、男女平等参画の視点を取り入れた防災の取り組みをさらに進めるとともに、地域への浸透を図っていきます。

施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進

施策⑱ 防災における男女平等参画の促進

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標15	地域活動の委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率	20.9% (令和6年度)	25% (令和12年度)
指標16	名古屋が子育てしやすいまちだ と思う人の割合	79.5% (令和7年度)	86% (令和12年度)

施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な市民が地域活動に参加し、地域の活性化につながるよう、社会環境の変化に合わせて市民の主体的な取組を促進します。

主な取組		事業内容	所管局
58	地域活動における男女平等参画の啓発	地域コミュニティ活性化の推進 ・コミュニティ交流会の開催 ・大学と連携し、学生に地域活動に参加する場所を提供	スポーツ市民局
		男女平等参画についての理解と周知を図るための啓発の実施 ・区政協力委員女性比率 20.9%(令和6年度)	スポーツ市民局
		・民生委員・児童委員女性比率 83.8%(令和6年度) ・保健環境委員 女性比率 64.2%(令和6年度)	健康福祉局 健康福祉局
59	地域活動における子育て支援事業	なごやすくすくボランティア事業の実施 ・ボランティア養成講座の実施 ・子育て支援活動への派遣 乳幼児と保護者の相互交流を行う場の設置	子ども青少年局
(50)	多様な子育て支援事業	子育て相互援助活動を支援(のびのび子育てサポート事業の実施)	子ども青少年局
60	NPO等との連携	男女平等参画推進センターにおける、NPO等との連携事業の実施	スポーツ市民局
		市民活動推進センターの運営	スポーツ市民局

()は再掲

施策⑱ 防災における男女平等参画の促進

重点施策

災害時に安心して避難生活を送れるよう、避難所運営等において性別によるニーズの違いや、子育て家庭、介護を必要とする家庭、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）、外国人などへの配慮が必要となります。地域防災における女性の参画を促進するなど男女平等参画の視点から地域防災力の向上を図ります。

主な取組		事業内容	所管局
61	男女平等参画の視点からの防災教育・啓発	男女平等参画推進センター等における、講座等の実施	スポーツ市民局
(66)	男女平等参画に向けた意識啓発事業	区における、男女平等参画推進事業の実施	各区
62	男女平等参画の視点からの地域防災力の向上	地区防災カルテを活用した防災活動の推進	防災危機管理局
		防災安心まちづくり事業の推進	消防局
		自主防災組織の活動支援	消防局
		女性消防団員の活躍推進	消防局
		学校における防災教育	教育委員会

主な取組		事業内容	所管局
63	男女平等参画の視点からの避難所運営	<p>地区防災カルテを活用した防災活動の推進</p> <p>男女別のトイレや更衣室等、男女平等参画の視点を取り入れたスペースを平時から選定し、レイアウト図を作成することで、多様な人々に配慮した良好な生活環境の確保に向けた取組を推進</p> <p>性別によるニーズの違い等に配慮した防災備蓄品(生理用品)の整備</p> <p>女性の視点を取り入れた防災啓発冊子を活用した啓発</p>	防災危機管理局
64	災害時における相談支援	被災時の避難所などで発生する女性の悩みや暴力を想定した、研修等による相談体制の強化	スポーツ市民局

分野Ⅲ

男女平等参画意識が浸透した社会の実現

- 「分野Ⅰ性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らす社会」と「分野Ⅱ性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会」を実現するための基盤となるのは、私たち一人ひとりが男女平等参画の視点から意識変革をすることです。
- 市民一人ひとりに男女平等参画の意識が根づくことで、将来を担う子どもたちも性別にとらわれず自分の可能性を信じて成長することができる社会の実現につながります。
- 学校や地域、家庭や企業等あらゆる場において、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対して、男女平等参画の観点からの啓発や情報発信によって、意識の浸透を図ります。

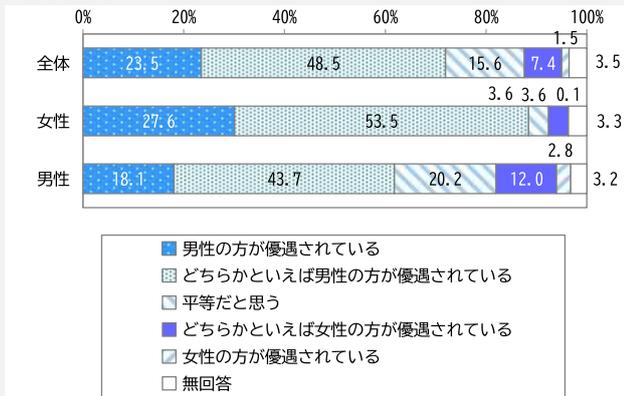
方針7 男女平等参画推進のための意識変革

現状と課題

- 社会全体における男女の地位の平等感は、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思う人の割合が **72.0%** を占めています。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」又は「どちらかといえば反対」は **67.4%**、「どちらかといえば賛成」又は「賛成」は **31.2%** でした。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に賛成する理由は、「家事・子育て・介護と両立しながら働き続けることは大変だと思うから」が **52.0%**、「妻が家庭を守っていた方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が **51.6%** とほぼ同率で最も高く、「夫が外で働いていた方が、多くの収入を得られると思うから」が **33.3%** で続いており、男女ともに典型的な性別役割分担が、親の負担を軽減し、子の成長にもよい等、家族にとって望ましいと考えて「賛成」していることが読み取れます。
- 一方で反対する理由は、「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」と答えた人の割合が **69.2%** と最も高く、続いてで「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから」 **36.8%**、「男女平等に反すると思うから」 **32.1%** が並んでいます。

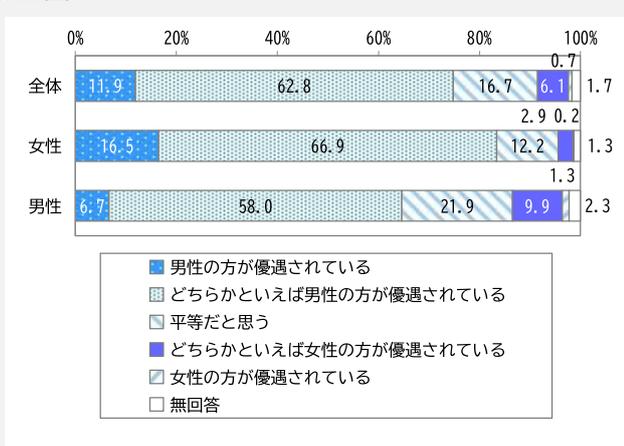
【図表 31】社会全体における男女の地位の平等感
(名古屋市と全国)

●名古屋市



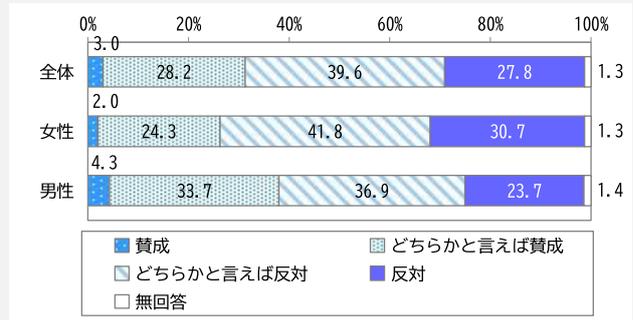
令和7年度 名古屋市総合計画 2028 成果指標に関するアンケート調査

●全国

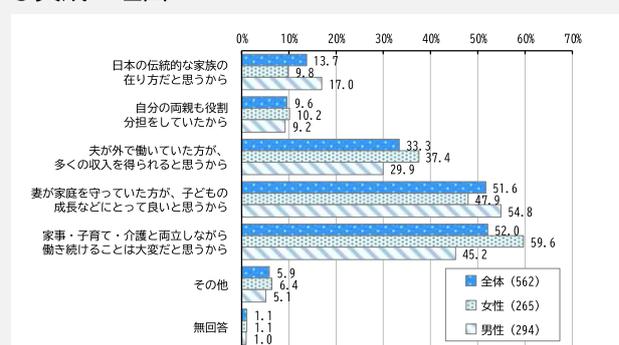


令和6年度 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

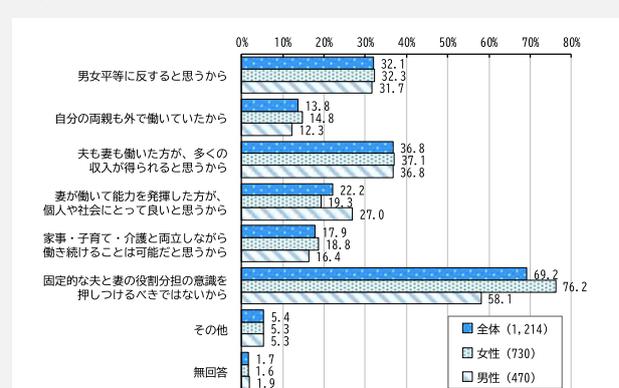
【図表 32】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見(名古屋市)



●賛成の理由

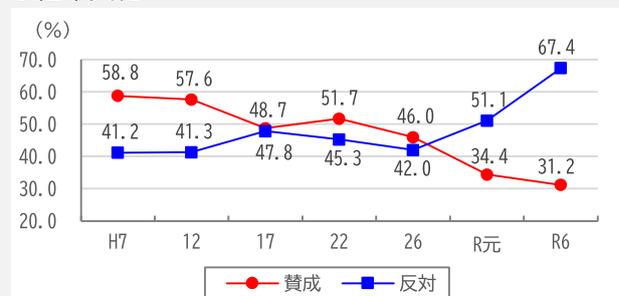


●反対の理由



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

●経年変化



第4～10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

方針7 男女平等参画推進のための意識変革

社会のあらゆる場面において男女が性別にかかわらず主体的に参画していくために、性別による固定的な役割分担意識の解消に引き続き取り組んでいく必要があります。

これまでの名古屋市の基礎調査の経過比較によれば、固定的な性別役割分担意識は解消へ向かっている一方で、こうした意識の変化は家庭生活や職場での男女の地位の平等感に結びついていない状況です。

社会全体の意識変革を進めていくためにも、学校・家庭・地域・企業などあらゆる場面を通じて、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした男女平等参画を進めるための啓発に取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は女性だけ男性だけの問題ではなく、誰もが影響を受け、誰もが持ちうる問題です。一人ひとりが自分ごとと捉え、男女平等参画意識が浸透するような取り組みが必要です。

施策⑱	男女平等参画推進に関する広報・啓発
施策⑲	メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発
施策⑳	学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
施策㉑	地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
施策㉒	男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標17	社会通念・慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感	13.2% (令和6年度)	15% (令和11年度)
指標18	イーブルなごや(名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館)講座受講者の理解度	90.6% (令和7年度前期講座分)	95% (令和12年度)

施策⑱ 男女平等参画推進に関する広報・啓発

重点施策

固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて、市民一人ひとりの男女平等参画への関心が高まるよう、男女平等参画推進センターを中心に意識啓発に取り組みます。

また、男女平等参画を推進する関係団体と連携・協働して情報発信に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
65	男女平等参画推進センターによる情報発信	男女平等参画推進センターにおける、ウェブサイトや講座の実施等を通じた、情報発信	スポーツ市民局
66	男女平等参画に向けた意識啓発事業	区における、男女平等参画推進事業の実施	スポーツ市民局
		市公式ウェブサイト「男女平等参画」における、情報発信	
		なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、男女の人権を始めとした様々な人権分野に関する啓発の実施	スポーツ市民局
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座、事業等の実施	教育委員会
67	男女平等参画に係る図書館資料室等の運営	女性会館における、図書館資料室等の運営	教育委員会
68	男女平等参画についての職員研修	男女平等参画に関する職員研修 ・新規採用者研修 ・5年目職員研修 ・課長補佐昇任研修 ・新任課長研修 ・人権指導者養成研修	総務局
		市職員向け研修資料「職員向け男女平等参画リーフレット」を作成、活用	スポーツ市民局
69	国際理解促進についての情報提供・啓発	男女平等参画推進センターにおける、情報提供・啓発等	スポーツ市民局

施策⑳ メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発

メディアやインターネットを通じて発信される様々な情報は、人々の意識や社会に大きな影響力を与えることから、これらの情報を男女平等参画の視点から適切に収集し、理解することが、主体的に生きていく上での基礎となります。

特に、スマートフォンの普及により SNS 等が身近な存在となり、人権を侵害する表現や情報が流通して、性暴力や性犯罪につながるケースもみられるなど、インターネット上での性別にかかわる人権侵害が顕在化しています。さらに、生成 AI⁸の日常的な利用が急速に拡大する中で、無意識のうちにジェンダー・バイアス⁹を含む情報が拡散されるリスクも高まっています。

こうした状況を踏まえて、若年層のメディア・リテラシー¹⁰向上や男女平等参画の視点に配慮した広報について取組みをすすめます。

主な取組		事業内容	所管局
70	青少年を取り巻く有害環境等への対応	青少年育成市民会議の活動推進 ・青少年と社会環境に関する懇談会の実施 ・青少年育成市民大会の開催 ・インターネットの安心・安全利用等の周知	子ども青少年局
		インターネット上における誹謗・中傷等におけるいじめ防止対策の推進 ・ネットパトロールの実施 ・学校からの相談に対応する窓口の設置 SNS等を活用した報告・相談体制の構築 児童生徒の情報モラル教育及び保護者、教職員を対象とした研修会・セミナーの実施	教育委員会
71	メディア・リテラシー向上のための啓発	なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、展示及び啓発冊子の配布、講演会等の実施	スポーツ市民局
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座、事業等の実施	教育委員会

⁸ 生成 AI：文章、画像、プログラム等を生成できる人工知能技術の総称

⁹ ジェンダー・バイアス：性差に関する偏見

¹⁰ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じ、コミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと

主な取組		事業内容	所管局
72	広報物ガイドラインの活用	男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン研修の実施 イラスト集を作成し庁内向けウェブサイトを通じて提供	スポーツ市民局
73	広報事業者への啓発	名古屋市男女平等参画推進会議(イコールなごや)を通じた、メディア関係者への働きかけ、情報提供	スポーツ市民局

施策⑳ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

重点施策

性別にかかわらず個性と能力を發揮できるようにするためには、思考に柔軟性のある子どもの頃から、性別による固定観念にとらわれない生き方や働き方を示すことが重要です。子どもたちが、進路やキャリア等において多様な選択、自己形成ができるよう、教育の場における取組をすすめます。

また、子どもたちの身近な存在である教員等の意識改革は極めて重要であることから、研修等をとおして男女平等参画の理解と意識の向上を継続的に図ります。

主な取組		事業内容	所管局
74	男女平等教材を活用した教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 幼児から若年層までの発達段階に応じた男女平等参画に関するハンドブックの配布・活用等 ・中学生向け男女平等ハンドブックの配布・活用 ・小学生向け男女平等ハンドブックの配布・活用 ・保護者保育者向け幼児期の男女平等参画啓発資料の市公式ウェブサイト等での周知 ・若年層向け男女平等参画ハンドブック・ポスターの作成・配布・活用 	スポーツ市民局 教育委員会
75	キャリア教育等の推進	子ども一人一人の自分らしい生き方を 実現する力を育てるための、体系的・系 統的なキャリア教育の推進と、個別最適 化されたキャリアサポートの実施 ・カリキュラムを踏まえた「キャリアタイ ム」の実施 ・キャリア教育推進センターの運営 ・「キャリアナビゲーター」の全中学校、 高等学校、特別支援学校への配置	教育委員会
		若年層向けに固定的な性別役割分担意 識等の解消に向けた意識啓発の実施	スポーツ市民局
		小中高生起業家人材育成事業における 起業家教育授業等	経済局

主な取組		事業内容	所管局
75	キャリア教育等の推進	名古屋市立大学生インターンシップ派遣 市立大学におけるジェンダー関連科目、男女共同参画に関する科目の実施	総務局
76	男女平等参画の視点からの人権教育	市内小中学校における人権教育推進校による研究活動の推進 指導資料「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」等の活用 不必要な男女区別の解消(学級名簿、出席簿、卒業証書台帳、分団名簿等)	教育委員会
77	男女平等参画についての教員等への研修	保育士等の男女平等参画意識向上のための研修 放課後児童支援員等へ男女平等参画の内容を含んだ研修を実施	子ども青少年局
		基本研修・経営研修の実施 幼稚園研修	教育委員会

施策② 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進

家庭生活や地域活動において大人の考えは子どもの価値観にも影響を及ぼすことから、大人自身が固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず、あらゆる分野に主体的に参画することは、子どもの価値観の形成にも大きな影響を及ぼします。

各区の生涯学習センターや女性会館、男女平等参画推進センター等を拠点として、男女平等参画について大人が地域で学びあう機会を確保します。

主な取組		事業内容	所管局
78	男女の生き方を考える学習 機会の提供	女性会館における、学習相談の実施	教育委員会
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座の実施	教育委員会
		家庭教育に関する講演会や親としてのあり方について情報交換する場を設け、主体的に家庭教育について考える機会を提供する家庭教育セミナーの実施	教育委員会
79	女性の学習グループ等の支援	女性の自主的な学習活動を定着させるとともに、よりよい学習をすすめる活動を研究を女性の団体、グループ等に委託(女性学習活動研究委託)	教育委員会
		女性会館における、大学と共催した、女性リーダーの育成を図る講座の実施	教育委員会
		女性会館における、学習グループ等の支援 ・なごや女性カレッジの実施 ・グループ活動支援事業	
	イーブルなごや・フェスティバルの開催 ・研修会・交流会の開催		

施策⑳ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

男女平等参画を推進していくため、社会情勢や市民意識の変化を継続的に調査研究・情報収集し、把握した課題に対応した施策・事業となるよう努めます。

名古屋市で行う各種調査においても、プライバシー保護に配慮しながらも、可能な限り性別データを表示し、男女平等参画の視点から男女別の影響やニーズの違いなど有益となる情報の収集・提供に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
80	男女別統計資料の作成	統計資料の一部として、男女別に集計し、インターネット及び刊行物で提供	総務局
81	調査・研究	男女平等参画に関する基礎調査の実施	スポーツ市民局 各局
		男女平等参画に関する調査・研究に係るデータ公開・活用推進	スポーツ市民局
82	男女平等参画白書の公表	市公式ウェブサイト等で公表	スポーツ市民局

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 附属機関

■ 男女平等参画審議会

男女平等参画推進なごや条例第 22 条に基づく市長の附属機関です。審議会委員は市民、学識経験者、公募委員等により構成されており、市長の諮問に応じて、基本計画及び男女平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。また、施策の実施状況や成果指標の達成状況等について、基本計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

■ 苦情処理委員

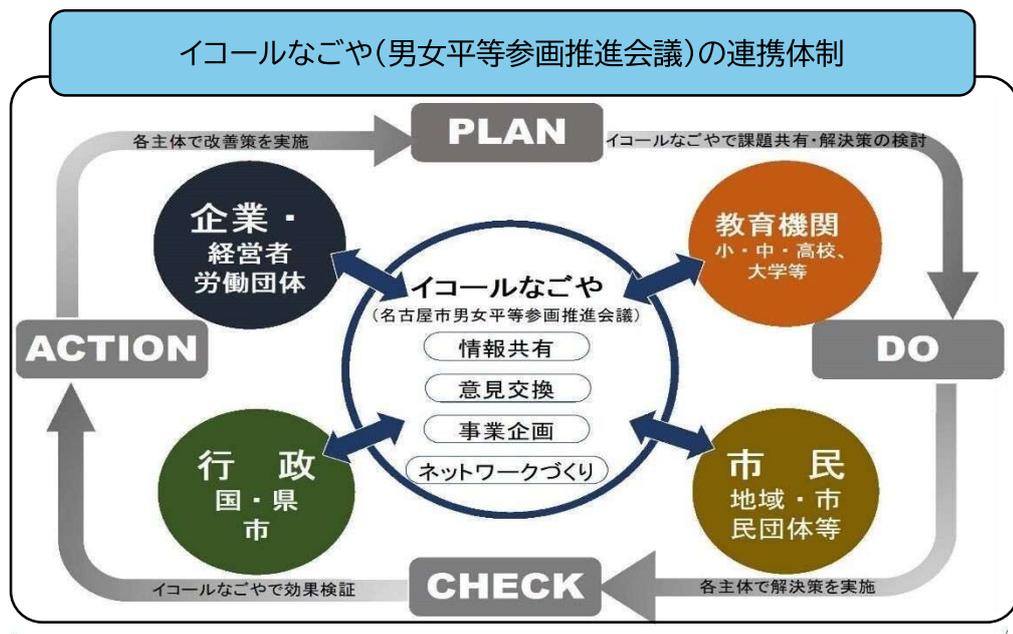
男女平等参画推進なごや条例第 20 条に基づく市長の附属機関です。市が実施する推進施策等に対して、市民や事業者は苦情がある場合に申し出ることができます。苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要に応じて助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができます。

(2) 企業、教育機関、行政、市民等との連携による推進

■ 男女平等参画推進会議(イコールなごや)

男女共同参画社会の形成の促進及び名古屋市の基本計画の推進を図ることを目的として設置された会議で、さまざまな分野の市民や団体から構成されます。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 27 条に規定する協議会に位置付けられています。



(3) 市内の推進体制

■ 男女平等参画推進協議会

男女平等参画の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向け全庁的な取組を図るための庁内会議です。

■ 男女平等参画推進センター(イーブルなごや)

男女平等参画推進なごや条例第 21 条に基づく男女平等参画施策の推進の拠点施設として、平成 15 (2003) 年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供や交流事業、講座、相談事業等を総合的に実施しています。

平成 26 (2014) 年には男女平等参画と女性教育に係る事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」¹¹という愛称のもと、さまざまな取組を実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて、若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館等と連携した実効性ある充実した事業実施に努め、拠点機能の充実を図ります。

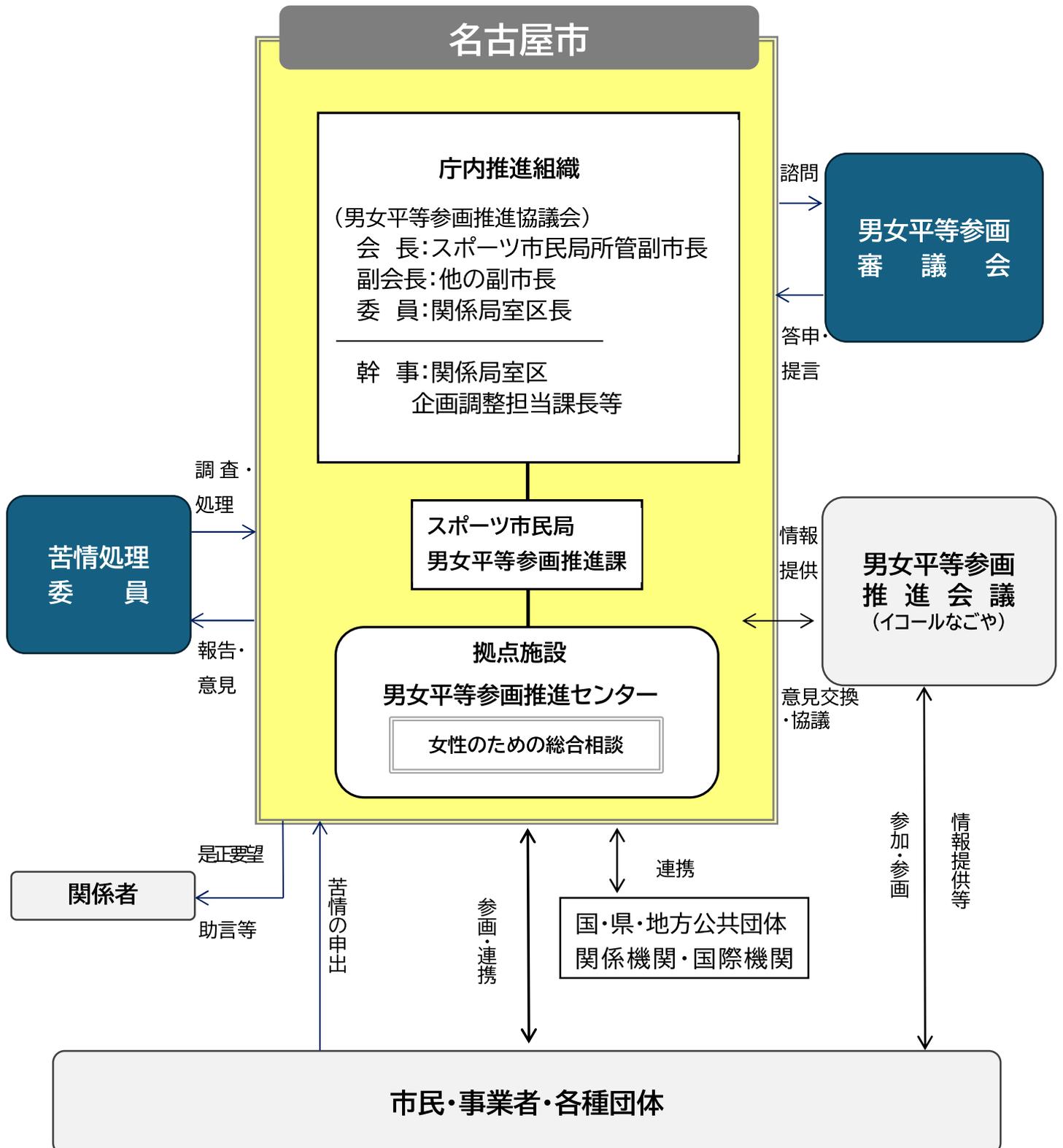


¹¹ 「イーブルなごや」：イーブルは、「対等」や「公正・公平」を意味する「イーブン (EVEN)」と、「できる・可能である」という意味の「エイブル (ABLE)」を組み合わせた言葉「イーブル (E-ABLE)」で、施設の目的にふさわしく、呼びやすい愛称として一般公募により名付けられた。

(4) 推進体制図

男女平等参画推進なごや条例

男女平等参画の推進



名古屋市男女平等参画基本計画 2030(案)

令和 8 年 1 月

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

電話 (052)972-2234

FAX (052)972-4206

電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに
困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）
に対する市民意見の内容及び市の考え方
（暫定版）

令和 8 年 3 月

名古屋市

目 次

- 1 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）に対する市民意見の概要
 - (1) パブリックコメントの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (2) 市民意見の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 2 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方
 - (1) 計画全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (2) 基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止・・・・・・・・・・・・・・3
 - (3) 基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実・・・・・・・・・・・・4

1 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）に対する市民意見の概要

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(案)」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見については内容を要約し、趣旨が類似しているものはまとめさせていただいたほか、内容により分割するなどして掲載していますのでご了承ください。

(1) パブリックコメントの概要

意見募集期間	令和7年12月24日(水)から 令和8年1月25日(日)まで		
市民意見提出状況	区分	人数	件数
	郵送	0人	0件
	ファックス	0人	0件
	電子メール	2人	6件
	LoGo フォーム	11人	23件
	持参	0人	0件
	計	13人	29件

(2) 市民意見の内訳

項目	件数
計画全般	8件
基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止	5件
基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実	16件
基本方向3 総合的な支援体制の強化	0件
その他	0件
計	29件

2 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方

（1）計画全般

- ・ 計画の策定について（5件）

【主な意見】

- ・ 女性のみが困難な問題を抱えると捉えるのは、男性への逆差別ではないか。（3件）
- ・ 行政は女性を弱者と捉え、過度な支援を行っている。これは今すぐにやめるべきである。
- ・ 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を別々の計画として策定するべきである。

【市の考え方】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援新法」と言います。）には、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする、とされています。

また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針には、市町村基本計画は、政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止等法第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画若しくは同条第3項に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画若しくは同条第3項に規定する市町村男女共同参画計画等）と一体のものとして策定することができる、とされています。

本計画は、女性支援新法及び基本的な方針に則り、関連のある計画を一体的に策定することで、支援策を一体的に展開できるよう進めてまいります。

- ・ 性別に関わらない配偶者からの暴力防止及び被害者支援について（3件）

【主な意見】

- ・ DV被害者支援は「性別を問わない」ことを原則として明記し、誤読されにくい文章構成にしてください。
- ・ DV被害者支援について、女性のみを対象にする支援をやめ、DV被害者全体に対する支援とすべきである。
- ・ DV相談においては、男女平等の立場から女性に特化する窓口にならないようにする必要がある。

【市の考え方】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」と言います。）における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。ご本人やパートナーの性別は問いません。また、離婚後（事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

本計画も同様の対象としており、その旨を表紙に記載いたします。

引き続き、配偶者からの暴力に関して、性別にかかわらず支援とその周知啓発に努めてまいります。

(2) 基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止

目標1 DVに対する理解の推進と防止意識の向上

施策の方向⑥ 配偶者暴力に関する調査研究（5件）

【主な意見】

- ・ 再発防止のためにも DV加害者プログラムを定期的に市が実施することを計画に盛り込んで頂きたい。
- ・ 「加害者対応の在り方検討」の内容を「加害者対応（プログラム）実施にむけた検討会の設置」または、「加害者対応実施のための関連機関検討会」としてはどうか。
- ・ DVの根絶には、加害者への教育と更生プログラムが不可欠です。単に加害者として排除するのではなく、なぜ暴力に至ったのかを分析し、真の解決と関係修復、あるいは円満な離婚に向けた「更生・教育支援」を具体的施策として位置づけてください。
- ・ 加害者になりやすい側に対する、連続的な啓発プログラムの開催や拡充を希望します。
- ・ 名古屋の風土に合う加害者対応を検討していただければ嬉しいです。

【市の考え方】

DV加害者対応の在り方について、DV被害者の安全・安心を確保するための有効な手法となるよう、国の動向を注視するとともに、他自治体の取り組みについて情報収集を行い、引き続き検討してまいります。

(3) 基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実

- ・ DV 被害者の相談・支援全般について (10 件)

【主な意見】

- ・ DV 相談を申立てた相談者の相手方に事実確認を行う支援を検討して欲しい。(7 件)
- ・ DV を理由として相手方と子の関係を断絶させると子の生死にかかわる。親子断絶は人権侵害である。(2 件)
- ・ DV が明白に認定される場合を除き、子どもが別居親と交流する権利を保障することも「子どもの権利尊重」です。シェルター等への避難においても、安全が確保できる限りにおいて、別居親との通信や交流を完全に遮断しない運用指針を策定すべきです。

【市の考え方】

DV 防止啓発においては、DV 被害者だけでなく、被害者の子どもも被害や影響を受けるという視点をもって適切な理解の促進に取り組んでまいります。

また、DV 防止法において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含みます。）を図る責務を有する、とされています。法の趣旨を鑑み、支援に努めます。

目標3 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

施策の方向⑫ 早期発見のための関係者への周知 (2 件)

【主な意見】

- ・「男性被害者が実際にアクセスできていない」ことを前提に、男性向け支援を計画の柱として具体化してください。
- ・ DV と自死リスクを中核課題とし、早期発見、早期介入が出来るようにして欲しい。

【市の考え方】

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。早期発見、早期対応のために、発見しやすい立場にある関係者に対して、周知の機会を通じて連携を進めます。

また、男性においては相談につながりにくい傾向がみられることから、悩みを打ち明けることへの抵抗感をなくす啓発やカード等を日常の目につきやすい場所に設置するなど相談窓口の周知に取り組みます。

目標 4 相談支援及び保護体制の充実

施策の方向⑮ 相談支援体制の充実（2件）

【主な意見】

- ・ 支援施設に対する間違った情報が散見されます。具体的にどのような支援が受けられるのか、自立につながる情報の提供が求められていると思います。

【市の考え方】

DV 相談支援業務や困難な問題を抱える女性支援に関する相談支援業務に従事する職員に対し、階層別、段階別研修、各分野の専門的な研修を実施し、適切な情報提供が実施できるよう取り組んでまいります。

【主な意見】

- ・ 「専門家（弁護士）との連携」について、活用方法を考えてほしい。

【市の考え方】

近年、様々な問題にかかるご相談が支援者に寄せられています。法的な問題に関するものも増加しており、支援者等が対応に苦慮することもあります。専門家（弁護士）から法的な問題について助言を受けることで、より適切な支援に努めます。

目標 7 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援

施策の方向⑯ 住まいの確保のための支援（1件）

【主な意見】

- ・ DV 被害者と同伴する子どもを支えるような住宅確保支援をスタートさせてほしい。

【市の考え方】

DV 被害者等の自立を支援するために、居住の安定を図ることは極めて重要です。市営住宅においては、DV 被害者等の一時的な滞在場所を提供するとともに、DV 被害者等の自立支援のため優先入居制度の活用を図ります。また、民間賃貸住宅の入居相談や生活支援等の居住支援サービスが適切に提供されるよう周知を進めます。引き続き、関係機関が連携し、DV 被害者等やその子どもに必要な支援が行き届くよう努めてまいります。

目標 8 多様な DV 被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実

施策の方向⑦ 外国につながる方への支援（1件）

【主な意見】

- ・業務委託を通じて、在日外国人女性の支援体制を改善して欲しい。

【市の考え方】

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針には、国籍等を問わず、支援の対象者となるとされています。本市におきましては、多様化する相談内容に対応するため外部スーパーバイザーによる支援や日本語による意思疎通が十分できない方が相談される場合は、通訳者を派遣し円滑に相談できるよう努めているところです。引き続き、支援が行き届くよう努めてまいります。

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性 への支援に関する基本計画の変更（案）（暫定版）

昨年 12 月に実施した所管事務調査及びパブリックコメントを踏まえて、以下の 1 か所について修正を行います。

○ 意見（所管事務調査及びパブリックコメント）

- ・ DV 被害者と困難な問題を抱える女性というのが並列で記されていて、こればっと思えると、女性の問題だと受け取られる。
- ・ DV 被害者支援は「性別を問わない」ことを原則として明記し、誤読されにくい文章構成にしてください。
- ・ DV 相談においては、男女平等の立場から 女性に特化する窓口にならないようにする必要がある。

○ 修正箇所

計画（案）表紙

○ 変更（案）

変更前	変更後
記載なし	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。ご本人やパートナーの性別は問いません。 また、離婚後（事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。 と表紙に記載。

名古屋市配偶者からの暴力防止及び 被害者支援並びに 困難な問題を抱える女性への 支援に関する基本計画(案) (暫定版)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。ご本人やパートナーの性別は問いません。
また、離婚後（事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

名古屋市

目次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 策定の背景	3
2 策定の経緯	6
3 基本的な考え方	8
第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題	
1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態	9
2 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策	17
3 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制	22
第3章 計画の内容	
1 計画の体系	24
2 施策を推進する事業	26
・基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止	26
・基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実	34
・基本方向3 総合的な支援体制の強化	57
第4章 計画の推進	
1 推進体制	63
2 実施状況の公表	63

はじめに

「配偶者からの暴力」^{※1}（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、主に家庭内など外部からの発見が困難な環境下で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

このような中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、平成 14 年 4 月から全面施行されました。

名古屋市は、平成 11 年 9 月「女性に対する暴力」調査を行い、平成 14 年 3 月に制定した「男女平等参画推進なごや条例」（平成 14 年 4 月施行）に、「何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない」ことを明記しました。

平成 18 年度には、新たに設置した子ども青少年局において、DV 被害者支援を所管することとし、社会福祉事務所業務の中に、児童虐待防止と併せ、DV 被害者等の女性の自立支援に係る相談及び援助を明確に位置づけるとともに、同年 6 月には、社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置しました。それ以降、児童虐待対応やひとり親家庭等自立支援などの福祉施策と社会資源を活用した DV 被害者の福祉的支援を担っています。

平成 19 年 7 月からは、配偶者暴力相談支援センター業務^{※2}を開始し、社会福祉事務所と緊密に連携して DV 被害者支援にあたりるとともに、相談支援業務全体の総合調整を行うことで、関係機関の円滑な連携や相談支援の質の向上に努め、DV 被害者支援を包括的に進めています。

また、令和 4 年 5 月、困難な問題を抱える女性^{※3}への支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みとして「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が成立し、令和 6 年 4 月から施行されました。

名古屋市では、これまで DV 被害者支援と併せ、子ども青少年局及び社会福祉事務所において女性の自立支援に係る相談及び援助を位置づけ、女性への福祉的支援を担っています。

こうした経緯を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（以下「名古屋市 DV 防止・女性支援基本計画」という。）として策定し、DV 被害者とその子どもや親族が安心・安全に暮らせるよう、相談・保護・自立・心のケア等に関わる総合的な支援を切れ目なく推進し人権が尊重され配偶者からの暴力を容認しな

い社会を目指すとともに、困難な問題を抱える女性の福祉の増進と自立に向けた支援を推進し女性が安心して暮らせる社会を目指します。

- ※1 配偶者からの暴力：配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、事実婚を含むほか、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も配偶者からの暴力に準じ、法の適用対象としています。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ること及び共同生活を解消した場合を含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」には、身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」などの精神的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」などの性的暴力等も含まれます。
- ※2 配偶者暴力相談支援センター：配偶者暴力防止法（第3条）に定められているもので、DV被害者に対して相談、保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供、また関係機関の連絡調整等を行います。
- ※3 困難な問題を抱える女性：「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」においては、「困難な問題」とは、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で女性が女性であることにより直面しやすい問題をいい、例としては、DV被害、家族親族等からの虐待、性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮等が挙げられます。

女性支援新法において、「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とされています。また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針において、「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。特に、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものである性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けた者に対する支援は重要であり、被害による心的外傷から回復し、安定的な生活を営めるようになるための中長期的な支援を行うことが重要である。また、妊娠に関連する支援については、妊娠・出産・中絶等のどの段階においても相手との関係性や支援対象者の年齢、家庭状況、就労・経済状態などにより、支援のニーズが多様であることや、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体、支援施策と緊密に連携して支援を行う必要がある。加えて、「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とは、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要である。」とされています。

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

(1) 国の状況

①配偶者からの暴力防止及び被害者支援

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターにおいては相談、一時保護等の業務が実施され、裁判所においては保護命令を命ずることができるようになるなど、DV被害者支援体制が整ってきました。

平成16年12月の配偶者暴力防止法の第1次改正では、DVの定義が拡大され、従来の身体に対する暴力に加えて、精神的暴力、性的暴力を含むこととされました。また、保護命令の対象範囲が元配偶者まで拡大されたほか、退去命令の範囲及び期間についても拡大するとともに、接近禁止命令の範囲を拡大し被害者と同居する子どもについても対象とされるなど、被害者等を保護する規定の充実が図られました。

この法改正に併せ、国から示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「国のDV防止基本方針」という。）には、被害者の自立支援に取り組むことが明記されました。また、都道府県による「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「DV防止基本計画」という。）が策定され、被害者の保護及び自立に向けた支援の計画的・一体的な推進の礎が整いました。

平成20年1月の配偶者暴力防止法の第2次改正では、市町村に対してDV防止基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター業務の実施について努力義務となりました。また、配偶者暴力相談支援センターの業務として一時保護に加えて被害者の緊急時の安全確保が位置づけられたほか、接近禁止命令の対象に被害者の親族等が追加されるとともに、裁判所への保護命令の申立て要件として、生命等に対する脅迫が加えられました。

この法改正を踏まえて告示された国のDV防止基本方針（平成20年1月改定）では、「被害者の立場に立った切れ目のない支援」、「関係機関等の連携」、「安全の確保への配慮」及び「地域の状況の考慮」の4つを基本的視点に据えたDV防止基本計画の策定の必要性が示されるとともに、市町村におけるDV防止基本計画策定の留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」、「既存の福祉施策等の十分な活用」などが示されています。

平成26年1月の配偶者暴力防止法の第3次改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者暴力防止法が準用され、法の対象となりました。

令和2年4月の配偶者暴力防止法の第4次法改正では、配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化されたことに加え、被害者の保護のための関係機関との連携協力の適用対象に被害者が同伴する家族が含まれることとなりました。

この法改正を踏まえて告示された国のDV防止基本方針（令和2年4月改定）では、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力被害者の保護対策の強化を図るための所要の規定の整備を行うとともに、民間団体との連携推進などが示されています。

令和6年4月の配偶者暴力防止法の第5次法改正では、保護命令制度の拡充と保護命令違反の厳罰化のほか、国のDV防止基本方針やDV防止基本計画に被害者の自立支援のための施策や民間団体との連携協力を必須的記載事項とすることや、関係機関から構成される協議会の法定化が規定されました。

②困難な問題を抱える女性への支援

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となる中で、令和4年5月に、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）が制定されました。

女性支援新法では、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「国の女性支援基本方針」という。）を定めること、都道府県基本計画となるべきものを定めること、市町村は困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「女性支援基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないことが示されました。また、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者により構成される会議（以下「支援調整会議」という。）を組織するよう努めることとされました。

女性支援新法の制定を踏まえ、令和5年3月に、国の女性支援基本方針が示され、令和6年4月に女性支援新法が施行されました。

第1章 計画の策定にあたって

(2) 本市の状況

本市では、平成 21 年 3 月「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。）を策定し、庁内関係部署の連携による総合的な推進体制の整備を図るとともに、DV 防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策の構築に取り組んできました。

平成 24 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 2 次）を策定し、庁内外の関係部署・関係機関や民間団体のさらなる連携推進を図ることにより、DV 被害の発見と対応に努め、切れ目のない支援体制づくりを進めました。

平成 28 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 3 次）を策定し、DV 被害者とその子どものための心理的ケアを始めとする自立に向けた支援の充実などを図りました。

令和 3 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 4 次）を策定しました。平成 20 年 4 月に施行した「なごや子ども条例」が令和 2 年 4 月に、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子どもの権利条例」に改正されるなど、の状況を踏まえ、子どもの権利擁護の視点の計画への反映を図りました。

この配偶者暴力防止等基本計画（第 4 次）の計画期間が、令和 7 年度で満了すること及び「女性支援新法」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者暴力防止法」の改正及び女性支援新法の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」として策定するものです。

2

策定の経緯

時 期	内 容
平成 13 年 4 月	○「配偶者暴力防止法」公布（平成 13 年 10 月一部施行、平成 14 年 4 月完全施行）
平成 16 年 12 月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 1 次改正）施行 ・主務大臣による「国のDV防止基本方針」の策定 ・都道府県DV防止基本計画の策定 ○「国のDV防止基本方針」告示
平成 19 年 7 月	○名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務を開始
平成 20 年 1 月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 2 次改正）施行 ・市町村DV防止基本計画の策定（努力義務） ・市町村における配偶者暴力相談支援センター業務（努力義務）
平成 21 年 3 月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画」策定 （計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）
平成 24 年 3 月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第 2 次）」策定 （計画期間：平成 24 年度～平成 27 年度）
平成 26 年 1 月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 3 次改正）施行 ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際相手を除く）からの暴力について、法を準用し対象を拡大
平成 28 年 3 月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第 3 次）」策定 （計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）
令和 2 年 4 月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 4 次改正）施行 ・配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化 ・被害者の保護のための関係機関との連携協力の適用対象に被害者が同伴する家族を含む

第1章 計画の策定にあたって

時 期	内 容
令和3年3月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第4次）」策定 （計画期間：令和3年度～令和7年度）
令和4年5月	○「女性支援新法」公布 （令和6年4月施行） ・困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。 ・市町村基本計画の策定（努力義務） ・支援調整会議の設置（努力義務）
令和5年3月	○「女性支援新法の基本方針」告示
令和6年4月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第5次改正）施行 ・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 ・基本方針・基本計画の記載事項の拡充 ・協議会の法定化

3

基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

配偶者暴力防止等基本計画（第4次）の計画期間が、令和7年度に満了すること及び「女性支援新法」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者暴力防止法」の改正及び「女性支援新法」の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な名古屋市DV防止・女性支援基本計画として策定します。

(2) 計画の基本方針

配偶者からの暴力被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指します。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を目指します。

(3) 計画の位置づけ

配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村DV防止基本計画にあたります。

女性支援新法第8条第3項に基づく市町村女性支援基本計画にあたります。

(4) 他の計画との関連

なごや子どもの権利条例に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」及び男女平等参画推進なごや条例に基づき策定している「名古屋市男女平等参画基本計画2030（案）」との整合性を図り、策定します。

(5) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

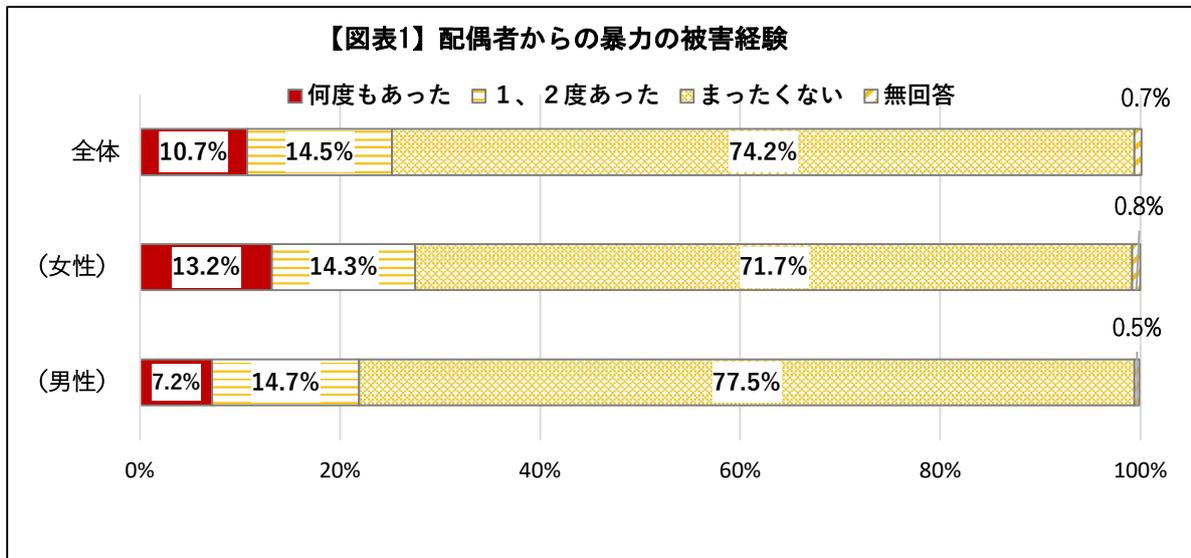
1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態

(1) DV被害者の実態

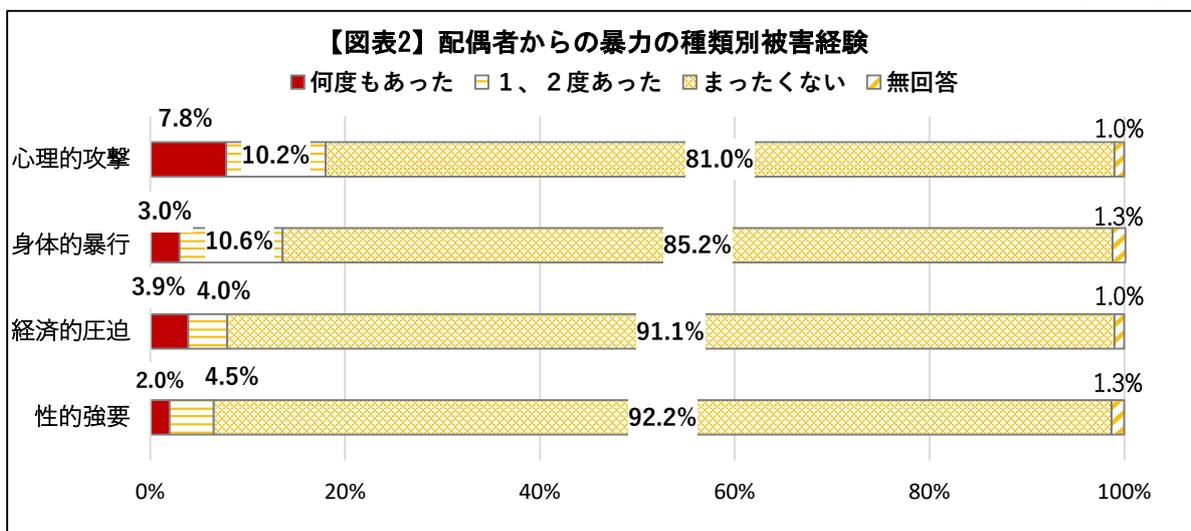
① 被害経験

内閣府が令和6年3月に公表した男女間における暴力に関する調査（以下「内閣府調査」という。）では、約4人に1人（25.1%）は配偶者から暴力を受けたことがあり、性別による内訳では、女性の27.5%、男性の22.0%は配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%は何度も受けていると回答しました。（図表1）

また、被害経験について、心理的攻撃の回答割合がもっとも高く18.0%、次いで身体的暴行13.5%、経済的圧迫7.8%、性的強要6.5%となっています。（図表2）



令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



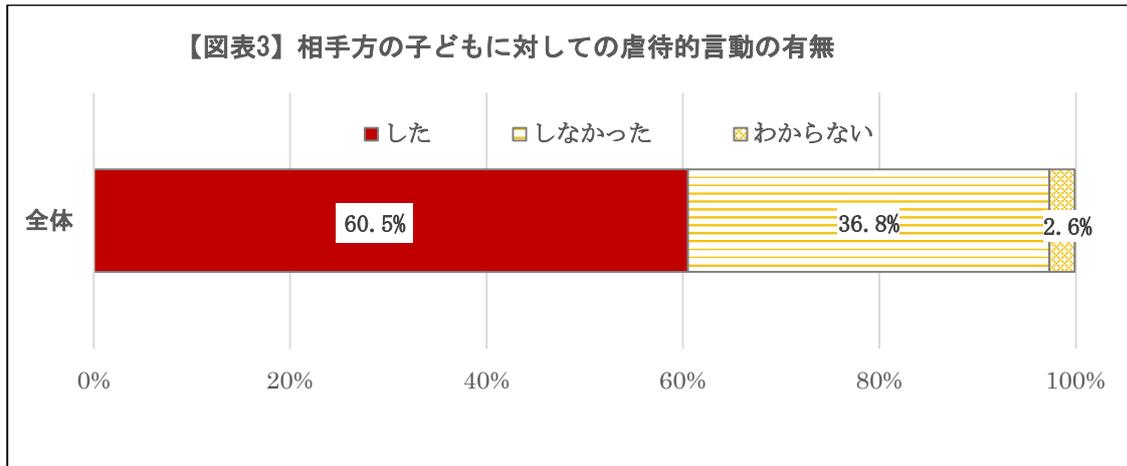
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

② 子どもの被害経験

子どもの面前で行われるDVは、子どものところに大きな傷を与える心理的虐待であり、同時に身体への暴力等の虐待を受けているおそれもあります。

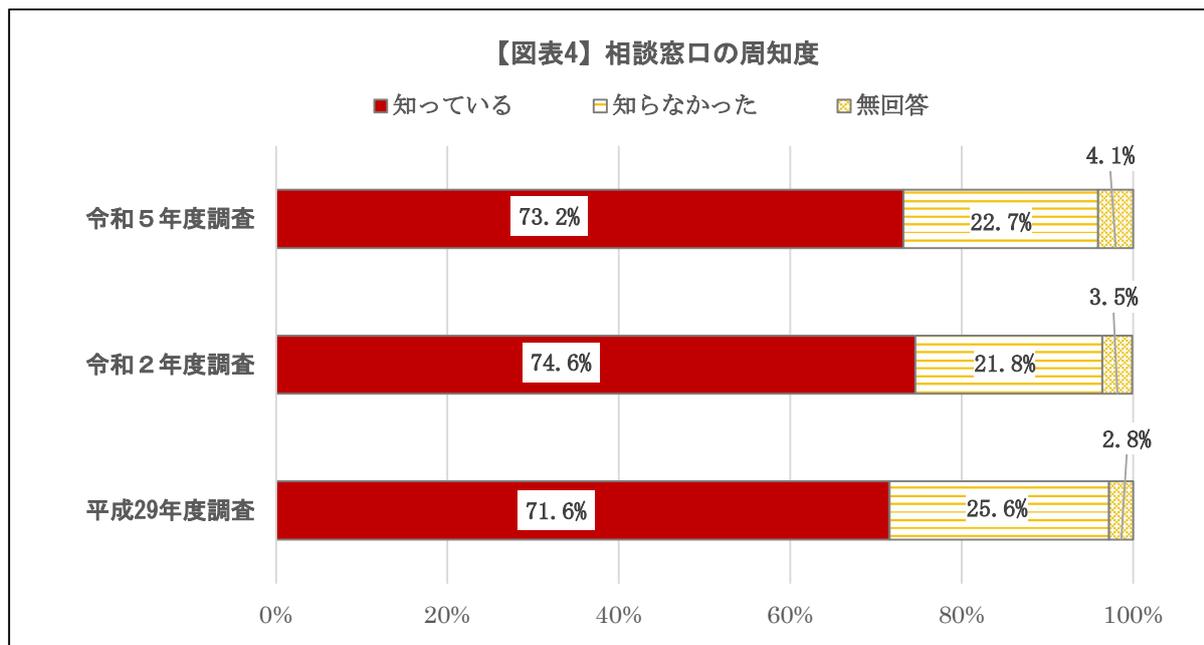
本市が令和6年度に実施したDV被害者及び困難な問題を抱える女性に関する調査（以下「本市DV及び女性に関する調査」という。）（DV調査部分）では、子どもがいる方のうち、約6割（60.5%）は「相手方はお子さんに対して虐待的言動をした」と回答しています。



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（DV調査）

③ 相談窓口の周知度

内閣府調査では、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は約7割（73.2%）となっており、時系列比較でみると、周知度に大きな変化が見られない結果となっています。（図表4）

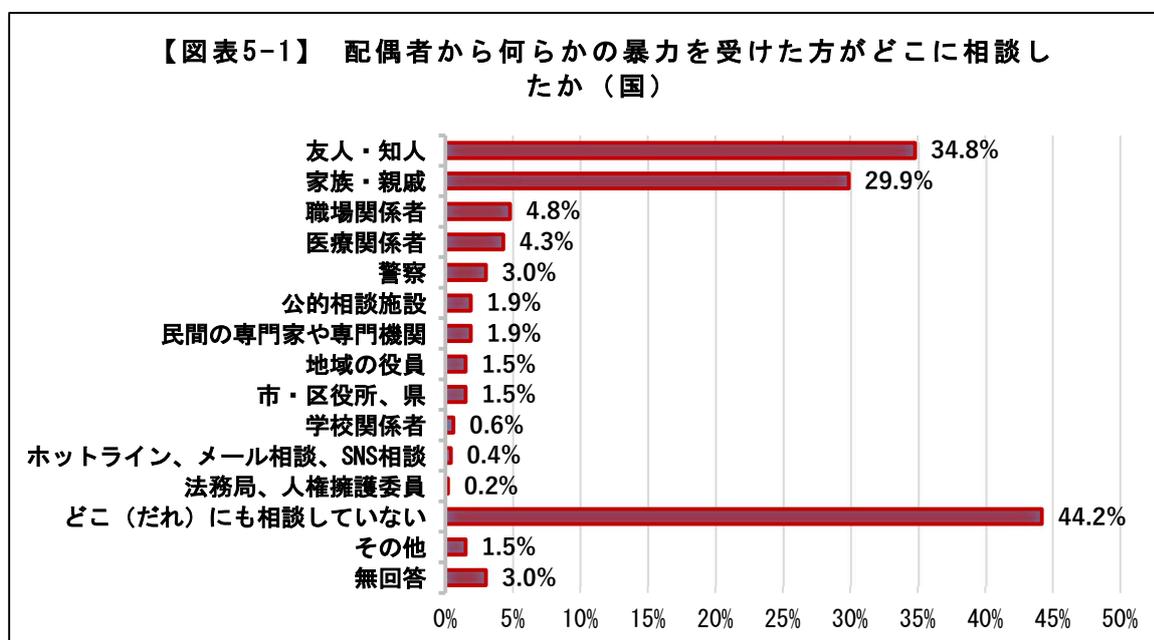


令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

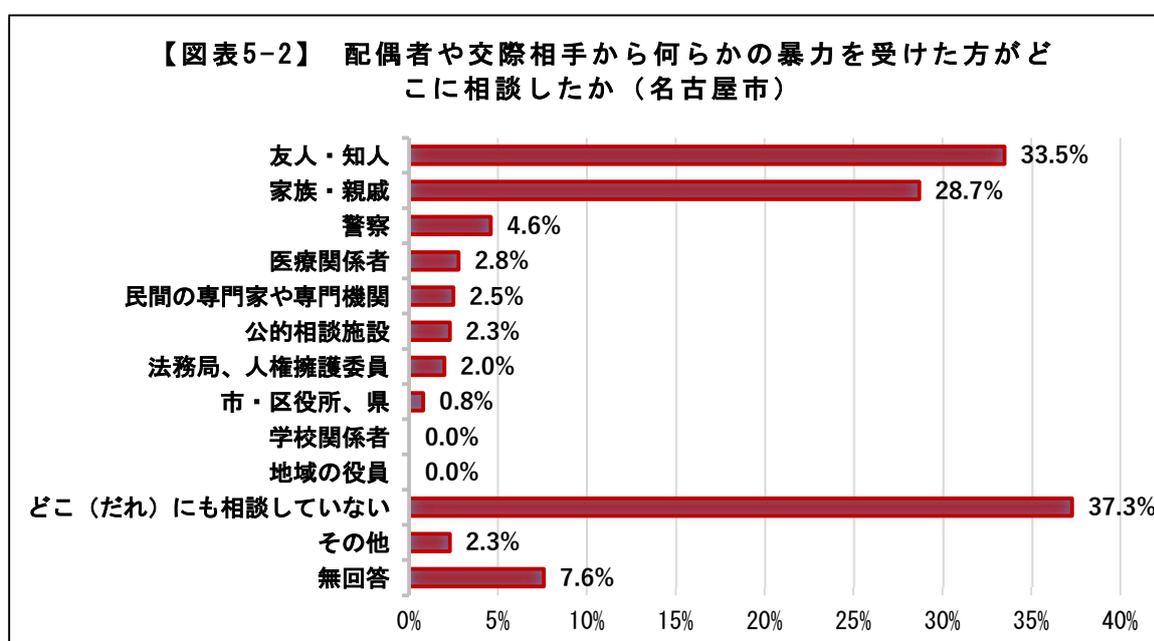
第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力を受けている方のうち、44.2%の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しています。（図表5-1）

同様に、名古屋市が令和6年度に行った男女平等参画に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）では、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けている方のうち、37.3%の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しています。（図表5-2）



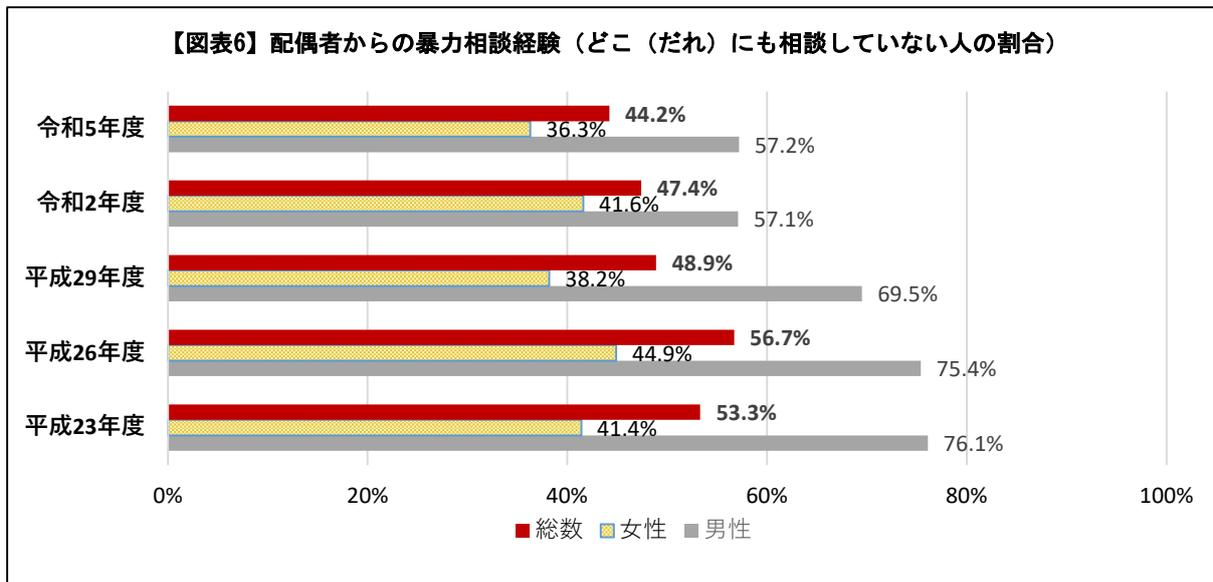
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



令和6年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

内閣府調査では、どこ（だれ）にも相談していない人の割合は、時系列で比較すると、減少しています。

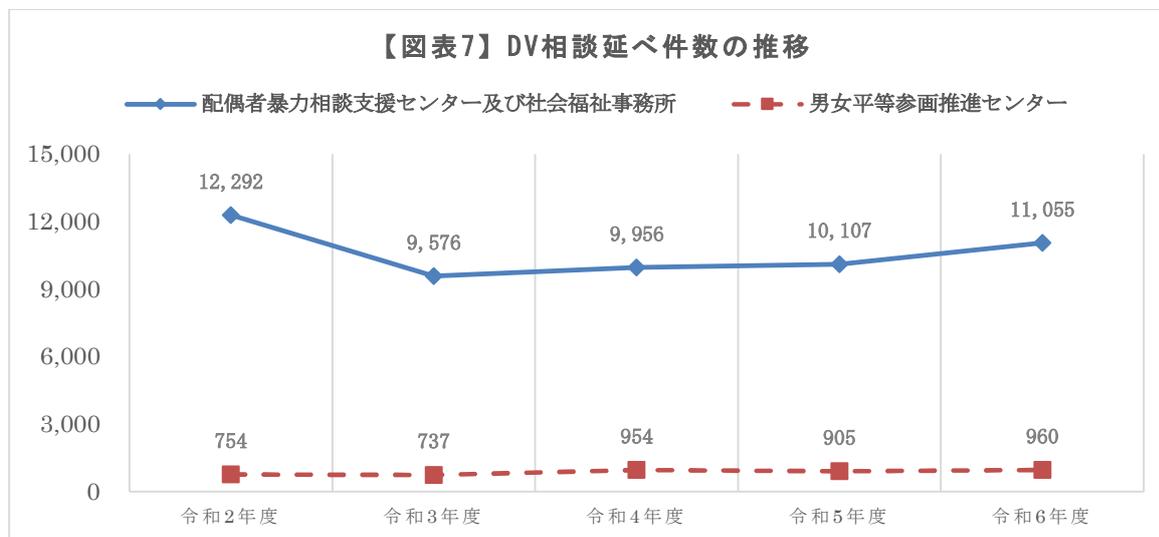


令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

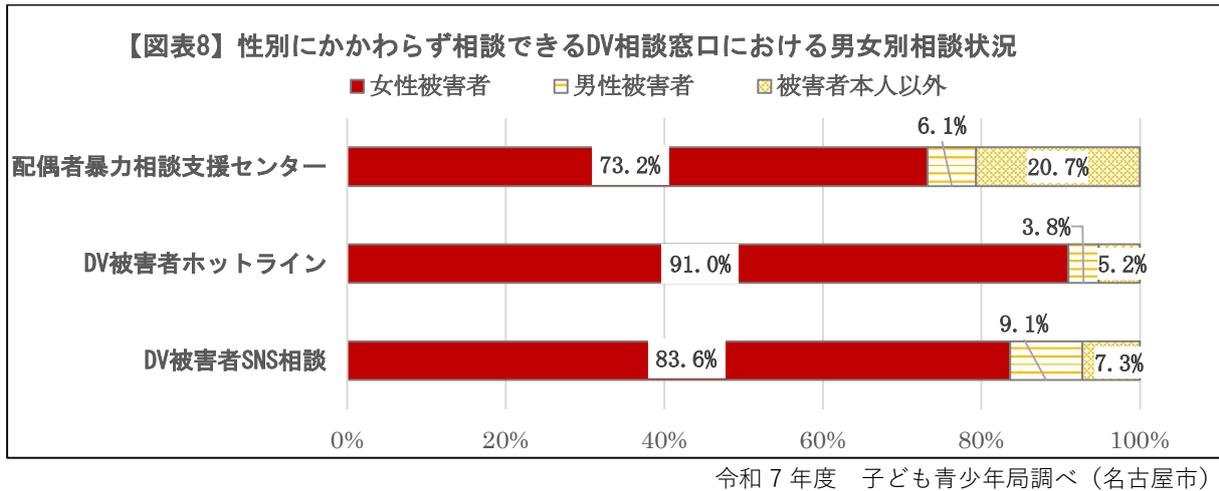
④ DV相談延べ件数

本市配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所の女性福祉相談におけるDV相談延べ件数は、平成27年度をピークに1万件前後で推移しています。また、男女平等参画推進センター「イーブルなごや相談室」における「女性のための総合相談」でのDVの相談件数については、900件前後で推移しています。（図表7）

また、性別に関わらず、DVの相談をすることができる本市の相談窓口における令和6年度の男性被害者の相談状況は、配偶者暴力相談支援センターでの総相談件数818件中50件（6.1%）、DV被害者ホットラインは288件中11件（3.8%）、DV被害者SNS相談は55件中5件（9.1%）。男性はどの窓口でも1割に満たない状況となっています。（図表8）

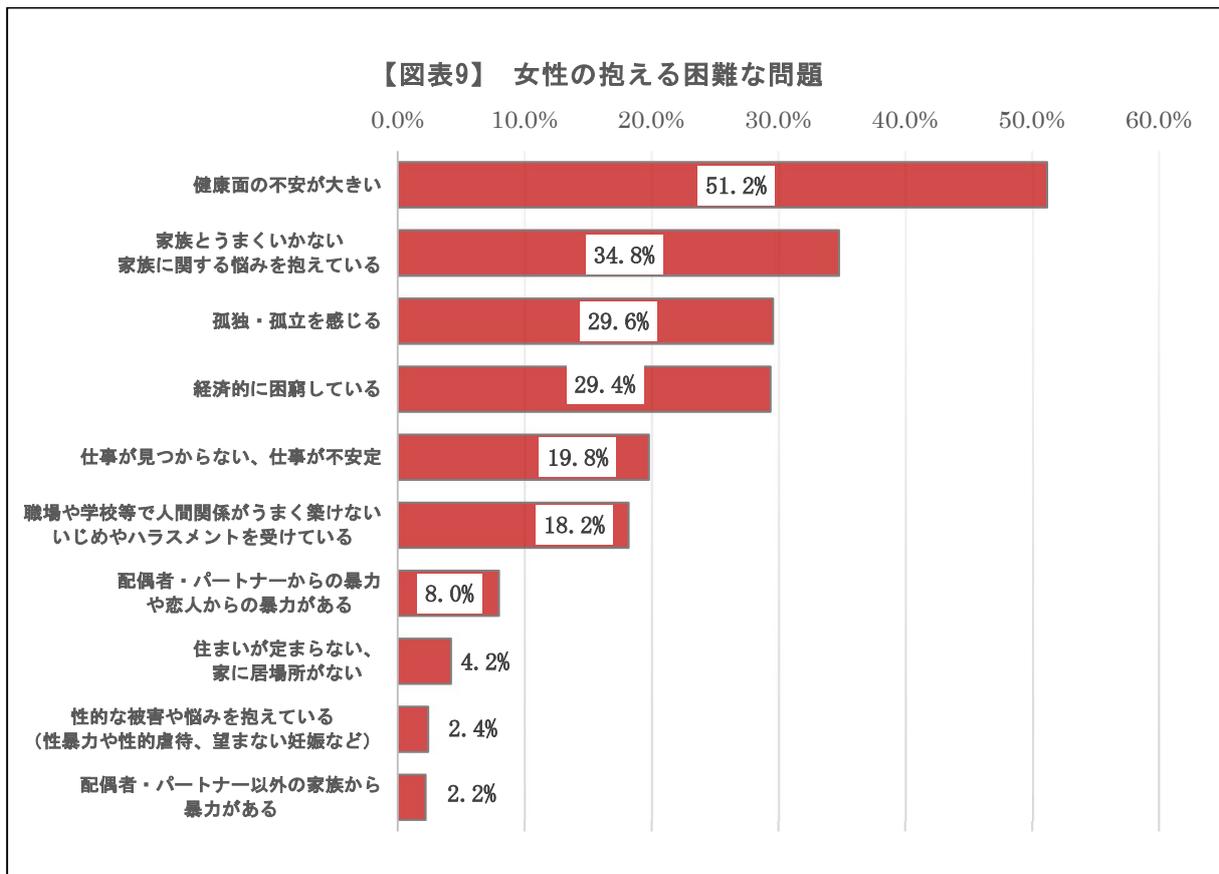


令和7年度 子ども青少年局、スポーツ市民局調べ（名古屋市）



(2) 困難な問題を抱える女性の実態

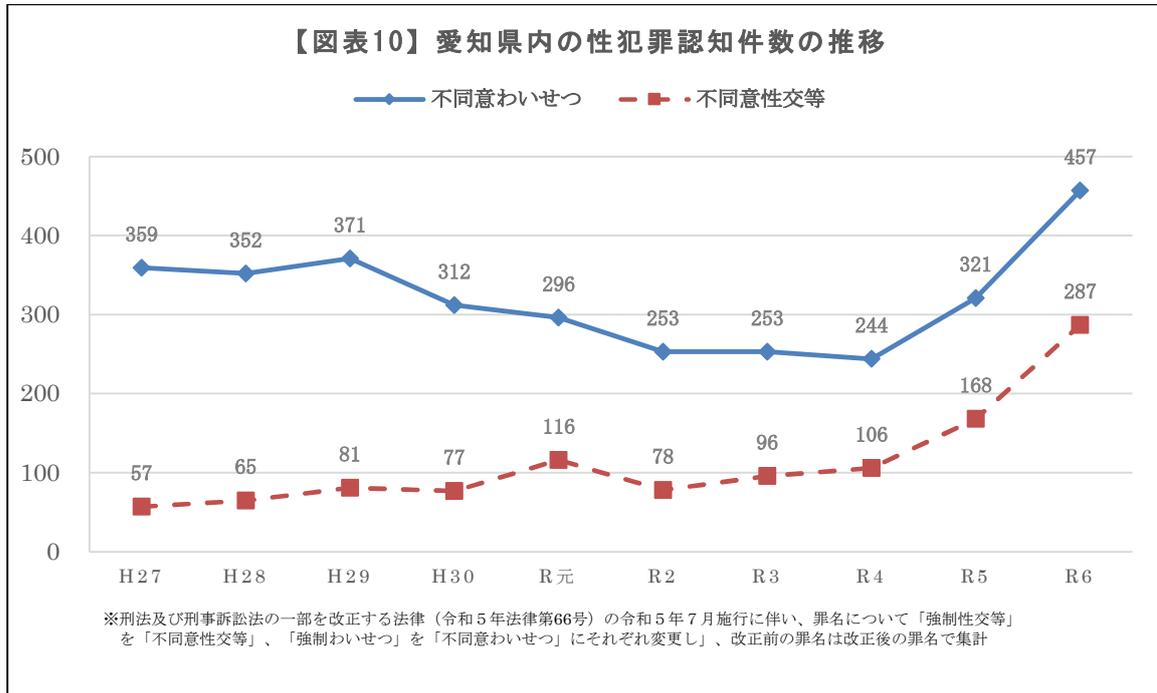
本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の18歳以上で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人のうち、「健康面の不安」51.2%、次いで、「家族に関する悩み」が34.8%、「孤独感」29.6%、「経済的な困窮」29.4%と続く回答となっています。



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

愛知県警察の公表では、愛知県内の性犯罪の認知件数は令和5年の法改正後、「不同意わいせつ」、「不同意性交等」とともに認知件数が急増しています。



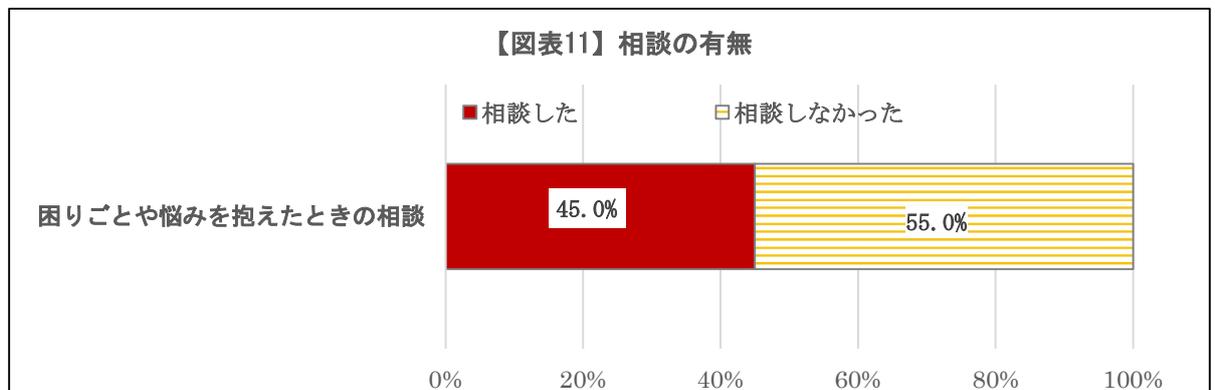
令和6年度中の犯罪概況（愛知県警察本部）

本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の18歳以上の女性で、困難な悩みを抱えた経験のある人のうち、「相談した」と回答したのは45.0%でした。

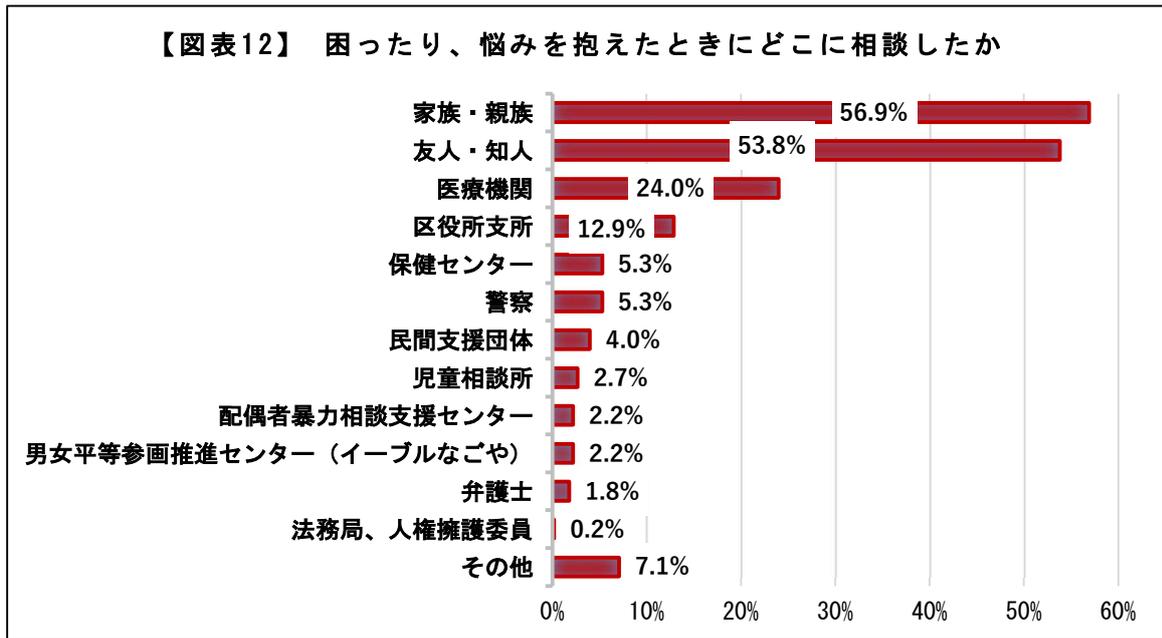
（図表11）

相談先は「家族・親族」（56.9%）がもっとも多く、「友人・知人」（53.8%）、「医療機関」（24.0%）と続いています。（図表12）

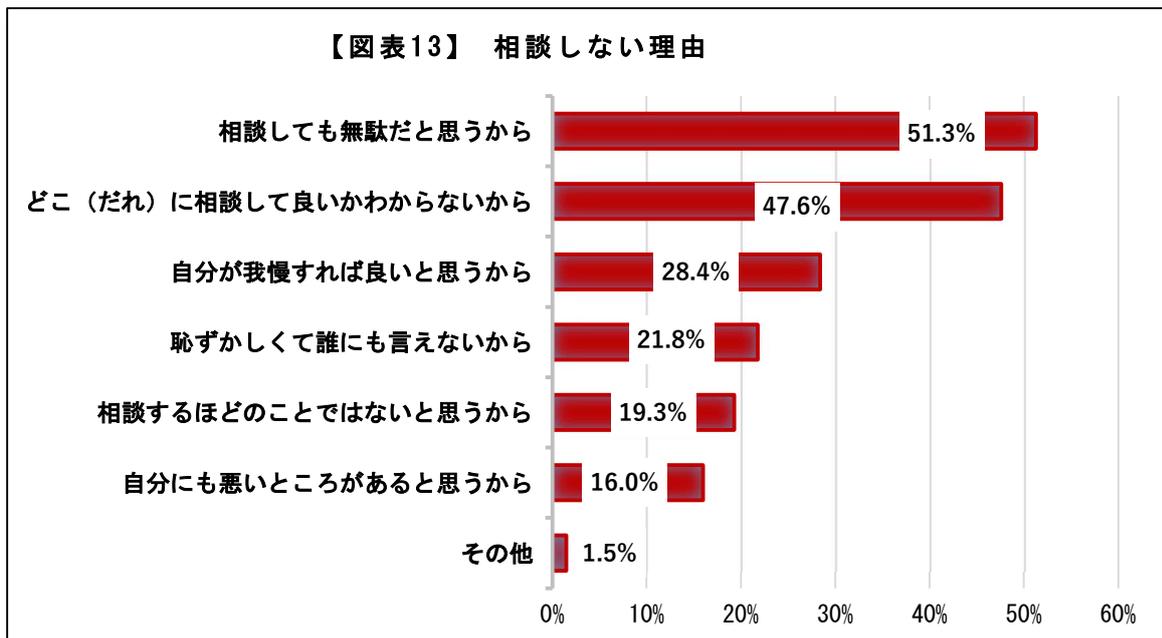
一方、「相談しなかった」と回答したのは55.0%でした。相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思うから」（51.3%）ともっとも多く、「どこ（だれ）に相談して良いのかわからなかった」（47.6%）、「自分が我慢すれば良いと思うから」（28.4%）と続いています。（図表13）



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査）



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

課題

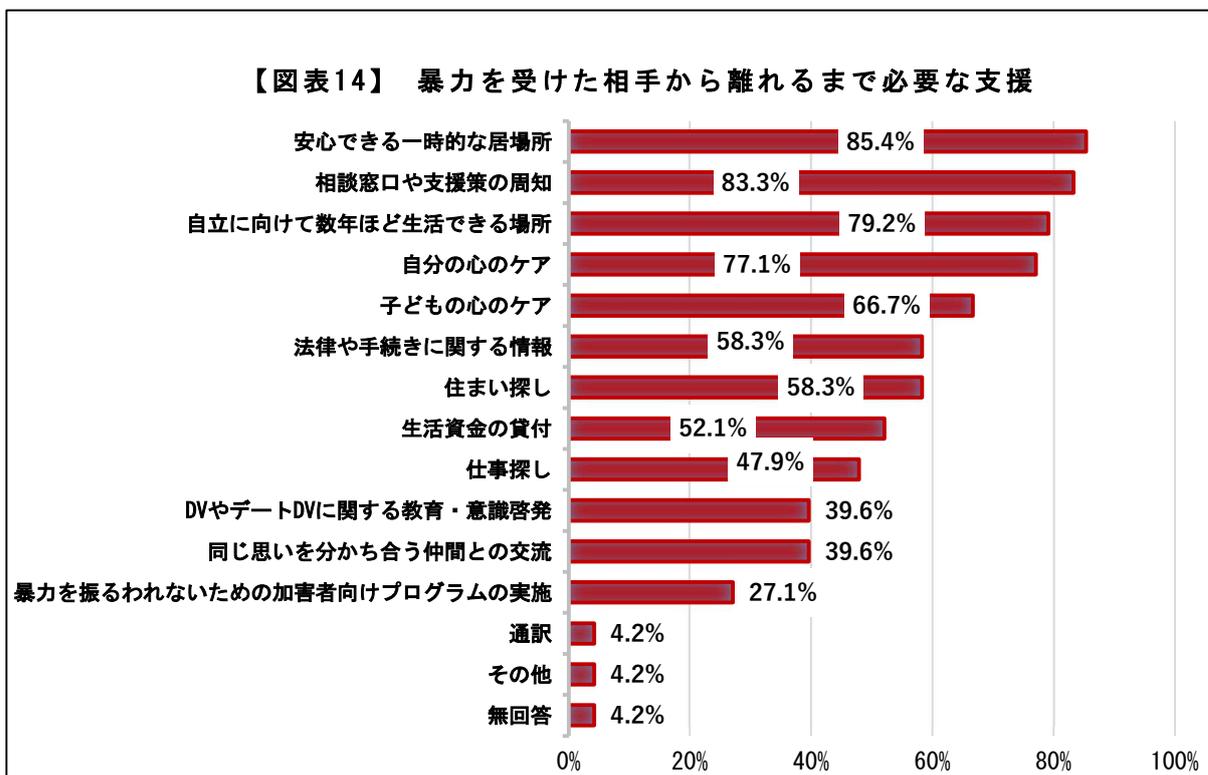
- DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題が深刻化する前の早い段階で対象者が相談につながる事が重要なため、相談窓口の広報などの周知について、若年層を始めとするあらゆる年齢層へ情報が届くよう行う必要があります。
- 内閣府の調査では DV 被害経験は男女ともに 20%台であるが、本市の相談状況を見ると総件数に占める男性被害者の割合が低く、男性の相談が非常に少ない状況にあるため、被害者の性別やパートナーが異性か同性かに関わらず相談できることの周知や DV に関する社会の意識の向上への取組が必要です。
- DV に関する知識が不十分であるため、「被害について暴力と認識していない」被害者が潜在化しており、DV の理解を深める機会を積極的にとらえ啓発に努める必要があります。
- 女性が女性であることで困難な状況に陥ることなく、自立して生きていけるような学びの場や啓発がさらに必要です。

2

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策

(1) DV被害者への支援

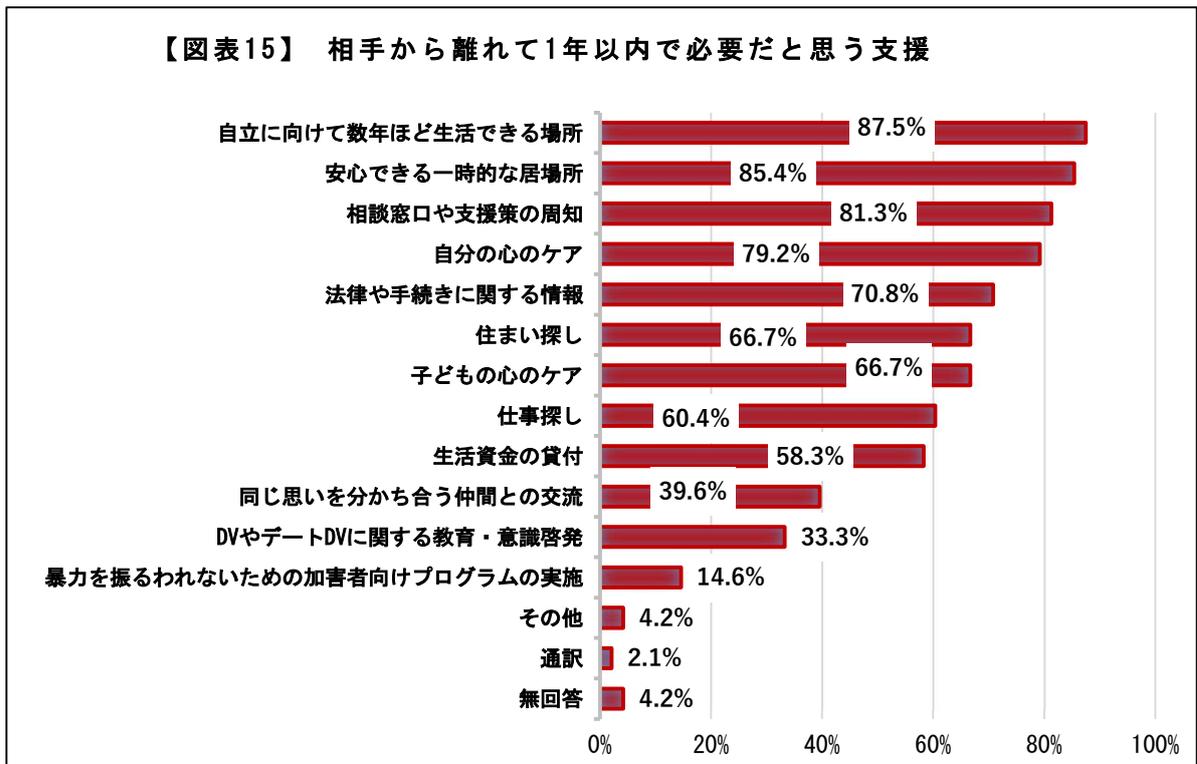
本市DV及び女性に関する調査（DV調査部分）では、暴力を受けた相手から離れるまでに必要な支援について、「安心できる一時的な居場所」（85.4%）がもっとも多く回答し、次いで「相談窓口や支援策の周知」（83.3%）と回答しています。



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（DV調査）

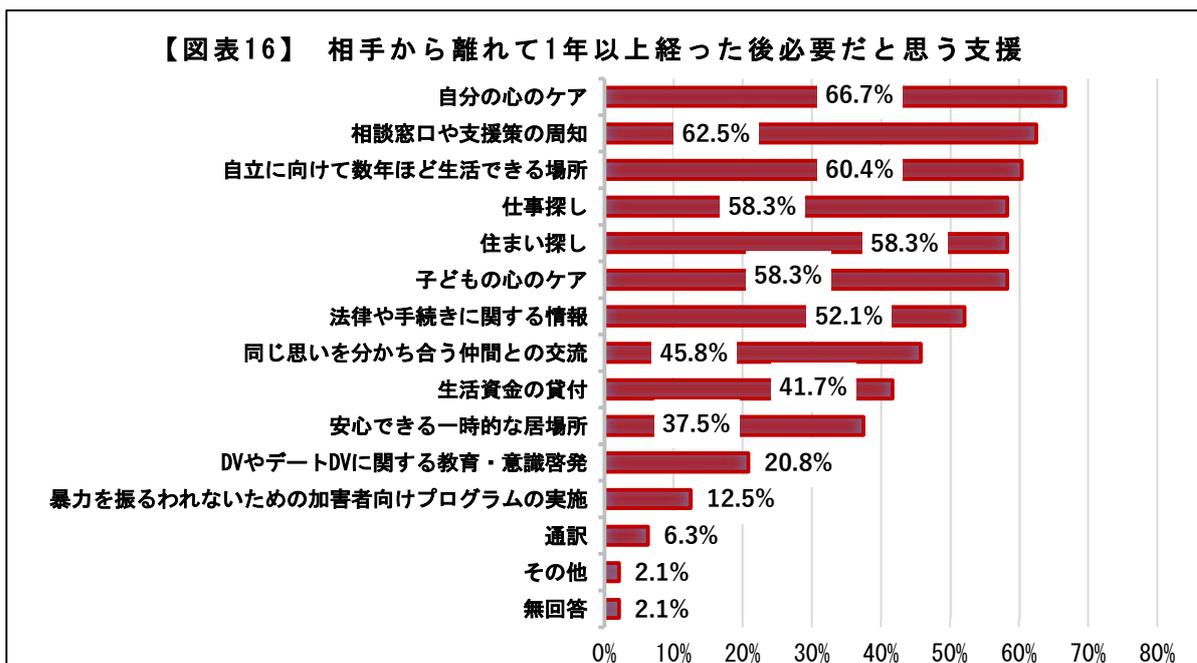
第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

また、本市 DV 及び女性に関する調査では、暴力を受けた相手から離れて1年以内で必要だと思う支援では、「自立に向けて数年ほど生活できる場所」(87.5%)、次いで「安心できる一時的な居場所」(85.4%)、次いで「安心できる一時的な居場所(85.4%)」と回答しています。



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査 (DV 調査)

本市 DV 及び女性に関する調査では、暴力を受けた相手から離れて1年以上経った後必要だと思う支援では、自分の心のケア(66.7%)と回答しています。



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査 (DV 調査)

第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

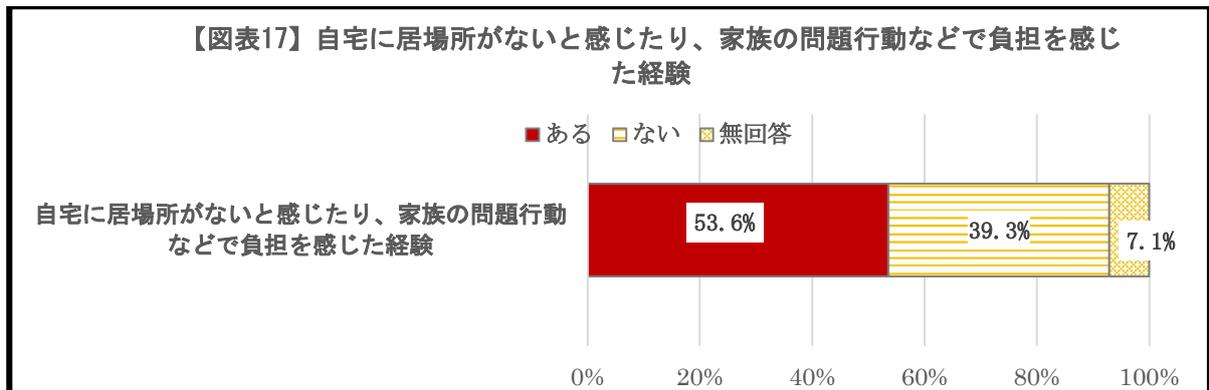
本市 DV 及び女性に関する調査で行った支援関係者のヒアリングでは、以下のような主な意見が出ています。

主な意見

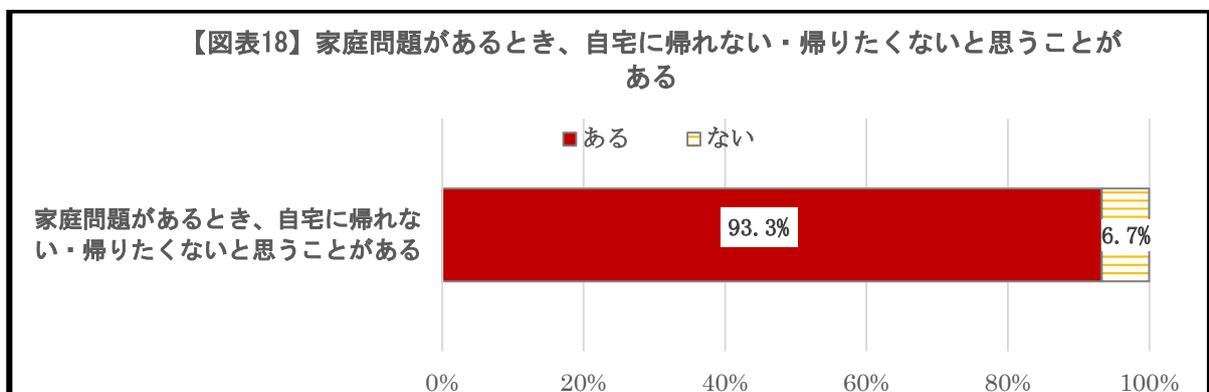
- DV の相手方から離れる場合に経済的な不安が支障になっている。
- シェルターを希望しない反面、経済的に本人たちが居住を構えられない場合がある。
- DV 被害者に今後必要だと思う支援「生活支援、経済的支援、就労支援など」。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、家族や配偶者と暮らしている期間があった困難な問題を抱える女性のうち、自宅に居場所がないと感じたり、家族の問題行動などで負担を感じたことがある（53.6%）と回答しています。（図表 17）そのうち、家庭問題があるとき、自宅に帰れない・帰りたくないと思うことがある（93.3%）と回答しています。（図表 18）



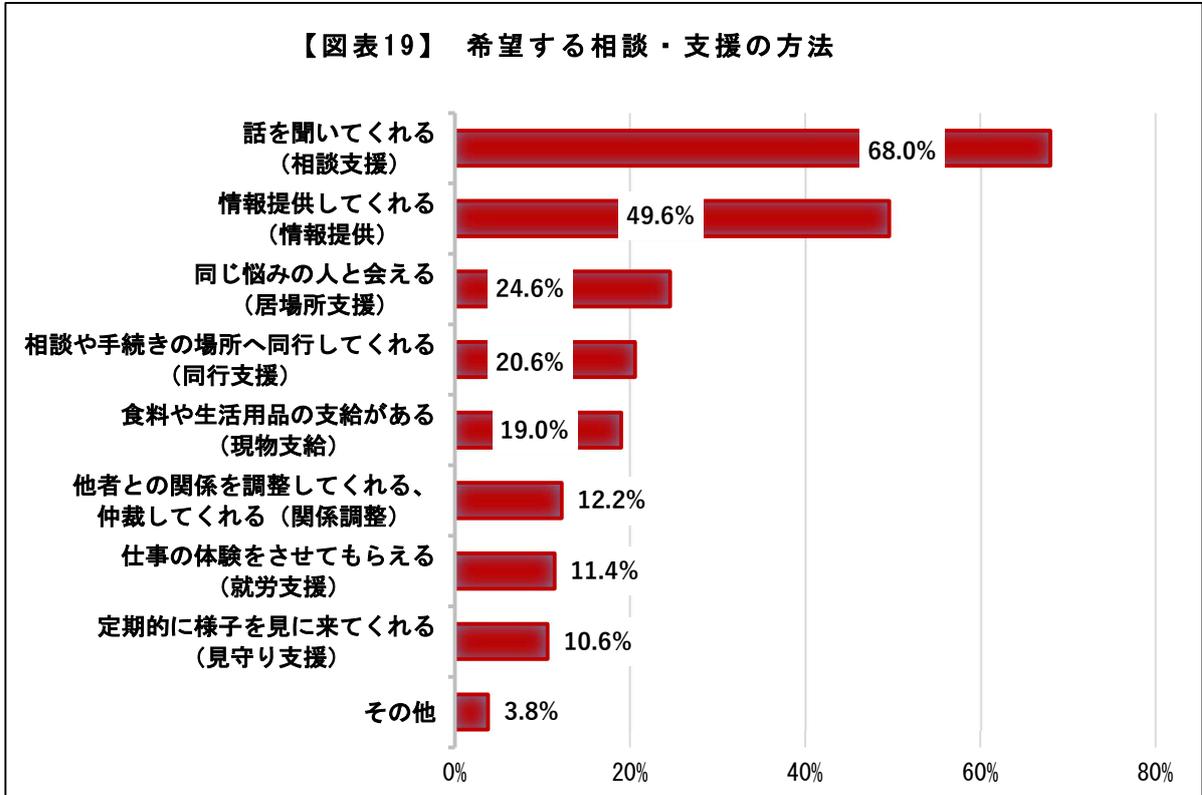
令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の 18 歳以上の女性で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人が希望する相談・支援の方法では約 7 割（68.0%）の方が「相談支援」と回答し、次いで、「情報提供」（49.6%）、「居場所支援」（24.6%）、「同行支援」（20.6%）」と回答しています。



令和 7 年 3 月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

本市 DV 及び女性に関する調査で行った当事者、支援関係者のヒアリングでは、以下のような主な意見が出ています。

主な意見

- 困難な問題を抱える女性のうち、カウンセリングなどの心理的ケアを受けたいが、受けられない理由「出費がかかる」。
- 困難な問題を抱える女性に今後必要だと思う支援「心理的支援、住居支援など」。

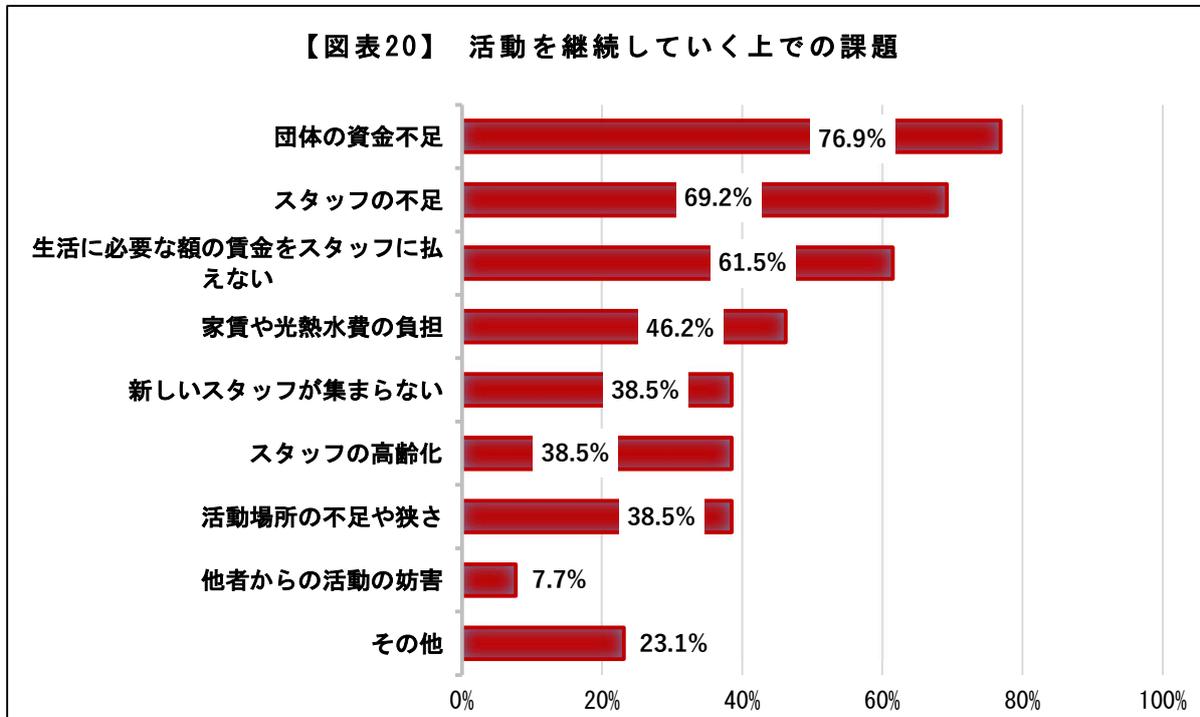
課題

- DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題に直面したときに気持ちに寄り添った相談場所や支援方法が必要になります。
- 相談につながりにくい、つながっていない困難な問題を抱える女性の早期発見に向けた取り組みが必要です。
- 様々な困難な問題を抱える女性の相談に対応するために、支援者が適切な支援を行えるよう支える取り組みが必要です。
- こころのケアを安心して受けるための選択肢が少なく、費用面の負担が大きい場合があります。こころのケアが必要な方に届く取り組みが必要です。
- DV の相手から離れる前だけでなく、離れた後もこころのケアが求められていますが、中長期にわたるケアの支援が少ないため、検討していく必要があります。
- 自立して生活していくために、安心して就業し、生活していく場所が必要です。それぞれが抱える困難な問題について、適切な支援につなげていく必要があります。

3

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制

本市DV及び女性に関する調査（支援機関調査部分）では、支援団体・機関が活動していく上での課題について、「団体の資金不足」（76.9%）、次いで「スタッフ不足」（69.2%）と回答しています。



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（支援機関調査）

本市DV及び女性に関する調査で行った支援関係者のヒアリングでは、支援ネットワークの強化を求める意見が出ています。

主な意見

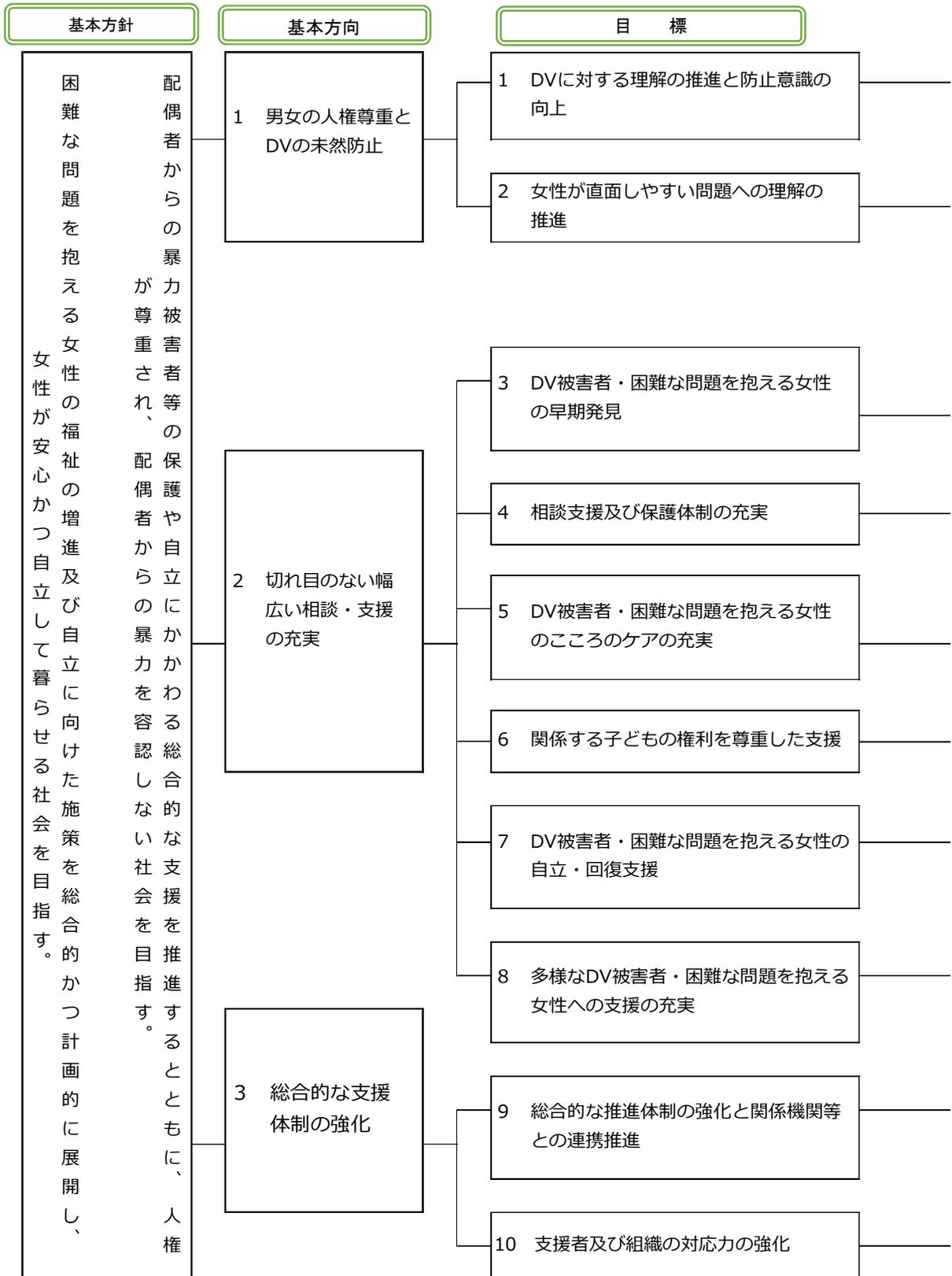
- 民間ができること・できないこと、行政ができること・できないことの擦り合わせがより求められている。
- それぞれ関連する他分野との合同研修などの顔が見える関係づくりが求められている。
- 個々の民間団体はノウハウを持っているが、行政も含めたネットワーク化が必要である。

課題

- 民間支援団体が継続的に支援できるスキームが必要です。
- DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援のための組織・対応力の強化につながる取り組みが必要です。
- 直接支援する者だけでなく、DV 被害者や同伴児童に関わる可能性がある機関の職員も DV の理解が必要です。
- 女性が女性であることにより直面しやすい問題に関わる可能性がある関係機関・職員の理解と連携した支援が必要です。

第3章 計画の内容

1 DV防止・女性支援基本計画体系



施策の方向

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 市民への意識啓発の推進 | ④ 相談を通じた意識啓発 |
| ② 「デートDV」防止教育等の推進 | ⑤ 職員に向けたDV理解の推進 |
| ③ 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発 | ⑥ 配偶者暴力に関する調査研究 |

- | |
|---------------------------------|
| ⑦ 市民への意識啓発の推進 |
| ⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発 |
| ⑨ 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究 |
| ⑩ 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討 |

- | |
|-------------------|
| ⑪ 通報体制の整備 |
| ⑫ 早期発見のための関係者への周知 |
| ⑬ 早期発見に向けた支援 |

- | | |
|----------------------|----------------|
| ⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 | ⑯ 被害者等の安全確保 |
| ⑮ 相談支援体制の充実 | ⑰ 安心と安全に配慮した支援 |

- | |
|------------------|
| ⑱ 精神的な支援 |
| ⑲ 対象者の孤立防止のための支援 |

- | | |
|--------------|--------------|
| ⑳ 子どもの権利擁護 | ㉑ 保育・教育の支援 |
| ㉒ 子どものこころのケア | ㉓ 児童虐待対応との連携 |

- | |
|----------------|
| ㉔ 自立・回復に向けた支援 |
| ㉕ 住まいの確保のための支援 |
| ㉖ 就業支援 |

- | | |
|----------------|-------------------|
| ㉗ 外国につながる方への支援 | ㉘ 障害のある対象者への支援 |
| ㉙ 高齢の対象者への支援 | ㉚ 多様な状況にある対象者への支援 |

- | |
|-----------------------|
| ㉛ 総合的な庁内連携の推進 |
| ㉜ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進 |
| ㉝ 適正な苦情処理の実施 |

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ㉞ 支援者のスキルアップと育成支援 | ㉟ 支援者のメンタルヘルス |
| ㊱ 組織的対応のための体制整備 | ㊲ 二次的被害防止のための関係職員等への研修 |

2

施策を推進する事業

基本方向1

男女の人権尊重とDVの未然防止

性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるとともに、配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止を目指します。

目標1 DVに対する理解の推進と防止意識の向上

(1)-① 市民への意識啓発の推進

DV

広く市民に対して、DVについての正しい理解が進むよう、DVには、具体的にどのような行為があるのか、また、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を若年層を始めとするすべての年齢層を対象に推進し、DVの未然防止に努めます。

事業	内容	方向性	所管
01 男女の人権を尊重するための啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実を進めます。	継続	スポーツ市民局 教育委員会

●この章の見方●

「事業」・「内容」・・・各目標を推進する事業とその内容を掲げています。

「方向性」・・・以下の基準により、計画期間中の事項の方向性を掲げています。

新規	(令和7年度以降を始期として) 計画期間中に新たに実施することを目標とする事業
拡充	計画期間中に質的・量的な充実を図ることを目標とする事業
継続	計画期間中、継続して実施することを目標とする事業

DV

・・・DV防止・被害者支援に関する施策の方向性を掲げています。

困難女性

・・・困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の方向性を掲げています。なお、掲載事業については、男女とも支援する事業であっても困難な問題を抱える女性への支援に資するものを掲げています。

事業	内容	方向性	所管
02 DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図ります。また、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権を侵害する暴力の根絶を訴える「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)を中心に、DV根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。 さらに様々な媒体を活用して、若年層をはじめとするすべての年齢層に相談窓口等の情報が届くように努めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局
03 家庭における人権教育への支援	家庭における人権教育を支援するため、各種パンフレットを作成・配布します。	継続	教育委員会
04 発達段階に応じた意識啓発	性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会

(1)-② 「デートDV」防止教育等の推進

DV

デートDV^{*}は将来のDVにつながる危険性もあり、若年層に対して、デートDV防止教育等の推進を図ることは、DVの防止に有効な手段であることから、デートDV防止の啓発や人権尊重の意識を高める教育、男女平等意識を高める啓発・教育等を幅広い年齢層を対象として進めます。

事業	内容	方向性	所管
05 デートDV防止等のための意識啓発事業	デートDV防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デートDV防止に関する講座・セミナー等を行います。 また、デートDV防止の出張講座等を学校において実施し、大学・高校等と連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を進めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会

^{*}デートDV:婚姻関係にない交際相手との間に起こる様々な暴力をいう。

(1)-③ 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発

DV

支援対象者が外国人であったり、障害があることによって、相談につながるものが遅れたり、適切な支援が受けられないことがないように、支援対象者に配慮した広報・啓発を進めます。

事業	内容	方向性	所管
06 外国人の被害者への配慮	DV 被害者の国籍に関わらず早期に相談機関に繋がり適切な支援が受けられるよう、多言語対応の啓発物を用いるなど、広報・啓発に努めます。 名古屋市に住む外国人の方の日常生活に役立つ情報を掲載した名古屋市公式ウェブサイト(131カ国語に対応)等により、引き続き相談窓口の周知を図ります。	継続	市長室 スポーツ市民局 観光文化交流局 子ども青少年局
07 障害のある被害者への配慮	DV 防止等に関する点字版リーフレットを作成するなど、障害のある被害者に配慮した広報・啓発を行います。	継続	スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局

(1)-④ 相談を通じた意識啓発

DV

性別に基づく人権侵害の解消に向けて、様々な悩みに直面する人々が相談窓口を利用しやすいよう広く周知を図り、相談者の気持ちを尊重しながら、主体的に解決できるよう、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

事業	内容	方向性	所管
08 女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等)	男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます。	継続	スポーツ市民局
09 男性のための相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談やセミナーを実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	継続	スポーツ市民局

事業	内容	方向性	所管
10 配偶者暴力相談支援センター業務	DV被害者の性別に関わらず、相談につながるよう周知を行います。また、被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整を始め、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。	継続	子ども青少年局

(1)-⑤ 職員に向けたDV理解の推進

DV

DVについては複合的な問題が含まれるため、被害者がそれぞれの問題の窓口となる行政機関に相談することが考えられることから、DVに関する相談窓口の職員に限らず様々な職場の職員に対し、被害者の人権やDVの特性等に関する理解を深めるために研修及び啓発を進めます。

事業	内容	方向性	所管
11 職員への研修	市職員（新規採用者、新任課長補佐、新任課長等）に対し、男女平等参画研修の中で、DVに対する理解をさらに深めるように努めます。	継続	スポーツ市民局
12 教職員への研修	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校（園）長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校（園）の全職員に広める取組みを行います。	継続	スポーツ市民局 教育委員会

(1)-⑥ 配偶者暴力に関する調査研究

DV

DV被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究を進めるとともに、DV加害者対応の在り方について、DV被害者とその子どもの安全・安心を確保するための有効な手法であるという認識のもと検討します。

事業	内容	方向性	所管
13 調査研究	男女平等参画基礎調査等において、DVやデートDV、困難な問題を抱える女性に関する実態把握に努めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局
14 加害者対応の在り方検討	DV被害者支援の一環として、加害者対応について国の動向を注視するとともに、他自治体の取り組みについて情報収集を行い、施策の在り方について検討します。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局

目標 2 女性が直面しやすい問題への理解の推進

(2)-⑦ 市民への意識啓発の推進

困難女性

広く市民に対して、女性が女性であることで直面しやすい問題についての正しい理解が進むよう、若年層を始めとするすべての年齢層を対象に意識啓発を推進し、困難な状況に陥らないよう、未然防止や早期発見に努めます。

事業	内容	方向性	所管
04 (再掲) 発達段階に応じた意識啓発	性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会

(2)-⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発

困難女性

女性が抱える困難な問題に直面する方々が相談につながりやすいよう広く周知を図り、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

事業	内容	方向性	所管
08 (再掲) 女性のための総合相談 (電話・面接・専門相談等)	男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます	継続	スポーツ市民局
15 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発	適切な支援につながるができるよう各種相談窓口の周知を含め、より相談につながるよう新たな啓発物を作成し、効果的な手法により情報提供を実施します。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局
16 思春期保健事業	学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナー等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援します。	継続	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
17 女性の健康相談窓口	仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。 また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。	新規	健康福祉局
18 性感染症の予防	HIV／エイズ対策啓発ポスターの掲示、リーフレットを作成・配布するとともに、HIV／エイズ講習会・研修会を実施します。	継続	健康福祉局
19 犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。	継続	スポーツ市民局

困難女性

(2)-⑨ 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究

困難な問題を抱える女性の実態把握や自立支援に寄与するため、調査研究に努めます。

事業	内容	方向性	所管
13 (再掲) 調査研究	男女平等参画基礎調査等において、DVやデートDV、困難な問題を抱える女性に関する実態把握に努めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局

(2)-⑩ 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討

女性が女性であることで直面する問題について周知を図り、困難な問題を抱える状況に陥らないように努めるとともに、困難な問題が積みあがる前に自立につながるような機会の検討を行います。

事業	内容	方向性	所管
20 男女平等参画推進センターにおける就業支援	男女平等参画推進センター等において、就労支援セミナー等を実施します。	継続	スポーツ市民局
21 児童自立生活援助事業	児童養護施設等を退所して就職や就学する児童等へ相談その他日常生活上の援助・就業の支援等を行うことにより社会的自立の促進を図ります。	継続	子ども青少年局
22 子ども・若者総合相談センター	困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS※相談を実施します。	継続	子ども青少年局
16 (再掲)思春期保健事業	学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナー等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援します。	継続	子ども青少年局
23 自殺対策事業	すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことのできる社会を実現するため、「自殺の予防」「自殺の防止」「自死遺族に対する支援」という3つの視点から取り組みを推進します。	継続	健康福祉局

※ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス):友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

事業	内容	方向性	所管
24 重層的支援体制整備事業	包括的相談支援チームを区ごとに配置し、複雑化・複合化した生活課題を抱えている世帯や必要な支援が届いていない世帯に対して、「多機関による協働支援」、「アウトリーチによる継続的な支援」、「参加支援・地域づくり」を一体的に実施します。	継続	健康福祉局
19 (再掲)犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。	継続	スポーツ市民局

基本方向 2

切れ目のない幅広い相談・支援の充実

DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の安心と安全に配慮した支援のために、早期発見、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、対象者を孤立させない、切れ目のない幅広い相談・支援の充実を目指します。

目標 3 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

(3)-⑪ 通報体制の整備

DV・困難女性

DV は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者が加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられます。また、困難な問題を抱える女性についても様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられるため、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にある方と連携し、対象者の早期発見に努めます。

事業	内容	方向性	所管
25 医療関係者との連携	DV 被害者等を発見しやすい立場である医療関係者向けの啓発物を作成するなど、適切な通報が行われるよう、医療機関との連携を行います。	継続	子ども青少年局
26 消防関係者との連携	救急搬送において、DV 被害等が疑われるケースの通報について、配偶者暴力相談支援センター等と連携して対応します。	継続	子ども青少年局 消防局
27 大学や支援関係機関との連携	若年対象者をはじめ、DV 被害者や困難な問題を抱える女性を発見しやすい立場にある大学や支援関係機関を対象として、相談窓口の新たな啓発物を作成し、効果的な手法により周知を行うことで、配偶者暴力相談支援センター等とのさらなる連携を行います。	拡充	子ども青少年局

DV・困難女性

(3)-⑫ 早期発見のための関係者への周知

学校・幼稚園・保育所等、高齢者や障害者にかかる地域の相談支援機関、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務等を行う中で、DV 被害者等を発見しやすい立場にあると考えられるため、周知の機会を積極的にとらえて、理解の深化を図り、連携を進めます。

事業	内容	方向性	所管
28 地域の関係機関や保健・福祉関係者との連携	DV 被害等の早期発見・早期対応のために、学校・幼稚園・保育所等、民生委員・児童委員等の地域の関係機関及び重層的支援の包括的相談支援チーム、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ホームヘルパーや保健師等、居宅訪問の機会を通じて被害者等を発見しやすい立場にある保健・福祉関係者に対して、周知の機会を通じて連携を進めます。	継続	スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局 教育委員会
29 人権擁護機関との連携	法務省の人権擁護機関は、DV 事案等を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされていることから、連携を行います。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局

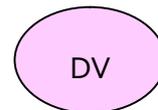
困難女性

(3)-⑬ 早期発見に向けた支援

困難な問題を抱える女性について様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられるため、相談につながっていない方、つながりにくい方の早期発見に向けた支援に取り組みます。

事業	内容	方向性	所管
30 若年女性へのアウトリーチ事業	相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街や SNS 上での見回りや初期相談を実施します。	新規	子ども青少年局

目標 4 相談支援及び保護体制の充実



(4)-⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

配偶者暴力相談支援センターは、DV 被害者からの相談を受けるのみならず、DV 被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす機関です。DV 被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への対応ができるよう、外部のスーパーバイザーの活用等コンサルテーション^{*}機能のより一層の充実を進めます。

事業	内容	方向性	所管
10 (再掲) 配偶者暴力相談支援センター業務	DV 被害者の性別に関わらず、相談につながるよう周知を行います。DV 被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整を始め、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。	継続	子ども青少年局
31 DV に関する研修	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。	継続	子ども青少年局
32 コンサルテーション機能の充実	区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。 さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。	拡充	子ども青少年局
33 DV 被害者ホットライン事業	土日祝日の電話による相談を行います。	継続	子ども青少年局
34 深夜帯における DV 相談事業	本市において相談窓口が手薄になる深夜帯の DV 相談体制について検討します。	新規	子ども青少年局

※コンサルテーション: この計画においては、区役所・支所等から支援困難事案や緊急事案等への対応について、相談を受け援助を行うことを指す。

事業	内容	方向性	所管
35 関係機関連携会議の実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	子ども青少年局

(4)-⑮ 相談支援体制の充実

DV・困難女性

相談窓口においては、DV 被害者等の抱える問題や背景（貧困、障害、部落差別、外国人等の様々な困難）を的確に理解し、DV 被害者等が複合的に困難な状況に置かれていることに配慮しながら、適切な助言や情報提供を始め、保護や自立に係る支援につなげる必要があります。そのため、支援者の育成や組織の対応力向上に努めるとともに、関係部署が連携した支援を行うことにより、DV 被害者等の置かれた状況に配慮した的確な相談対応を行います。

また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多くの相談に対応できるよう検討します。

事業	内容	方向性	所管
36 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難な問題を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。	拡充	子ども青少年局
37 SNS を活用した相談	DV 被害を受けていても相談窓口につながっていない若年層を始めとする被害者が相談しやすいよう、SNS を活用した相談を実施します。	継続	子ども青少年局
32 (再掲) コンサルテーション機能の充実	区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。 さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。	拡充	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
38 専門家（弁護士）との連携	愛知県弁護士会と連携し、DV相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多く、また幅広い相談に対応できるようにします。	拡充	子ども青少年局
39 なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施します。	継続	子ども青少年局
35 （再掲）関係機関連携会議の実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	子ども青少年局
17 （再掲）女性の健康相談窓口	仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。 また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。	新規	健康福祉局
40 被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援	DV被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて、繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることから、諸手続きを行うに際し、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮（ワンストップサービス）をして支援を行います。	継続	関係局

(4)-⑯ 被害者等の安全確保

DVは被害者のみならず、その子どもや親族の生命・身体の安全も脅かすおそれがある重大な問題であるため、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます。同様に、困難な問題を抱える女性についても生命・身体の安全を脅かすおそれがある場合もあるため、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます

事業	内容	方向性	所管
41 一時保護所での保護	DV被害者等の安全確保等のため、一時保護が必要な場合に、愛知県女性相談支援センターや愛知県警察と連携し、安全かつ迅速に一時保護を行います。	継続	子ども青少年局
42 緊急宿泊事業	緊急時における安全確保等のために、必要やむを得ない場合「一時保護」に先行して、緊急に保護を必要とするDV被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。	継続	子ども青少年局
43 民間シェルターへの支援	DV被害者等のためのシェルターを運営する民間団体に家賃補助を行い、緊急に保護を必要とするDV被害者等の安全な場の確保に努めます。 さらに民間団体が実施する先進的な支援の取組を活用し、DV被害者等支援を図ります。	継続	子ども青少年局
44 施設における緊急保護	必要に応じて、保護が可能な施設においてDV被害者等の緊急保護を行います。	継続	子ども青少年局
45 多様な状況にある被害者の安全確保	DV被害者の性別に関係なく、緊急時における安全の確保が必要な場合の一時的な避難場所の提供を行います。	継続	子ども青少年局

(4)-⑰ 安心と安全に配慮した支援

DV 被害者等の自立支援は、DV 被害者等及びその関係者の安全確保を図ることが重要であるため、DV 被害者等の住所や居所等の個人情報のほか、その支援を行う施設や団体の所在地等、DV 被害者等にかかる情報について、適切な管理に努めます。

事業	内容	方向性	所管
46 DV 被害者等にかかる情報管理	DV 被害者等の支援に関わる関係局、関係機関において、DV 被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を行います。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局 はじめ関係局
47 DV 被害者とその関係者の情報保護にかかる支援	配偶者暴力相談支援センターを始めとする DV 被害者支援に関わる関係部署において、住民基本台帳事務や国民年金などにおける被害者情報を保護するための支援策について、事案に応じ、DV 被害者とその関係者に対し、情報提供を行います。	継続	財政局 スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局 はじめ関係局

目標5 DV 被害者・困難な問題を抱える女性のこころのケアの充実

(5)-⑩ 精神的な支援

DV・困難女性

DV 被害者は、繰り返される暴力の中で、身体的な怪我のほかPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることや追跡の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もあります。また、性暴力被害者は相談をためらいがちで、長期に渡る心身の不調から複合的な困難な問題を抱える場合もあります。被害者等の心身の回復のための支援の充実を図ります。

事業	内容	方向性	所管
48 女性のための総合相談におけるカウンセリング事業	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、必要に応じ、臨床心理士等によるカウンセリング事業を行います。	継続	スポーツ市民局
49 女性のための総合相談(女性の自立のためのグループプログラム等)	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、DVの理解、セルフケア等について理解を深める講座等を行います。	継続	スポーツ市民局
50 親子支援プログラム事業	DVのある環境から離れ、地域生活を始めたDV被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局
51 DV被害者のためのサポートグループ事業	DV被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図ります。	継続	子ども青少年局
52 DV被害者とその子どものための心理的ケア	DV被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。	拡充	子ども青少年局
53 性暴力被害者等の心理的ケア	性暴力被害者等の中長期的な心理的ケアとして専門家によるカウンセリング事業の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
54 精神保健福祉センター等による支援	精神保健福祉センターや保健センターは、身近な相談機関として、こころの健康に関する相談に応じ、医療機関等と連携して精神的支援を行います。	継続	健康福祉局
55 犯罪被害者等のための精神医療支援	犯罪被害により精神医療機関を受診した場合、医療費自己負担額の半額を支給します。	継続	スポーツ市民局

(5)-⑱ 対象者の孤立防止のための支援

DV・困難女性

DV 被害者等は、避難をする場合に、それまでに築いた地域社会との関わり、そこでの人間関係等も失うことになり、新たな場所で生活を始めることとなることから、将来への不安や孤立感等が解消されるよう、見守りながら継続的に支援を行います。

事業	内容	方向性	所管
56 見守り・同行支援事業	一時保護所や母子生活支援施設を退所した後など、地域で自立生活を始めた被害者を継続して支援していくために、電話相談や家庭訪問、裁判所等への付き添いなどを行います。	継続	子ども青少年局
30 (再掲)若年女性へのアウトリーチ事業	相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街や SNS 上での見回りや初期相談を実施します。	新規	子ども青少年局
50 (再掲)親子支援プログラム事業	DV のある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局

目標 6 関係する子どもの権利を尊重した支援

(6)-㉔ 子どもの権利擁護

DV・困難女性

安全確保を優先するため DV 被害者等とともに子どもが避難した場合、その子どもの意思が十分に考慮されないことがあることから、子ども一人一人が尊重されるよう権利の保障を図ります。さらに、支援者が被害者だけでなく子どもも被害当事者であるという認識をもって支援を行う必要があるため、子どもの権利について理解を深める取組を行います。

事業	内容	方向性	所管
57 子どもの権利擁護 機関の運営	子どもの権利侵害に関する相談等に対応する独立性が担保された第三者機関を運営するとともに、子どもの権利に関する普及啓発を推進します。	継続	子ども青少年局
58 子どもの権利擁護 機関との連携	安全確保のために DV 被害者等と避難した子どもに対して子どもの権利擁護機関の情報を提供する等して、子どもの権利保障を図ります。 また、支援者が子どもの権利を意識した支援ができるよう、理解を深めるための研修等を行います。	継続	子ども青少年局

(6)-㉕ 子どものこころのケア

DV・困難女性

児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが同居する家庭において、DV 等子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待（心理的虐待）にあたりとされています。

さらに直接的な暴力を受けていることもあるため、傷ついた子どものこころのケアを行います。

事業	内容	方向性	所管
59 DV で避難した子どもへのこころのケア	被害者と避難し、生活が大きく変化したことにより不安を抱える子どもの気持ちに寄り添えるよう、リーフレットなどを活用し、心理的ケアを行います。	継続	子ども青少年局
60 児童相談所による子どもへの心理的ケア	子どもの心理的ケアを実施します。	継続	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
50 (再掲)親子支援プログラム事業	DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局
52 (再掲)DV被害者とその子どものための心理的ケア	DV被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。	拡充	子ども青少年局

(6)-⑳ 保育・教育の支援

DV・困難女性

避難に伴う学校・幼稚園・保育所等の転園(校)により、子どもの生活環境が一変することは、子どもにとって大きな精神的負担になっていると考えられます。子どもが抱える不安や悩みを、関係機関が適切に受け止め、新たな環境で健やかに過ごすことができるよう連携して支援を進めます。

事業	内容	方向性	所管
61 保育所等の利用にかかる配慮	保育所等の利用調整において、児童福祉の観点から、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を行います。	継続	子ども青少年局
62 ひとり親家庭等への大学受験料等補助	経済的困難を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を行います。	継続	子ども青少年局
63 ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の料金負担軽減補助	ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐車券購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局
64 ひとり親家庭の高校生通学定期補助	ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
65 ハートフレンドな なごやでの教育相談 事業	子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行います。必要に応じて、児童相談所をはじめとした他の相談機関と連携を図ります。	継続	教育委員会
66 なごや子ども応援 委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置し、幼少期から途切れのない支援を行います。	継続	教育委員会
67 スクールカウンセ ラーの配置	子どものさまざまな悩みや心配事に対応するため、スクールカウンセラーを幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校に配置し、支援を充実します。	継続	教育委員会
68 就学援助	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助します。	継続	教育委員会
69 中学生の学習支援 事業	ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生を対象に、学習習慣の定着や高校進学を目指した学習会を開催するとともに、児童の居場所づくりや保護者の養育支援等を総合的に実施します。	継続	健康福祉局 子ども青少年局

(6)-㉓ 児童虐待対応との連携

子どもの面前でのDVは、子どもの心理的虐待となることに加え、DV被害がある場合、子どもへの直接的な虐待の防止が困難になる傾向があるため、DV対応と児童虐待対応の連携した対応が必要となります。また、円滑な連携のために、双方の機関の職員がDVと児童虐待の特性や関連性を始め、機関の役割等について相互に理解し、包括的な支援を行います。さらに、被虐待経験者への支援につなげる事業を検討します。

事業	内容	方向性	所管
70 DV対応と児童虐待対応の連携	DV対応と児童虐待対応の担当職員等がDVと児童虐待の特性や関連性に関してそれぞれの研修を通じて理解し、早期発見に努めるとともに、DVと児童虐待が併存する場合は連携して対応します。今後は、円滑な連携のためのより実効性のある方策について取組を進めます。	継続	子ども青少年局
71 児童相談所等における相談支援	児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校・しつけ等）などの相談支援を実施します。	継続	子ども青少年局
72 児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童相談所における人材育成体制を強化します。	拡充	子ども青少年局
73 区役所・支所における児童虐待等への機能強化	こども家庭センターとしての支援体制整備を進めるため、統括支援員及び児童相談所と兼務の児童福祉司のさらなる配置に向けて検討します。	拡充	子ども青少年局
74 児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整（なごや子どもサポート連絡協議会等）、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。	継続	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
75 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を行います。	継続	子ども青少年局
76 被児童虐待経験者への支援	被児童虐待経験があるが、社会的養護につながらなかった人を主な対象とした相談窓口の設置等を行い、その後の支援につなげる事業の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局
77 なごやっ子 SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を行います。	継続	子ども青少年局

目標7 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援

(7)-㉔ 自立・回復に向けた支援

DV・困難女性

自立に向けた支援は、主に区役所・支所において、事案に応じて実施します。ひとり親家庭支援策を始め、児童の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の実施、生活保護が必要な方への適切な適用や生活困窮者自立支援事業等の活用による自立支援を行います。また、困難な問題を抱える若者等の自立や回復につながる支援を行います

事業	内容	方向性	所管
78 ひとり親家庭等 に対する総合的 な相談支援	施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭等への総合的な相談支援を行います。	継続	子ども青少年局
79 児童扶養手当等 の支給	ひとり親家庭等の収入を補完するための手当の支給による支援をします。	継続	子ども青少年局
80 ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。	継続	子ども青少年局
81 母子父子寡婦福 祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。	継続	子ども青少年局
82 名古屋市寡夫福 祉資金の貸付	寡夫世帯を対象に生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。	継続	子ども青少年局
83 母子生活支援施 設における支援	DV被害者等とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	継続	子ども青少年局
84 社会的養護自立 支援拠点事業	社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった人等の孤立を防ぐため、関係機関との連絡調整を行うとともに、一時的に滞在する居住支援、生活支援を行う拠点の設置に向けて検討します。	新規	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
22 (再掲) 子ども・若者総合相談センター	困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施します。	継続	子ども青少年局
85 若者自立支援ステップアップ事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2カ所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施します。	継続	子ども青少年局
86 繁華街における子ども・若者の居場所づくり事業	家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者が、繁華街において気軽に集まり安心して過ごせる居場所を屋外型で提供します。	継続	子ども青少年局
87 こども・若者シェルター開設	様々な状況により家庭等に居場所がない主に10代から20代までのこども・若者が、繁華街等で犯罪等に巻き込まれる状況があるなか、年齢等の事情により施設入所等の対象とならない者などが宿泊できる居場所となる「こども・若者シェルター」の設置に向けて検討します。	新規	子ども青少年局
88 特定妊婦訪問支援事業	精神的不安定等、複数のハイリスク要因を抱える妊産婦に対して、助産師が継続的な家庭訪問による支援を実施します。	継続	子ども青少年局
89 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親子の就職を困難にしている学歴の問題を解消し、正規雇用を中心とした就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部を支給します。	継続	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
90 生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。	継続	健康福祉局
91 生活福祉資金の貸付	低所得者、障害者又は高齢者に対し、必要に応じた資金の貸付けと必要な相談支援を行います。	継続	健康福祉局
92 犯罪被害者等への支援金、見舞金	犯罪被害により当面必要な経費に充てるための費用を支給します。また、遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に見舞金を支給します。	継続	スポーツ市民局
93 犯罪被害者等への日常生活支援	犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族、遺族の居宅へヘルパーの派遣や食事の配達等の支援を行います。	継続	スポーツ市民局

(7)-㉔ 住まいの確保のための支援

DV・困難女性

DV被害者等の自立を支援するためには、居住の安定を図ることは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センター等の支援機関では、被害者等に対し、住宅の確保についての情報提供等を行うとともに、市営住宅への入居に際して、被害者等の自立支援のため優先入居の制度の活用を図ります。

事業	内容	方向性	所管
94 市営住宅を活用した支援	DV被害者等の一時的な滞在場所として市営住宅を提供します。また、その後の生活再建に向け、居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への入居に際して、一般募集とは別に、被害者向け等の募集を行います。	継続	子ども青少年局 住宅都市局

事業	内容	方向性	所管
95 住宅確保要配慮者 に対する居住支援 の促進	DV 被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、入居相談や生活支援等の居住支援サービスが適切に提供される仕組みづくりを進めます。	継続	住宅都市局
83 (再掲) 母子生活支 援施設における支 援	DV 被害者等とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	継続	子ども青少年局
96 妊産婦等生活援助 事業	家庭生活に困難を抱え、居場所のない妊産婦等に対し、一時的な住まいを提供し、安全な出産をすることができる環境を整えるとともに、その後の養育に係る情報提供等の支援を行います。	新規	子ども青少年局
97 ひとり親家庭転居 費用補助金	ひとり親家庭の住環境や家計の改善のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用補助の実施に向けて検討します。	新規	子ども青少年局

(7)-㉔ 就業支援

DV・困難女性

DV 被害者等の自立を支援する上で、就業支援を促進することは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センターを始め支援機関は、DV 被害者等の状況に応じて、ハローワーク、仕事・暮らし自立サポートセンター等様々な就業支援機関等に関する情報提供を行い、当該関係機関と連携して、就業に向け支援を進めます。

事業	内容	方向性	所管
20 (再掲)男女平等参 画推進センターに おける就業支援	男女平等参画推進センター等において、就労支援セミナー等を実施します。	継続	スポーツ市民局
98 ジョイナスナゴヤ における就業支援	就業相談（キャリアカウンセリング）、自立支援プログラム策定、心理カウンセリングを実施します。	継続	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
99 職業紹介等	就業促進活動、求人情報提供、就業支援講習会、就業相談等、ひとり親家庭等一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就業支援を行います。	継続	子ども青少年局
100 自立支援給付金事業	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。	継続	子ども青少年局
101 若者自立支援ジャンプアップ事業	就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、社会体験機会の提供及び相談対応のほか就職活動・就労に必要なコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用した就労支援事業を実施します。	継続	子ども青少年局
102 若者・企業リンクサポート事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に合わせて若者本人のスキルを向上させる就労支援のみならず、若者本人の特性等に合った企業をマッチングすることや、就職後も職場定着がはかれるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援します。	継続	子ども青少年局
103 一体的就労支援事業	ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行います。	継続	健康福祉局 子ども青少年局
90 (再掲)生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。	継続	健康福祉局

事業	内容	方向性	所管
104 なごやジョブサ ポートセンター における就業支 援	職業紹介や就職準備セミナーなどの就業支 援を行います。	継続	経済局

目標8 多様なDV被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実

配偶者暴力防止法において、職務関係者は、被害者等の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないとされており、それを踏まえ、被害者個々の立場、状況に十分配慮して相談支援を行います。

DV被害者等が高齢者又は障害者である場合は、高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場合があることを認識し、これらの虐待に関する相談支援機関とも十分な連携を図り、支援を進めます。また性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の被害者等多様な状況にあるDV被害者の相談、支援についても十分な配慮が必要なことから、支援者の理解の深化を図ることが必要です。さらに、DVは、他の家族等への暴力の可能性もあることから、関係機関との連携を進めます。

国の女性支援基本方針において、困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象者となるとされており、それを踏まえて相談支援を行います。

(8)-⑳ 外国につながる方への支援

DV・困難女性

事業	内容	方向性	所管
105 女性及び児童への 相談援助活動にお ける通訳等派遣事 業	日本語による意思疎通が十分にできない被害者等が相談に来た際に、社会福祉事務所等へ通訳者を派遣し円滑に相談できるように努めます。	継続	子ども青少年局
106 多言語による各種 相談等	名古屋国際センターでは、法律相談や心のカウンセリング、トリオホン等を活用した生活相談等の多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等）による各種相談事業を推進します。	継続	観光文化交流局
107 日本語教育相談セ ンターでの相談事 業	外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等を通じた支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図ります。	継続	教育委員会

DV・困難女性

(8)-㉔ 高齢の対象者への支援

事業	内容	方向性	所管
108 社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援	高齢のDV被害者等に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、いきいき支援センター等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	健康福祉局 子ども青少年局
109 高齢者虐待相談センターにおける相談支援	高齢者虐待相談センターでは、DV被害も含めた高齢者虐待について相談を受け、社会福祉事務所やいきいき支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	健康福祉局
110 高齢者就業支援センター	高齢者が社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習などの就業支援を行います。	継続	健康福祉局

DV・困難女性

(8)-㉕ 障害のある対象者への支援

事業	内容	方向性	所管
111 社会福祉事務所、保健センター等による連携した支援	障害のあるDV被害者等に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、保健所等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	健康福祉局 子ども青少年局
112 障害者虐待相談センターにおける相談支援	障害者虐待相談センターでは、DV被害も含めた障害者虐待について相談を受け、社会福祉事務所や障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	健康福祉局
113 障害者基幹相談支援センターにおける相談支援	障害者の身近な相談窓口を各区に設置することで、障害者（児）とその家族の方の地域における生活を支援します。	継続	健康福祉局

(8)-㉔ 多様な状況にある対象者への支援

DV・困難女性

事業	内容	方向性	所管
114 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)のDV被害者の理解と配慮	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の被害者の相談、支援について、それぞれの状況に配慮した支援ができるよう支援者に対して研修等を通じて理解を深め、適切に対応します。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局
115 部落差別への理解と配慮	支援者が部落差別について正しい理解と認識を深めるための研修等を実施し、差別に配慮した支援と適切な対応に努めます。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局
116 文化センターにおける各種事業	地域社会全体の中での福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての各種事業(生活相談・高齢者相談等の各種相談、人権に関わる啓発事業、保健福祉・教養文化等の各種講座・教室の開催)を実施します。	継続	スポーツ市民局
117 犯罪被害者等総合支援窓口	犯罪被害者等からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関の案内を実施します。	継続	スポーツ市民局

基本方向3

総合的な支援体制の強化

DV防止・女性支援基本計画を推進していくため、DV防止法に基づく関係機関・民間団体等から構成される配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する協議会や女性支援新法に基づく支援調整会議を開催するなど連携を推進します。また、支援者向けの研修の充実など組織的対応力の向上を図るとともに、総合的な支援体制の強化を目指します。

目標9 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進

(9)-③① 総合的な庁内連携の推進

DV・困難女性

DVや女性が抱える困難な問題には、複合的な問題が含まれており、ひとつの機関のみで支援を行うことは困難であるため、重層的な庁内会議において必要な情報共有を図るとともに、被害者等の支援にかかる協議を行い、DV防止・女性支援計画に基づく施策・事業の進行管理に努め、庁内の連携を進めます。

事業	内容	方向性	所管
118 庁内連携の推進	<p>「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止をはじめとした男女平等参画の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議し、全庁的な対策を進めます。</p> <p>また、庁内連絡会議において、関係局における取組み等に関する情報共有を図り、計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係局の連携等を進めます。</p>	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局

(9)-⑳ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進

DV 被害者等を早期発見し、適切な保護、自立に繋げていくため、関係機関と相互に十分な連携を図りながら対応します。また、DV 被害者等支援に関する豊富な経験や専門知識を有する民間団体の理解と協力は重要であり、DV の防止や困難な問題を抱える女性の相談、保護、同行支援に至る様々な場面で民間団体が行う先進的な取組も活用して、緊密に連携を図ります。

事業	内容	方向性	所管
119 関係機関・民間団体との連携	法に基づく DV 被害者支援協議会及び女性支援調整会議を新たに立ち上げ、関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう各構成機関等の取組の共有等を行い、連携を進めます。 また、それぞれの実務者会議を新たに立ち上げ、より具体的な取組についても連携を進めます。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局
35 (再掲) 関係機関連携会議の実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	子ども青少年局
120 愛知県女性相談支援センターとの連携	DV 被害者等の安心と安全の確保のため、一時保護を行う愛知県女性相談支援センターと緊密に連携して支援します。	継続	子ども青少年局
121 警察との連携	DV 被害者等の安心と安全のため、愛知県警察が主催する「ストーカー・DV 等関係機関連絡会議」に参画し意見交換を行うなど、愛知県警察と緊密に連携することで被害の防止を図るとともに、緊急対応を行います。	継続	子ども青少年局
122 DV 被害者支援団体との連携・協力	DV 被害者等の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携による DV 被害者等の安全確保のため、ニーズに合わせて補助を拡充します。 より一層の連携・協力を図り、民間団体の支援を行います。	拡充	子ども青少年局

事業	内容	方向性	所管
123 他の自治体との広域的連携	広域的な連携等に関して、愛知県女性相談支援センターや関係する自治体との連携を十分に図って支援します。	継続	子ども青少年局
38 (再掲) 専門家(弁護士)との連携	愛知県弁護士会と連携し、DV相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多く、また幅広い相談に対応できるようにします。	拡充	子ども青少年局
74 (再掲) 児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整(なごや子どもサポート連絡協議会等)、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。	継続	子ども青少年局

DV・困難女性

(9)-③③ 適切な苦情処理の実施

申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するよう努めます。

主な事項	内容	方向性	所管
124 苦情処理の取組み	男女平等参画苦情処理制度等を活用して、適切かつ迅速な対応を行います。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局

目標 10 支援者及び組織の対応力の強化

DV・困難女性

(10)-⑳ 支援者のスキルアップと育成支援

適切な支援には、新しい課題や制度等について、十分な理解が必要です。

DV 被害者等の支援を進めるにあたっては、相談・保護・自立・心身の回復までを視野に入れた切れ目のない支援が重要であり、公的機関・民間団体の支援者が共通理解と相互信頼を深め、支援者のスキルアップ・組織的対応力の強化等のための研修の充実を図ります。

また、支援者の育成支援に取り組みます。

事業	内容	方向性	所管
31 (再掲) DV に関する研修の充実	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。	継続	子ども青少年局
32 (再掲) コンサルテーション機能の充実	区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。	拡充	子ども青少年局
36 (再掲) 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難な問題を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。	拡充	子ども青少年局
125 支援者への研修	支援に関係する職員や公的機関・民間団体の支援者の知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。 また、困難を抱える女性への支援についても、知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。	拡充	スポーツ市民局 子ども青少年局
126 支援者の育成	民間団体での支援の活動を活発にしているため、支援者養成研修の実施に向けて検討します。	新規	スポーツ市民局 子ども青少年局

(10)-㉓ 組織的対応のための体制整備

DV・困難女性

DV 被害者等の相談について、危険性や緊急性を客観的に査定して、組織内で支援方針を決定する仕組みを整備するとともに、相談支援の質を平準化するための方策を検討し、組織的対応を実施します。

主な事項	内 容	方向性	所 管
127 支援体制	研修による支援者の育成や支援の質の向上を図るとともにアセスメントツールの活用等による組織的対応を行います。	継続	子ども青少年局

(10)-㉔ 支援者のメンタルヘルス

DV・困難女性

DV 被害者等からの相談支援業務に従事する支援者は、その職務の特性から、自分自身をすり減らしてしまうことで、バーンアウト（燃え尽き）状態につながってしまうことや、被害者等と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること（二次受傷）があります。これらの状況を防止するため、支援者のメンタルヘルスに必要な対策を行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
128 支援者のこころのケア	相談支援業務に従事する職員が、バーンアウト（燃え尽き）状態やDV等の二次受傷に陥ることがないように、セルフケアの方法などを学ぶ機会を提供します。	継続	子ども青少年局
129 支援者の安全対策	相談支援業務に従事する職員が加害者から不当な危害を加えられないように、職員等の個人情報を守るなど、安全対策に努めます。	継続	子ども青少年局

(10)-⑳ 二次的被害防止のための関係職員等への研修

支援者の言動が DV 被害者等をさらに追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のためには、DV 被害者等と直接関わる部署の職員等に対する研修及び啓発が重要であり、DV 被害者等の置かれた状況を深く理解し、DV 被害者等に寄り添う支援を行うよう、一層の充実を図ります。

主な事項	内 容	方向性	所 管
130 職務関係者研修	職員等に対し、二次的被害防止のための研修を行います。	継続	スポーツ市民局 子ども青少年局

第4章 計画の推進

1 推進体制

DV防止・女性支援に関する施策は広範多岐にわたり、ひとつの機関で支援を行うことは困難です。「名古屋市男女平等参画推進協議会」において必要な情報共有に努めるとともに、DV防止・女性支援の推進に関する課題事項について調査・審議を行います。

また、庁内連絡会議及び法に基づくDV被害者支援協議会及び女性支援調整会議において、施策、事業について代表者レベル、実務者レベルでの協議を行い、関係部署・関係機関の連携を緊密に行い、計画の着実な推進を図ります。

2 実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに実施状況を公表します。

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性
への支援に関する基本計画（案）（暫定版）